

平成19年第2回(6月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(6月8日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	3
行政報告.....	4
行政改革特別委員会委員長の経過報告.....	6
報告第4号～報告第7号の上程、説明、質疑.....	8
議案第44号、議案第45号の上程、説明、質疑、採決.....	11
議案第46号～議案第48号の上程、説明.....	16
議案第49号の上程、説明.....	19
議案第50号、議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	20
議案第52号の上程、説明.....	22
人権擁護委員候補者の推薦.....	23
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙.....	24
散会宣告.....	25

第2号(6月11日)

議事日程.....	27
本日の会議に付した事件.....	27
出席議員.....	27
欠席議員.....	27
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	27
職務のため出席した者の職氏名.....	28
開議宣告.....	29

一般質問.....	29
飯田正志君.....	29
遠藤正寿君.....	34
杉山誠君.....	39
木内一郎君.....	48
小野忠宏君.....	50
内田勝行君.....	53
森良雄君.....	55
杉山羌央君.....	70
飯田宣夫君.....	72
大川孝君.....	78
鈴木基文君.....	84
散会宣告.....	87

第 3 号 (6月12日)

議事日程.....	89
本日の会議に付した事件.....	89
出席議員.....	89
欠席議員.....	89
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	89
職務のため出席した者の職氏名.....	90
開議宣告.....	91
○発言の訂正.....	91
一般質問.....	91
関邦夫君.....	91
三須重治君.....	99
加藤章君.....	105
酒井勲一君.....	108
木村建一君.....	114
散会宣告.....	130

第 4 号 (6月21日)

議事日程.....	131
本日の会議に付した事件.....	131
出席議員.....	131

欠席議員.....	1 3 2
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 3 2
職務のため出席した者の職氏名.....	1 3 2
開議宣告.....	1 3 3
議事日程説明.....	1 3 3
議案第 4 6 号～議案第 4 8 号の質疑、討論、採決.....	1 3 3
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決.....	1 4 1
議案第 5 0 号、議案第 5 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 4 1
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決.....	1 4 5
陳情第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 4 7
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 8
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 9
決議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 5 1
議員派遣について.....	1 5 2
日程の追加.....	1 5 2
報告第 8 号、報告第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 5 3
閉会の宣告.....	1 5 4
署名議員.....	1 5 5

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第2回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（堀江昭二君） ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（堀江昭二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。19番、関邦夫議員、20番、小野忠宏議員を指名いたします。

会期の決定

議長（堀江昭二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの14日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず最初に、小森勝彦議員は、公職選挙法第90条の規定により、3月30日付けで伊豆市議会議員を退職されました。これにより、4月13日福祉文教委員会が開催され、委員会条例第8条第1項の規定により、副委員長互選を行いました。その結果、木村建一議員が福祉文教委員会副委員長に選出されました。

次に、同じく欠員となりました、行政改革特別委員会委員の選任ですが、閉会中でありま

したので、委員会条例第7条の規定により、福祉文教委員会の意見を聞き、飯田正志議員を同日、指名しましたので報告いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項に基づく、市の出資法人である伊豆市振興公社の経営状況の公表につきましては、書類をお手元に配付しましたのでご覧いただきたいと思ひます。

なお、これに対する説明及び質疑については、この後の全員協議会において行ひます。

次に、遠距離通学費補助制度の見直しを求める請願の処理の経過及び結果の報告が教育委員会より提出されておりますので、その写しを配布してあります。ご覧いただきたいと思ひます。

次に、監査委員より、法に基づく例月出納検査結果報告につきましては、特に指摘事項はありませんでした。

その他の議長の会議・出張等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

行政報告

議長（堀江昭二君） 日程第4、行政報告を行ひます。

これを許します。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） おはようございます。

平成19年6月議会に先立ち、関係する諸議案を提出するとともに、行政報告を申し上げ、議員各位を初めとする、市民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

先に行われました全国市長会では、地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方が示されました。

その中には、基本原則として5項目が挙げられており、まず第1に基礎自治体優先、第2に明快・簡素・効率の良い自治、第3は自由と責任、自立と連帯、第4は受益と負担の明確化、第5に透明性の向上と住民本位の行政を目指す旨の方向性が打ち出されました。

いま、国及び地方の自治が大きく変わろうとしております。このような時こそ、混迷する世相、変化する社会の中にチャンス有りと申します。皆様方におかれましても、政治・行政の舵取りの妙を尽くす時と、ご期待申し上げますと共に、ぜひ、本議会が伊豆市にとって実り多きことを祈念いたします。

さて、この大きな変革のうねりの中で、伊豆市においては、市立柏久保保育園を民営化するための移管先を募集しましたところ3社から申し出があり、移管法人選定基準により選定委員会に諮り審査の後、今月末を目安に絞り込みの作業を行い、平成20年度からの民営化を目指します。

ここで、伊豆市清掃センター・し尿処理施設で生産しております、し尿汚泥肥料から許容量を超える水銀が検出されたことにつきまして、ご報告いたします。

当施設の処分後の汚泥肥料は、平成12年10月1日付で肥料登録をし、3年ごとの更新を行ってきました。今年度は、5月7日に立ち入り検査を受け、5月17日に農林水産消費安全技術センターから許容基準の2ppmを超える、6ppmの水銀が検出されたとの連絡を受けました。直ちに、市民への配布を中止いたしました。

検査対象肥料の22袋については、既に無料配布した3名の方に使用停止と回収の協力を伝えただけ、相談窓口を開設するなど、問い合わせ等の対応をいたしました。

本年3月の自主検査では、水銀は検出されませんでした。念のため、4月末生産分から5月17日まで配布した方々に連絡したほか、有線放送でも回収のお願いをしました。

水銀が検出されたことは反省すべき点もあることから、今後は、再発防止に努めるため、農林水産省並びに肥料検査機関の指導をいただき、原因の解明と自主検査回数を増やすなど、肥料の安全性と品質の向上に努めていきたいと考えております。

次に、イベント報告をいたします。去る5月26日に行われました、サイクルフェスティバルは、天候にも恵まれ、盛大に開催することができました。特に、今回のツアー・オブ・ジャパン・伊豆ステージは、霧や風の心配がないように、前年の伊豆スカイラインからサイクルスポーツセンター周回コースに会場を移し、スタートを修善寺駅前商店街とし、より多くの市民の皆さんに、世界レベルの選手の走りを観戦していただきました。大変好評であったと感じております。

このツアー・オブ・ジャパン・伊豆ステージの観戦や、サイクルフェスティバルへの参加・入場者は、昨年を上回る8,000人以上の人出となり、サイクルメッカ伊豆を目指した成果が達成されたことと思います。

開催に当たり、地元地区や商店街はもとより、県などの関係機関、自転車関係機関の皆様、開催に当たりご支援、ご協力をいただきました関係者の皆様に感謝いたします。

また、去る5月27日に、全国へ生放送されましたNHKのど自慢につきましては、大勢の方々からの出場依頼や観覧希望があり、修善寺温泉開湯1200年を始め、観光伊豆を目指した姿勢が全国に向けて発信されたことを、大変嬉しく思います。

当日は1,000人の観客で会場が埋まり、ゲスト出演は、五木ひろしさん、石川さゆりさんで、観覧された方にもご満足いただけたことと思います。

この開催に当たり、ご支援、ご協力をいただきました関係各位に感謝申し上げます。

この2つの事業展開は、伊豆市の地域活性化に向けた話題づくりに、大きく寄与したものと確信いたします。

本年3月定例会で、平成19年度の予算をご承認いただきましたが、静岡県からも、道路整備や環境整備に格別のご配慮をいただき、日向や矢熊地区における県道修善寺天城湯ヶ島線の重点整備や、天城北道路アクセス道路の整備が進められております。さらに、合併特別債による新火葬場建設につきましても、来年春の完成を目指して、事業が順調に進められております。

以上、行政報告を申し上げましたが、厳しい行財政の中、精力的に改革を進め、あらゆる面において無駄を省きつつ、効率の良い予算執行に努めるとともに、新たな事業に取り組む能力を培うよう、人材育成に注力し、職員ともども前進し、より効率的で効果的な行政運営と、市民サービスの提供に努めてまいりますので、議員並びに市民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで行政報告は終わりました。

行政改革特別委員会委員長の経過報告

議長（堀江昭二君） 日程第5、行政改革特別委員会委員長の経過報告を行います。

行政改革特別委員会委員長小野忠宏議員。

〔行政改革特別委員会委員長 小野忠宏君登壇〕

行政改革特別委員会委員長（小野忠宏君） 行政改革の委員会の経過報告を行います。

昨年12月の定例会で行政改革特別委員会が設置されてから、第1回会議を1月23日に行いまして6月6日までの間にショート会合を含め、13回の会議を行っております。

第1回、第2回の会議におきましては、委員会におけるこれからの審議事項について検討しました。そして、次のように決定しております。

1つ、前期委員会における審議事項を中心に、市の行政改革の進捗状況についての調査及び研究。2つ目が議員定数の見直し。3つ目が市有財産の有効活用。その他、委員会におきまして各委員から出されました課題が次のようにございます。

最初の3つの課題の進捗にあわせまして、逐次審議する予定でございます。1つは補助金の見直し。2つ目が市役所の職員数。3つ目が組織体制、支所制度。4つ目が地方税の徴収強化。5つ目が民間委託の再検討。6つ目が議場を本庁へ移転について。7つ目は事業仕分けについて。8つ目が契約制度の見直し。9つ目が下水道計画の見直し。最後に物件費の削減についての検討。これだけの10項目のことが出されておまして、進捗に合わせて検討できることは検討していくと、こういうことになっております。

最初の3つのことに関する審議事項の経過報告でございますが、前期の委員会におきまして、まず行政改革の一環として集中改革プランについて検討を行っておりますが、この検討結果について、執行部の方から注目すべき点が多くあるんで、行政改革推進に当たって参考にしたいというような考えが示されました。

これを受けて4月24日に企画部から説明を受けました。

集中改革プランの進捗状況でございますが、5月18日までに もう過ぎておりますが 18日までに各部課が企画課へ、平成18年度集中改革プラン実施状況報告書を提出すると。5月24日から本日6月8日までの間に各部課とのヒアリングを行い、実施状況を取りまとめる。このような説明を受けております。今後、行革の委員会におきましては進捗状況、

結果について、さらに聴いていく予定であります。

2つ目に、市有財産の有効活用でございますが、これも執行部に市有地の土地資料の提出を申し入れてありました。

その結果、一覧表に提出されまして、4月24日に執行部からの説明を聞きました。市有地は市内全般にわたっておりまして、短時間には調査できないため、第一段階として数箇所を抽出し、現地調査を実施するというのを決定しました。そこで5月24日、現地調査の実施を行いました。調査箇所は天城湯ヶ島地区が1カ所、中伊豆地区が2カ所、土肥地区2カ所、修善寺地区3カ所、計8カ所でございます。視察の結果、有効活用の推進をすべき土地がありますので、取りまとめを行いまして、提案をしていく予定でございます。

3つ目に、最後でございますが、議員定数の見直しについて、これも検討をやっております。この課題は審議の中で最も多くの時間を費やして議論を行っております。最初に、函南町の議会を視察して、いろいろな話を伺っております。2月14日函南町議会に全員で出張いたしましたして、定員を20名から18名に減らした経過等について話を聞きました。

以下のような話を伺っております。

区長会からの要望を受けて、特別委員会を設置したと、こういうことございました。それから全国自治体の中から、財政力、産業構造が似た自治体を抽出して、比較することから始めたということございました。それから全議員に特別委員会の傍聴を促すと同時に、午前中に委員会を、午後、全員協議会を行うということで全議員の共有課題として検討を行ってきた。こういうことございました。それから、報酬は報酬審議会に諮るということで決定しておるそうでございます。最後でございますが、4回会合を行って結論を出したと、こういうようなことございました。

その結果でございますが、委員会を何回か行っておりますが、主な意見、それから話し合った結果でございますが、まず、人口、面積、我々伊豆市の財政力状況、それから近隣自治体の状況及び市民感情を考慮して特定数字にまとめ上げていこうということになっております。それから次回一般選挙は22人と定められておりますが、全国的な削減の流れや市民感情などから、削減の方向で分析を行いながら検討していくということになっております。なお、少数意見でございますが、面積が広大であること、辺地の意見を吸い上げるのも重要ではないかという意見も当然出ております。それで特定の数字がだんだんと出てまいりまして、20人以下、20人、21人、現状の合併時に決められました22人。この4通りの案が出されて、結果として20人を中心に、今後さらに検討をしていくということに決定しております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで行政改革特別委員会委員長の経過報告は終わりました。

ただいまの報告の中で議員定数の見直しについては、この後の全員協議会において皆さんの意見を聞きたいと思っております。

報告第4号～報告第7号の上程、説明、質疑

議長（堀江昭二君） 日程第6、報告第4号 平成18年度伊豆市一般会計予算の継続費繰越しの報告について、日程第7、報告第5号 平成18年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について、日程第8、報告第6号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計予算の繰越明許費の報告について、日程第9、報告第7号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計予算の繰越明許費の報告についての4件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 報告第4号 平成18年度伊豆市一般会計予算の継続費繰越しの報告から報告第7号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計予算の繰越明許費の報告についてまでの4議案の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、継続費繰越明許に関する繰越額の報告をするものであり、平成18年12月及び平成19年3月議会において議決をいただいたもので、新年度、最初の議会で結果を報告するものであります。

それぞれ議案つきまして、各担当部長に説明をさせます。よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。報告第4号から報告第7号について企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、継続費並びに繰越明許費につきましてのご説明をさせていただきます。

まず、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

継続費でございます。

これは、平成18年12月議会におきましてご承認をいただいておりますが、火葬場の建設事業のものでございます。

支出済額が1億1,980万円、残額として1億9,728万円というものでございます。なお、繰越分であります翌年度の財源でございますが、1億8,710万円については合併特例債を充てたいと考えております。

それから続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費の計算書でございますが、これにつきましては3款、4款、8款、それから11款とございます。これらは税務協議の遅れや用地交渉、工事の遅れ、それから国県の事業との関連によります遅れといったものでございます。なお、特別養護老人ホームの中伊豆建設に関する補助金につきましては、進捗率が27%。それから高齢者医療制度のシステム改修については、0%。それから上和田線の改良工事については87.9%。大平・本柿木線について

は49.8%。それから天城北道路のアクセス道路の整備工事については20.6%。駅前地区の交通環境整備については0%、それから農業施設災害復旧工事については71%。

以上のような進捗率になっております。

なお、これにつきましては平成19年3月において議会承認をいただいております。

続きまして、6ページの国民健康保険特別会計の繰越明許費でございますが国民健康保険の保険税システムの改修工事でございます。

これは、国の予算づけが非常に遅れたということがございまして、このシステム改修の予算付けが3月の議会において繰越承認をいただいたというものでございます。進捗率は0%でございます。

それから8ページ、介護保険の特別会計の繰越明許費でございますが、介護保険制度改正に伴うシステム改修というものでございます。これについても、国の予算が遅れたということから3月の議会承認で繰越明許させていただいたというものでございます。なお、ちなみにこれらのものについては10月よりの運用ということでございますので、それまでには間に合わせるという状況になっております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番（森 良雄君） 報告第4号、第5号、第6号、第7号については、具体的に国の予算が遅れたから、こうなったんだという説明がありました。

他については、どういう状況で遅れているのか。

中には、予算書で承認されているという説明がありましたけれども、それはそれとして、工事や事業がなぜ遅れているのか。0%だ20%だ、こういうのがあるということですね。

18年度伊豆市一般会計補正予算個々について、なぜこういうふうに遅れているのか報告第4号、第5号、第6号について細かくご説明いただきたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 総体的なお話につきましては、3月議会で細かくご説明をしたとおりでございます。

どうしてもということでございますので、それぞれの部署の担当部長に説明をさせます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 3月議会の説明は3月議会の説明なんですよ。

私は、今この議会で説明を求めているんです。

よろしくをお願いします。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 国民健康保険関係でございますが、企画部長の説明の通り3

月議会でもご説明いたしまして、本事業につきましては、平成20年度より実施をしている後期高齢者医療制度の創設に伴いますところの、資格喪失とかというようなシステムの開発でございます。

3月にもご説明したとおり、この遅れについて何ら、これが遅れたからといって本事業に差し支えるものでないと説明してあるとおりでございます。国の方針等が決まりましたら、そのシステムの変更等の改修をするということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 特別養護老人ホーム中伊豆の建設工事の関係でございますけれども、これも3月のときにご説明申し上げましたように、土地の問題で、農業委員会の許可の問題とかそういった関係で、工事の着手が遅れました。約半年近く遅れております。その影響で、これは国からも直接法人に補助が出ておるものでございますけれども、国の査定の中での補助率と同じことで支出させていただいたということで、3月の時点で27%でやったということで、その残の部分を超えたものでございます。

なお、今現在、4月末時点で61%。6月中には完成を目指しております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） それでは、繰越明許費の上和田線の改良工事から申し上げたいと思います。

上和田線の改良工事は、2軒の方の土地購入費、立木補償と分筆登記になるわけですが、税務署の協議が遅れたということが主な原因です。これにつきましては、既に契約も完了しております。

続きまして、市道大平柿木本柿木線の改良工事の本年度の工事が右岸の下部工ということで、狩野川漁協との関連上、11月以降でないと橋台が施工できないということで、工事請負費がこの中の4,600万円ほどあるわけですが、遅れたということと、もう一つは土地購入費と建物の補償金ですけど、契約時に3割、残りを登記後、立木解体後7割という契約のもので3割分2つ合わせまして、1,480万円になるわけですが、それが繰越明許になったということです。

続きまして、天城北道路アクセス道路の整備工事。これにつきましては、国県との工事協議上ですね、国県が天城北道路の工事を優先させて欲しいということで、それに関する周辺の工事が遅れてきたということです。

修善寺駅前地区の交通環境整備事業は、2軒の方の用地が農協さんの前ともう1軒になるわけですが、今やっておりますけど、この用地がなかなか交渉が厳しいということで遅れているということでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 最後の災害復旧の関係でございます。

これらは修善寺の大下の用水路の災害復旧工事でございます。ここにつきましては、工事箇所の水路の下側が県の土木施工の河川の護岸工事がありまして、その工事の関係が遅れていた関係で、その上側の工事の着工ができなかったということで遅れたわけでございます。この本体につきましては、既に完成しております。一部取り付けの道路のみ残してあるだけでございます。その他は全て完了をしております。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 今、ご説明の中で、例えば民生費の中伊豆の特別養護老人ホーム。3月時点の説明と今での説明はもう全然違うですね。今説明があった6月で完成します。そういう話がいただければ、私も納得するんですよ。

11番の災害復旧費の多分71%とおそらく完了間近というような答えだと思います。ただ、まだ他は一体、例えば0%がどうなったんだと後期医療制度、これもやっぱり国のあれが遅れた。遅れたならば一言それでいいんですよ。国の方が遅れたから、もうじきできますというんだったら、それでいいんです。そういう話が欲しい。

他はどうなってるんですか。50%とか20%が少しは進行しているんですか。

その辺を聞きたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） この調書は5月31日。

いわゆる出納閉鎖期間を基本にしまして、事業自身はそれ以降も着々と進んでいるわけです。ですから、私が先ほど言いました進捗率というのは、この段階における進捗率でございますので、もう既に6月になっておりますので、逐次4月、5月、6月という形で事業は進捗しているということをご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で質疑を終結をいたします。

以上で本4件の報告を終わります。

議案第44号、議案第45号の上程、説明、質疑、採決

議長（堀江昭二君） 日程第10、議案第44号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市税条例の一部改正）、日程第11、議案第45号 専決処分の報告及びその承認について（平成19年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第1回））の2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第44号並びに第45号の提案理由を申し上げます。

その前に、先ほどの報告第4号から7号までの提案理由の中で、それぞれの議案につきましては、各担当部長と申し上げたので、議長さんに大変戸惑いを起こさせたと思います。各をとっていただきたいと思います。

謹んでお詫び申し上げます。

それでは、議案第44号並びに第45号の提案理由を申し上げます。

専決処分の報告及びその承認について提案理由を申し上げます。

今回専決処分したものは、伊豆市税条例の一部改正及び平成19年度伊豆市老人保健特別会計補正予算第1回であります。

これは地方自治第179条第1項の規定により、伊豆市税条例の一部を改正する条例及び平成18年度伊豆市老人保健特別会計において歳入に不足が生じたので、歳出に必要な資金を平成19年度伊豆市老人保健特別会計より補てんをするため繰り上げ充用し、平成19年度老人保健特別会計補正予算の専決処分の承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第44号について総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは議案第44号について補足説明申し上げます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

本年の改正でございますが、概要につきましては、昨年の18年の改正、これにつきましては、個人住民税の税源移譲の改正または、固定資産税の算定方法の見直しというようなことで大幅な改正があったわけでございますが、19年度の改正におきましては、小幅な改正ということになりました。

住民税関係につきまして、金融証券税制の特例の見直し、固定資産税は高齢者住宅改修に伴う減額措置の創設という点でございます。10、11、12ページ条文の改正で、以下13ページから新旧対照表がついております。条文についての概要ということで、10ページの部分。

まず、個人住民税関係でございます。

税条例第14条関係につきましては、市民税の納税義務者の追加をいたすものでございます。これは新信託法により信託の利用機会が大幅に拡大され、信託類型が多様化したことに伴い、新信託法に対応した税制の整備がなされたというものでございます。

中段の104条でございます。

これはたばこ税の税率が、税額は変わらないわけでございますが、附則でうたっておったものを本則課税ということでうたいこむというものでございます。

それから、中段以下の附則第20条関係でございます。

これにつきましては、バリアフリー改修工事こちらでは高齢者等居住改修住宅というようになことでうたっておりますが、この減額措置が新たに創設されたということでございます。平成19年4月1日から22年3月31日までの間に、自己負担額が1戸当たり30万円以上のバリアフリー改修工事が行われたものに対して減額措置をするというものでございます。

それから11ページの部分でございます。

附則の第39条中段の関係でございますが、これは年度の改正ということでうたっております。

上場株式を譲渡した場合の、株式に係る譲渡所得にかかわる課税の特例ということで、これが平成20年3月31日と現状となっておりますが、この特例期間を1年延長して平成21年度までとするというものでございます。

それから、その下の附則の第42条の改正でございます。

これは特定の中小会社が発行した株式に係ります、譲渡損失の繰越控除等を譲渡所得の課税の特例ということで、これも同じく期限付きのもので、現在うたってございました。平成19年3月31日を平成21年3月31日の2年間延長するという改正部分でございます。

以上、税条例の一部改正ということで専決処分をさせていただいたものを、今回報告させていただきますというものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に議案45号について市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 資料につきましては、22ページをお願いをしたいと思います。

平成18年度の伊豆市老人保健特別会計におきまして、歳入に不足が生じたので、歳出に必要な資金を平成19年度老人保健特別会計予算より繰上充用をし、不足額を補てんするため平成19年度の老人保健特別会計補正予算の専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をお願いするものであります。

これは国庫負担金の精算予定額を下回った概算払いによるものでありまして、平成18年度老人保健特別会計において、最終支払いとなる2月診療分の支出額に対し収入額が不足することから、地方自治法施行令第116条の2に基づき、平成19年度予算より繰上充用を行ったものであります。

次に27ページの歳出補正額。

3款1項1目の前年度繰上充用金として、不足額分の375万4,000円を計上し、その財源として、前ページの歳入予算額として2款1項1目の医療費負担金の過年度精算金に375万4,000円を計上し、歳入歳出予算を40億1,050万4,000円とする補正予算を行ったのものでございます。

よろしくをお願いをしたいと思います。

議長（堀江昭二君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森です。

私、専決問題ではいつも質問させてもらっているんですけども、今もありましたけれども、なぜ専決したのかという説明がないんですね。私がなぜこれを質問するかと、これは議会に諮るべきことだから質問したいんですよ。

なぜ専決したのか。例えば、議案45号、これは議会を開いて承認を得てから実施するべきものではないですか。議案第44号、これはなぜ専決にしたかという説明は何もない。答えを教えたら、いつも同じようなことなただけけれども、例えば地方自治法が3月末に改正されたからしょうがなくて4月1日に実施するんだったら専決をせざるを得なかった。こういう明確な理由があるんだったら、これはしょうがないです。専決にしても。今の伊豆市のやり方は、もう専決したから議会は承認しろ、私はこれじゃいかんと思うんですね。なぜ専決にしたのか。専決にせざるを得なかったのか。議会を開く暇がなかったのか。

ご説明いただきたい。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 税条例の議案第44号につきましては、今、議員さんが言われたとおりで、例年この税法の改正これは年度末ぎりぎりでございます、4月1日からの施行に間に合わないということで、議会を開く暇がないということで専決をさせていただいたというものでございます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 説明の中にありましたように、最終支払いとなります2月診療分の支出額について、これを支払うということの中で、議会を開く暇がないというようなことの中で、地方自治法施行令第116条の規定の中で繰上充用を行ったということでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） なんでもかんでも議会を開く暇がなかったというのも、これ議会としてはやはりちょっと、そうですかというわけにはいかないと思うんですよ。

やはり事前に議会には議長もいるんだから、議運という組織もあるんだから、何らかの説明があってもいいんじゃないですか。全協を開く機会だってあるんじゃないですか。

ぜひ、そういうのを生かしてやってもらいたい。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 最初に、税条例のことについて2つお尋ねします。

1つ目は、高齢者等の改修、1戸30万円以上に対して減額措置をするということでしたが、その減額がよくわかりませんので、どういう形になっているのかをお願いしたい。減額措置を

するという減額措置の中身です。

それから、同じ条例の2つ目です。株式譲渡の、いわゆる税金を免除してあげましょうということだと思ふんですけどね。それをさらに延ばすということでもよろしいですか。そういうふうに理解をしたんですが。だから、税だけは特別に今までどおりの減税を続けますということでもいいでしょうか。中身がもしわかっていたら、その辺あたりのどのくらいの割合だったことが、わかったらお話ください。

それから、老人保健の方の専決処分のことについてですが、なぜ専決処分したのかはわかりました。間に合わないから2月分の支払いですね。何ですが、18年度いわゆる平成17年度の老人保健特別会計においても同じような措置をしているんですね。そうしますとこういうやり方でいくと、ずーっと伊豆市は、専決処分をやらざるを得ない。いわゆる予測ですから確かに難しさというのはよくわかります。わかるんですが、去年も同じことやって、17年度と同じように専決処分をやって今年も専決処分。ほかのところではやられてるのかなと思うのは、予想がつかみませんからね。例えば一般会計からお借りしておいて、またその国庫負担金というか医療費に対して多いか少ないかによって、一般会計の中で行ったり来たりするという方法もあるのかなと思ってたんですが、結論をもう一度言います。こういうやり方だとずーっと専決処分をやるんですか。なりはしないかなということなんですが、その辺のお金の、いわゆる歳入の方のやり方の問題について、こういう形を今後とも続けるのかどうかお答えください。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 1点目の税のバリアフリーの改修工事の減額措置の関係でございますが、これは減額の対象となる要件もございます。それぞれ65歳以上の方であるとか、介護認定あるいは要支援認定を受けている方であるとか、また、工事の要件についても条件があるわけでございますが、いずれにせよ、この工事が申請に基づいて改修した翌年度分に限ります。1戸当たり100平米相当まで税額の3分の1が減額になるという制度でございます。

それから、いわゆる株式の譲渡の特例の延長の関係でございます。かつてエンジェル税制というふうに言われ、いわゆるベンチャー企業等によります個人投資家からの資金調達。これにかかります税制優遇措置ということで設けられたものでございます。これを株式譲渡益に対します各優遇措置のそれぞれ年数が延長されたという改正でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず余計なことで申し訳ありませんが、森議員の説明の中で、答弁をしようもなかったわけですけども、本専決処分について、所管の委員会等には報告をいたしましたので、ご報告だけをさせていただきたいと思います。

それから、本題のこう何回もやるのかということで、私に聞かれても全くわからないと。

昨年もやりました。これは制度の中でやることですので、ご理解いただけたらと思います。それは国庫負担金の精算が100%くれば借りなくてもいいわけです。持ってこなくてもいいわけです。説明でもいたしましたように、精算予定額を下回った概算で国は決定いたしますので、国が100%精算をしていただければ、このようなことは全くありませんので、国が精算を下回って概算払いを決定いたしましたので、このように平成19年度から地方自治法の規定の中で充用するものでありますので、今後精算が100%ということであれば、それは専決処分はしなくて精算ができるということになります。予算上少なくなったということではありませんので、予算上の予算は確保がありますので、何と申しますか、現金が国から遅れてくるということですので、ご理解いただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、分割採決を行います。

議案第44号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。よって、議案第44号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第45号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。よって、議案第45号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、ここで35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時35分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号～議案第48号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第12、議案第46号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）、日程第13、議案第47号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第2回）、日程第14、議案第48号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）の3議

案を一括して議題といたします。

提出者から議案の提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第46号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）についてから、議案第48号 平成19年度伊豆市天城温泉会館特別会計補正予算（第1回）についてまでの3議案の提案理由を申し上げます。

一般会計は、今回が1回目の補正で、歳入においては平成18年度老人保健特別会計精算に伴う返還繰り入れが生じました。

歳出においては、地域資源活用事業にかかる企画費の補助費、天城温泉会館特別会計への繰出金並びに狩野川公園外灯補修で歳入歳出それぞれ705万円を追加する内容となっております。

特別会計では、平成18年度老人保健特別会計事業の精算に伴う補正予算（第2回）と、天城温泉会館特別会計補正予算（第1回）のボイラー取替え工事となっております。

各会計の補正の詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第46号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは一般会計の補正予算（第1回）につきましてご説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ705万円を増額いたしまして、総額152億2,405万円とさせていただきますというものでございます。

それでは、30ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、繰入金、先ほど申し上げましたように、特別会計の繰入金、老人保健特別会計でございますが、1,241万6,000円の増と、それから基金繰り入れ1,100万円の減、それから繰越金でございますが、これを63万4,000円増額それから諸収入といたしまして雑入500万円というものでございます。なお、この500万円につきましては歳出の方でご説明をさせていただきます。

まず、歳出の総務費でございますが、総務管理費500万円ということで、これは、合併市町村地域資源活用事業補助金というものでございまして、財団法人の地域活性化センターより雑入で500万円入れて、総務管理費の方で500万円出すということでございますので、一般会計には直接影響はございません。なおこの事業でございますが、土肥旅館組合が主体となりまして、海のなかつた住民とウミンチュウ、海の人と書きまして海人の交流体験という事

業を実施したいというものでございます。内容的にはトビウオすくいの体験、砂遊び体験、土肥の歴史散策というメニューでございまして、これと併せまして、防波堤ができておりますあの観光会館の周辺でございまして、防波堤ができておりますが、そのペインティングを実施したいという事業のものでございます。

それから、商工費につきましては180万円。これは天城温泉会館への繰出しでございます。

それから、教育費につきましては、狩野川記念公園の防犯灯の改修を早急に実施したいということで25万円。

トータル705万円の増額補正予算でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第47号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 議案第47号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第2回）について理由を申し上げます。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,127万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億3,178万2,000円とする補正であります。

この補正は、平成18年度の実績報告及び精算に伴い、償還金それから一般会計繰出金の増額補正と歳出に対する歳入精算交付に伴うための増額減額補正であります。

39ページをお願いいたします。歳入予算につきましては、2款の国庫支出金について過年度分の精算金によります追加交付が決定いたしましたので、精算するものであります。あとは、歳入歳出の過不足を調整したものでございます。これは先ほど説明したように、平成18年度で国が概算でしか交付しなかった。いわゆる少なかった分を、ここで平成19年度で入ってくるもので補正予算を計上したと、こういうことでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、歳出予算の2款1項についてでございますけれども、平成18年度の支払い基金、交付金等の超過交付分を精算するため、償還金の予算額3万円に886万2,000円を増額補正し、支払い基金及び県に返還するものでございます。

また、2項の一般会計繰出金につきましても、超過繰入金の精算をすべく1,241万6,000円を増額補正し、一般会計へ返還するものでございます。

よろしく願いをいたします。

議長（堀江昭二君） 次に議案第48号について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、平成19年度天城温泉会館特別会計補正予算（第1回）につきまして、細部の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算に340万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億241万円とする予算でございます。46ページをお願いいたします。この補正は、温泉管におけるシャワー及び

カランの加温用ボイラーの2基で交互運転をしていましたところ、1基が故障し、また、残りのボイラーで運転を実施しておりましたが、これも数日後、故障してしまいました。修繕を依頼したわけですが、ボイラーに穴が開いてしまっているため修繕ができないということになります。このような状況になってしまいましたので、今回補正をお願いいたしまして、早急に2基の取替えをするものでございます。

財源につきましては、一般会計の繰入金180万円、繰越金160万円。それから修繕費の100万円を予定しており、ボイラー2基の取替工事費440万円に充てるものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 以上で、説明は終わりました。

議案第49号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第15、議案第49号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第49号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、伊豆市の条例第183号の一部を改正するものであります。議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、議案第49号の補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、上位法でございます、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成19年3月30日に公布され、同年4月1日に施行をされたところでございます。これに伴いまして、伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

50ページ条文の改正、2行分でございますが、第5条第3項の補償基礎額の加算額について、現行の配偶者以外の扶養親族のうち2人目までについてはそれぞれ200円、その他の扶養親族については1人につき167円としていますものを、これを配偶者以外の扶養親族については、1人について200円とするというものでございます。3月の一般職の給与に関する法律の施行改正に伴いまして、一律3人目以降の扶養親族、これについても200円とすると

いう改正でございます。施行は、平成19年4月1日からの適用ということでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいま議題となっております、議案第46号から議案第49号までについての質疑は、6月21日開催予定の本会議において行います。

議案第50号、議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第16、議案第50号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についてと、日程第17、議案第51号 伊豆市指定管理者審査会条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正及び議案第51号 指定管理者審査会条例の制定については関連いたしますので、一括にて提案理由を申し上げます。

現在、伊豆市における指定管理者は、36施設となっております。設置者の責任を果たす立場から公の施設の目的に沿った利用をチェックするとともに指定管理者の管理権限の行使については、指示等を行う必要があるものと考えます。そうしたことから指定管理者の選定にかかわる諮問事務に加え、指定管理する施設の適正な管理業務の実績評価に対する審査を所掌事務として追加し、新たに審査会条例を制定したいというものであります。

条例の詳細につきましては、企画部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それではご説明をさせていただきます。

大まかには、今までこの指定管理者については、基本的に選定のみを審議会を設置いたしまして行ってきたわけでございますが、現在、こういった施設が80ほどございます。これは地区集会施設などもひっくるめますが、80ほどの指定管理施設がございます。これを今後どうしていったらいいかという視点にたちまして、きちっと管理をする、そのチェック機能も必要だろうという考えにたって、今回の条例改正をお願いしたというものでございます。

まず、対照表をごらんいただきたいと思います。手続条例におきましては4条2項において選定審議会の意見を聴かなければならないというところ、これを削除いたしました。こ

れに伴いまして、審査会を作ろうということで、審査会条例を設置するというものでございます。

それから、次の5条のところ、今までは市が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体という文言がございますが、これを個別に分けました1号、2号、3号、4号ということで市が出資している法人、それから2の公共団体または公共的団体、それから3の指定管理者として当該施設の管理を行っている団体等、それから4の前各号に掲げるもののほか、これに準ずる者として市長が特に認めるものという文言を入れさせていただきたいというものでございます。

それから、続きまして次のページに移りますが、5条の2におきまして選定審議会を削りましたものですから、ここにおいて審査会を設置するというところでうたってございます。

それから、右の中段でございます審議会、この審議会の文言については削除いたしまして、審査会の条例を新たにつくるという形をとらせていただきました。なお、附則において、それぞれの非常勤の費用弁償に関する条例をここにうたってございまして、これも名前の変更に伴いまして、審議会委員あるいは審査会委員という形で、10,000円の支給をするという形をとらせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森です。単純な質問で申し訳ありませんが、まず、指定管理者の指定の手続きに関する事で、今までの指定というのは、今後はもう新しい指定管理者というのはないと理解してよろしいのでしょうか。それが第1点。

それから、第2点、市長は確か36施設とおっしゃったように承ったんですけど、36施設と80施設はどのような関係があるのかお伺いしたい。

以上。お願いします。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 指定管理者がこれからまだあるのかどうかというご質問だと思っておりますが、これについてはまだ予定しているところはございます。

7月に審査会、この条例が通ればの話ですが、7月に2件ほど指定管理者の審査会を開きまして、2件ほどの審査をしていただくというものを予定しております。その後、あるかないかは施設の利用の状況と申しますが、目的と申しますが、そういったものを鑑みて、指定管理者した方がいいのかどうか、この辺の判断をした上で、審査会にかけるという方向になるかと思っております。

それから、もう1点の件数でございますが、市長の申し上げたのはおそらく地区集会施設、

これも基本的には市の所有物なものですから、指定管理で地区へ管理をお願いするという形になっています。私の言ったのは、それらも入って80ということでございますので、それ以外の施設がその30幾つと表現したものだと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号と議案第51号の2議案については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付しております、議案付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

議案第52号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第18、議案第52号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第52号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、伊豆市条例第51号の一部を改正するものであります。議案の詳細につきましては、市民環境部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 資料につきましては、59ページをお願いをしたいと思います。

国民健康保険法施行令が、平成19年2月21日に公布されまして、4月1日より施行がされたところでございます。同時に健康保険法の改正によりまして、4月より標準報酬等級の上限が引き上げられております。これら同様の趣旨によるものであります。したがって、伊豆市国民健康保険運営協議会の答申を受けまして、医療給付費分の基礎賦課額にかかる限度額を53万円から56万円に引き上げるもので、被保険者間の負担の公平を図る観点から実施するものでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております、議案第52号についての質疑は、6月21日開催予定の本会

議において行います。

なお、議案第46号から議案第49号までと議案第52号に対する質疑討論の通告期限は、19日正午となっておりますのでご承知ください。

人権擁護委員候補者の推薦

議長（堀江昭二君） 日程第19、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

ご承知のとおり、人権擁護委員は基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱します。

このたび、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

浅見忠利氏並びに佐藤傳氏は、人格及び識見ともに高く、地域住民の人望も厚く、広く社会の実情に通じており、本職に適任でありますので、新たに委員として推薦しようとするものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は、適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であることに決定いたしました。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（堀江昭二君） 日程第20、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項の規定により、市議会議員から6名を選出することになっております。今回、平成19年5月7日までに3人の欠員が生じたため、選挙が行われるものです。

この選挙では、広域連合規程第8条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人が決定されることとなりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとなりますので、ご承知おきください。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（堀江昭二君） ただいまの出席議員数は23名です。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

議長（堀江昭二君） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 配布漏れは無しと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

議長（堀江昭二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（堀江昭二君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼に応じて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われまますので、議席番号順に1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

議長（堀江昭二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の指名をします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に21番、大川孝議員及び22番、三須重治議員を指名します。

大川議員、三須議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（堀江昭二君） 選挙結果の報告をします。

投票総数23票

有効投票23票

無効投票0票

有効投票のうち、下山一美 2票

酒井基寿 1票

渡辺敏昭 1票

杉山功一 19票

以上です。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で、本日の議事はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月11日午前9時30分より再開し一般質問を行います。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午前11時10分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（堀江昭二君） 日程に基づき、一般質問に入ります。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者にご注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、しかも議題外にわたらないように、答弁者にあっては、質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は16名の議員より通告されております。質問の順位は、議長への通告順位といたします。

1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降の質問は一問一答といたしたいと思っております。また、質問時間は申し合わせにより質疑のみ30分以内、質疑の回数は同一議題について再質問を含め3回までといたします。なお、第1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問についてはいずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

これより順次質問を許します。

飯田正志君

議長（堀江昭二君） 最初に9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志です。

3点について、市長並びに教育長にお伺いします。

1番目、これからの支所のあり方について。

行革の一端として、各支所の見直しを検討していると聞きましたが、その主な理由と内容についてお聞きしたい。

2番目、見直し後の住民のサービスはどうなるのか。

大きな2つ目、保育園の民営化について。過日の新聞によりますと、全ての保育園を民営

化するとありましたが、その真意はどのようなことなのか。

2番目、民営化したくても、受け入れてくれるところがないと思いますが、その点はどのようにお考えなのかお聞きしたい。

大きな3つ目、市の施設の今後の運営方法について。

1、体育施設など各方面から施設の利用により営業している観光業や旅館に対してどの程度の配慮ができるのか。

2、各NPOやその他の法人に対してどの施設を任せるかということについて、どのような方針でいくのかお聞きしたい。

以上よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに市長。

市長（大城伸彦君） 飯田正志議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、これからの支所のあり方について。二つ分かれておりますが、一括してお答えいたします。

支所の見直しにつきましては、現在の分庁、支所併合方式を見直し、行政の効率化、物件費の節減、市民へのサービス向上を図るためにも、機能を一箇所に集中させる本庁方式に移行したいと思っております。本庁への集約化により、支所の位置づけをどうするかということについては、私は、伊豆市の地理的条件からして、伊豆市は広いですから、支所を廃止することなく存続すべきと考えております。

支所機能については、今の機能とは若干変わって、各種証明や税に関する窓口業務のみならず、総合案内機能を持たせ、市民サービスの向上を図りたいと思っております。

続きまして、2点目の保育園の民営化についてですが、柏久保保育園の民営化を進めるため、昨年10月からことしの4月にかけて、保護者との懇談会、法人募集要領についての説明会など、6回にわたり集会を重ねてまいりました。一応のご理解がいただけたものと判断し、県東部地域で児童福祉事業を運営する社会福祉法人を対象に募集いたしましたところ、3つの法人から応募がありました。今月末までに選定委員会を開いた上で、移管する法人を絞り込み、平成20年から民営化するように努めてまいります。

他の保育園の民営化につきましては、柏久保保育園の状況を見ながら、慎重に進めたいと考えております。議員おっしゃるように、受けてくださる法人がいなければ、民営化は不可能であります。立地条件や児童数の将来推計などにより、民営化が難しい保育園については、従来どおり公立で運営し、統合については、時期を見て検討する必要があると考えております。

3番目の市の施設の今後の運営方法については、教育長からまとめてお答えさせていただきます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 3点目については、私ちょっと理解不足の面がありますので、教育委員会の事務局長より答弁をさせます。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 公の施設を利用するに当たり、住民に対して不平等な取り扱いをすることは、地方自治法244条で禁止しております。したがって、法に基づいてすべて平等な扱いをせざるを得ません。特に観光業や旅館への特別な配慮については、市民・住民という視点よりも、営業または事業活動そのものへの特別な配慮となりますので、ことさら難しいものがあります。特別な配慮をすることにより、公の体育施設が特定の事業者の附属施設となってしまうかのような状況が生じる可能性があります。

具体的に申しますと、特定の事業者が体育施設の利用日を広範囲に予約を抑え、宿泊と安価な公的体育施設とをセットにした自分の営業活動を展開し、宿泊予約がない日は、後日キャンセルをするというようなことも考えられなくもありません。

しかしながら、観光業や旅館の宿泊希望者が自分自身で体育施設の利用申請をすることができれば、問題はありません。このため、インターネットから体育施設の予約状況や予約ができるシステム「駿豆広域予約システム」を活用し、一部の施設で利用が可能です。

しかしながら、利用者にとりまして、多少といたしますか、かなりといたしますか、不便なところがありますので、今後はこの利用のしやすさを高め、さらに全施設で対応できるよう整備を進めてまいります。

利用料金につきましては、市内の宿泊施設に宿泊する人は、市民料金と同額で体育施設を利用できるよう、規定で料金を減額をしております。また教育委員会が事業活動を行うことによりまして、観光業や旅館の宿泊、消費行動に結びつけることが考えられます。具体的に申し上げますと、天城ドームが日本ソフトボール競技のオリンピックの強化施設に指定されてございます。このようなことから、全日本の選手の強化練習、日本リーグの予備節、1部・2部の入れ替え戦などで選手が宿泊をしております。また、ソフトボール競技と関連いたしまして、伊豆市主催の全日本高校男子、女子のソフトボール大会を年3回主催しております。これだけで県内外から年間で合計約2,000人が参加し、市内で宿泊・弁当の注文をいただいております。その経済効果は約4,100万円と推計をしております。もっとも、料金はいろんな関係者の方々に、ものすごく勉強をいただいております。ソフトボールだけでなく、その他の種目もこのようなことがございます。このほか、次の2つのことを検討しているところです。

1つ目です。現状の体育施設は、季節によっては昼間などあまり市民住民の利用が比較的少ない時間がございます。今後は体育施設の指定管理者制度を導入していく予定ですが、指定管理者が市民の利用しないこれらの時間帯を活用し、宿泊施設とタイアップした事業を組

めるようにすれば、観光的にも、体育施設の利用収益も上げられます。

この場合の宿泊施設とは、特定の事業者ではなく、広く趣旨を呼びかけて、事業に賛同できる事業者となれば、あまり問題はないと思われます。スポーツと豊かな自然と温泉、おいしい食事、指定管理者がどのような事業を進められるのか、私どもでどのようにバックアップできるのか研究を進めているところです。

2つ目です。その他休館日の問題がございます。これを多分おっしゃっているのではないかと思います。日曜日が国民の祝日には、月曜日が振替休日となります。いわゆるハッピーマンデーです。しかし、現行では、月曜日が休館日になっておりますので、月曜日の体育施設の予約ができません。この課題は、体育施設ばかりではなく、公民館・図書館などの他の教育機関の利用や予約にも影響することになります。このことは、広報とすると、多少の行政経費、人件費等の負担を覚悟をすれば実現可能となります。どのような形がよろしいのか、諸団体と検討してまいります。

2点目になります。各NPOやその他の法人に対して、どの施設を任せるかというご質問です。指定管理者制度を導入するにあたりましては、全施設が対象となりますが、実際の導入に当たりましては、行政のスリム化、効率化が望めること、民間の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上が期待できることなどを基準に、まず導入する施設を選択をいたします。その上で法人や団体を募集します。原則的には公募になります。その上でどの団体を選考するかは現行制度によりますと、指定管理者選定審議会、新制度といたしますか、今議会上程中でございますが、新制度によりますと、指定管理者審査会の審査にゆだねることになるかと思えます。

しかしながら、原則的には公募ですが、修善寺体育館につきましては、公募によらない指定管理者制度の導入を検討しております。伊豆市体育協会は、過日、NPO法人「伊豆市体育協会」の設立総会を開き、このほどNPO法人の申請をいたしました。修善寺体育館を伊豆市体育協会の活動拠点として定め、体育活動のますますの発展と地域総合型スポーツクラブの育成を担っていただく予定でございます。今後一層地域のスポーツ活動の活性化が、いろんな面で望まれます。身近な市民団体の方が、指導者の確保などを考え、よりふさわしい団体であると思われます。その節はご理解をいただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） まず、一番最初の支所のあり方ですね、私も市長の考え方にほぼ一緒なんです。もともと支所というのは、その旧町の市街化地域、中心地にあったと思うんですね。それが合併してどうも疲弊していると。どこも支所のあたりが元気がないということで声が聞こえるんですね。

ですから、その支所を、分庁でなくていいですから、窓口とか総合案内所もいいんですけども、空いている空間もありますから、それを積極的に貸し出して、その地区の方々に、

もっとボランティアでも結構ですから使っていただいて、活性化するような施策をしていただけるようお願いしたいと思うのですが、その辺は市長はどう考えていますか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 議員おっしゃるとおりだと思います。疲弊しているかどうかというのはちょっと疑義がありますけれども、地域の方々と地域を盛り立てただけということ、いろいろ考えたいと思います。細部については総務部長に答えさせます。

総務部長（平田秀人君） 基本的にはおっしゃるとおりであろうかと思えますし、支所のいわゆる利用と言いますか、現実的に数量的なことといえますと、相当支所もあいてくるというようなことですので、やはりまず防災の拠点となる防災センターとしての機能、それから地域づくりの核となるような使い方ができればいいというふうに思っております。

現実的には、いわゆる土肥の支所、これについても各種諸団体等を集めてみたらどうかというように話して進んでおりますし、その他の施設につきましても、やはり同様の話しがござえます。まちづくりの拠点となるような施設として、いわゆる後の支所の利用というのも平行して考えていく問題だなと考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） まったくその通りでありましてね、やはり空き家になってしまいますと、そこが汚れてきますし、使っていただければただでもいいですから。使っていただければ掃除もしますし、そこに人間が入ってくることによって生きいきとしてきますから、ぜひその方向で、文化人といえますか、そういうおけいこ事をやったりいろいろいますからね、そういう方で使っていただくようにぜひ進めていただきたいと思います。

2つ目は保育園の民営化について。なぜこれ質問したかといえますと、自分の委員会ですけれどもね、新聞に市長は、全部の保育園を民営化すると載ったものですから、非常に市民の方々が心配して、全部民営化してしまうのかと。できないよなという話しがありましたものですから、わざわざこれを取り上げました。

マスコミというのは方向性でいろいろと断定的に書きますから、誤解を呼びますので、その点は今の答弁のように話し合いをしながらできるところとできないところがあるという答弁でしたので、ぜひその方向で、やはりできないものはできないなりに行政がしっかりとやって、いい子どもたちを育てるようにお願いします。

それから3つ目、事務局長がしっかりと話しをしていただきました。もともと聞いたかったのはですね、利用する方の立場に立って、私は不公平にしろとか言っていませんで、月曜日に使いたいのに、月曜日は休館だからだめだよという、役場の一点張りではなくて、月曜日に使いたい方があったら一年中無休でやればね、今はどこでも、コンビニなんか民間は一年中無休でやっていますから、そんなのローテーション組めばできることです。役場の職員が休みだからだめだよなんていうことを言わないで、一年中やるという方針でやって

いかないといけないように思いますけれども、どうですか事務局長。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） はい。検討してまいります。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（堀江昭二君） これで飯田正志議員の質問を終了します。

遠 藤 正 寿 君

議長（堀江昭二君） 次に25番、遠藤正寿議員。

25番（遠藤正寿君） 25番、遠藤です。

私は2点質問をしたいと思います。

まず1点目の窓口サービスについて。

これはですね、伊豆市も合併しまして4年目を迎えたわけですけども、伊豆市の場合、分庁方式と言うものをとっておりまして、非常に市民の方がどこへ行ったらいいかわからない、そういうご意見がたくさん寄せられております。

前の飯田議員の質問でもありましたが、行政サービスの向上には、今市長の答弁で本庁方式にすると。その中で、住民サービスの場合、総合案内所を設けるといようなことをおっしゃっていましたが、私もまさにそのことについて触れたいと思います。

それでは本文に入らせていただきます。

市民から、役所に行ってもどこに行ったらいいのかわからないことが多くあり、職員の対応についても非常に不満を持っているという方が多くいると聞いています。そこで総合案内所のようなインフォメーションセンターといえますか、設置が必要だと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。このことについて総合案内所を設けたいというお気持ちはわかりましたが、私はですね、このことは本当に受付を総合案内誰か1人いれば済むことですので、明日からでもできるじゃないかなと思っておりますので、その明日からでもできるかなと、その質問にお答えを願いたいなと思っております。

2点目の防災訓練につきましても、初日の日に防災監の方から十分内容については説明を受けておりますが、若干ほかの方面で聞きたいと思っております。今年の9月1日の防災訓練について、伊豆市の市民はどのようにかわり、どのような訓練をするようになるのか、また各機関との連携や市民同士の訓練の内容についてもお聞かせを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの遠藤議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 遠藤議員のご質問にお答えいたします。

窓口サービスについてでございますが、市役所の業務内容については、広報や市民便利帳等で業務の案内をし、庁舎の入り口には、案内表示をするなどの誘導をしているところがございますが、多くの市民は市役所を訪れる機会はあまり多くない方が多いのではないかと考えております。そういう方にとっては、どこに行ってもいいのかわからない、戸惑いや案内不足の点はあるのかなと考えております。ましてや合併以来、分庁方式を取っているため、市民の方にはどの業務をどこの支所で担当しているのかということが分かりづらく、ご不便をかけているのかなと考えております。本庁への集約化は、市民サービスの向上につながると思いますし、また各支所は総合窓口として対応していきたいと考えております。

ご質問の案内係ということですが、現在のところ専任で案内係を設けるつもりは考えておりませんが、本庁、支所の窓口、フロントから入ったところにそれなりの職員の教育をして対応したいと思っておりますし、また部長課長を通じ、職員教育をさらに徹底していきたいと考えております。

続きまして、2点目の防災訓練についてお答えいたします。ことしの総合防災訓練は、東海地震の切迫性が指摘されている中で、東海地震観測情報の発表から、地震発生直後の災害応急対策までの訓練を静岡県との共催で実施するもので、本市が静岡県の総合防災訓練の中央会場となります。また、政府の総合防災訓練とも連携した中での訓練となりますので、大がかりな内容になります。

訓練の重点項目としては、特に地域の災害の特性を踏まえた実践的な訓練、県の広域受援計画及び市の地域防災計画に基づく広域受援訓練を掲げています。そこで、修善寺・天城湯ケ島・中伊豆・土肥の4地区それぞれの地域の特性を生かした訓練とするため、多会場分散型の訓練を計画しております。

まず、市役所本庁に災害対策本部を設置します。そして修善寺地区では特に観光市街地を意識しまして、修善寺総合会館とその周辺を会場にしまして、観光協会、旅館組合等を主体とした、宿泊客や観光客の避難誘導並びに地域外への脱出訓練、消防を主体とした高層建築物からの救出訓練及び転落車両からの救出訓練、その他関係機関や自主防災会による訓練を計画しております。

天城湯ケ島地区では、特に山間地域ということから、孤立地域や土砂災害等を想定し、狩野グラウンドとその周辺を会場に、自衛隊・警察・消防の救援・救助隊を中心に、土砂埋没車両や、多重事故車両からの救出訓練、自衛隊ヘリによる孤立地域住民の救出訓練、その他関係機関や自主防災会による訓練を計画しております。

次に中伊豆地域では、白岩グラウンドとその周辺を会場に、自衛隊・警察・消防の救助隊を中心に、倒壊建物からの救出訓練、県消防防災航空隊のヘリによる大規模山林火災を想定した、空中消火訓練、その他関係機関や自主防災会による訓練を計画しております。

土肥地区では、駿河湾に面し孤立しやすい地域であることから、津波等による被害を想定し、土肥屋形海岸とその周辺を会場に、海上防衛庁のヘリ、海上自衛隊、消防の救助隊並び

に地元漁船による海難救助訓練、海上自衛隊海上保安庁の艦船による観光客等の地域外への避難、並びに支援物資の海上輸送訓練、その他関係機関や自主防災会による訓練を計画しております。

また、天城ふるさと広場を災害支援の前線基地と位置づけ、自衛隊等の支援部隊の受け入れ拠点といたします。4会場に隣接する地域住民並びに自主防災会の皆様には、会場での訓練に、積極的に参加・協力をお願いしたいと思います。なお、その他の地域におきましても、各自主防災会にて計画される訓練に参加をお願いいたします。

なお、今回の訓練は政府の訓練とも連携した中で実施されることから、県知事を初め、政府の調査団も訓練会場を視察されると伺っております。

議員の皆様方にも、ぜひご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 遠藤議員。

25番（遠藤正寿君） 今、答弁の中で、専任の教育をして、案内所等職員の方にやっていただけのような前向きなご答弁を願ったわけですが、できればですね、総合案内というような、玄関を入れれば一般の方がすぐわかるような案内所を早く設けていただいでですね、ぜひ、市民の方が、これは本庁の場合ですけども、入って自分のお願いしたいことがどこへ行ったらわかるのか、すぐにでもわかるように、早速やっていただきたいと思っております。

総合案内所の看板等を設置をしていただけるような検討をお願いできるでしょうか。その点をちょっと伺いたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 専任を置くと言うことは、もう少し時間をかけたいと思っております。といいますのは、私もよその市、町のところへ行って、専任の案内係を置いている所がありますけれども、非常にうまくいっているところと、なんかあそこへ座っていて、本当にどうかなと思うこともあります。全てではないですけれども。

伊豆市は、これから職員も減らしていかなければならないので、やはりそれに代わるような手だてを考えたいと。例えば本庁の場合、入ってきたところに総合案内所というような看板をかけて、そこへ気軽に聞いてくださいということでも多少は良くなるのかなと。一つずつやってみたいと思いますので、またいろいろなお意見、お考えを聞かせていただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 遠藤議員。

25番（遠藤正寿君） 看板を設置していただけるように前向きに検討するということですので、ぜひ次の定例会になる前に看板ができればいいかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは2点目の防災訓練についてでございますけれども、非常に大掛かりに自衛隊から国防まで含めて訓練をするというような。自衛隊、消防、その他職業にしている方たちの訓練には十分なるうかと思えますが、市民にとってどうかなというようなことは非常に疑問もあるわけですが、一つ、訓練についてはよくわかりましたが、防災でいつも各地域、伊豆市には120もの町内会があるわけですが、今、民生委員児童委員さんたちからですね、災害時に要援護者申し出書というような、この台帳の作成を市民の方をお願いしているようですけれど、なかなか集まらないというようなことで、もし一たん地震災害が起きたときに、そういう町内会・区でそういう人がいるかいないか把握がなかなか困難だということです。

当然災害が起きると、区長さんなり町内会長さんが地域を守るわけですが、この場合、伊豆市自体にはそういう住民台帳等がございますが、なかなか区自体でもですね、区民の皆さんに1世帯何人いて、どういう方が住んでいるかということも把握できないというようなことがございまして、もし災害時に、そういう区の区長さんなり町内会長さんが、行政がお願いした場合にその地域のそういう名簿が災害用にできているのか。それと、そういう名簿を地域へと出していただけるか、その点をちょっと1点伺いたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件については総務部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 現在、市の段階でそういうまとまった情報というのは、持ってはおりません。

その民生委員さん等の話しに限定すると、現実的には災害のそういう支援といえますが、民生委員さんのお力を借りてという場面が多々あるわけございまして、基本的には民生委員さんはそういう情報、今、台帳整理という話も伺っておりますけれども、地域の情報にかなり詳しい方をお願いをしているという状況であろうかと思えます。台帳整備等、今ご苦労なさっているということで、行政の方で多少お力になれる部分については、情報提供等をしていきたいなとは思っております。

議長（堀江昭二君） 遠藤議員。

25番（遠藤正寿君） できるだけ、災害時にそういう情報が得られるようにしていただきたいと。

またもう1点、同じようなことですが、一昨年ですか、台風の災害があったときに、当然行政側に各地域から本当に短時間のうちに、いろんな報告がなされると思いますが、今回も地震を想定して訓練するわけですが、私ども一昨年ですか、議会の委員会で新潟県の長岡市へ研修に行った折、これは議会で行ったものですから、長岡市の議員さんたちが行政側に、議員さん個々にいろんな情報を、ここの地域がこういう災害が起こったからぜひどうしてくれとかこうしてくれとか、いろんな情報が流れてくると。そうすると、行政側もさまざまな意見で把握がしきれないというようなことがございまして、せっかくこの防災訓

練やるものですから、一般市民の方が行政に通報する。裏の山が崩れたとか、そういう場合はどうしたらいいとか、川の増水がもうすぐ浸水するよとか、そういう情報が一本化するような対応が行政ができるのか。

議会の場合ですね、個々の議員さんは直接行政に言わないで、議長さんに通じて議長からお願いしてもらおうとか、一般市民の場合は各区長さんを通じて行政へと流してもらおうとか、そこら辺の対応は今の防災訓練の中で行政側がどう対応してくれるのか。個々の市民の皆さんが同時に20本も30本も情報を流したときに、それが各区へバックして戻ってくるのか、それか区長さんを通じて報告してくれと、市民の方に情報を流してあるのか、その点をちょっと伺いたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 災害時にどういう情報を取れるかという、その災害に対処する、いつくるかわからない災害のための準備とですね、災害が発生して災害がおさまる間とおさまってから3段階があるんでないかと思っていますが、一番大変なのは議員ご指摘のように、災害が起きているときにどう動くかということだろうと思います。あと災害が終わってからはですね、行政もそれなりの組織を通じてできる範囲の処置を取っていく、また受援をいろいろなところから、支援を受け入れて対処していくということですが、発生した直後の対応というのは、多分、被災された方、しない方あるいは行政もパニック状態になると思います。災害の程度によりますけれども。それをですね、どう対処するかということも、今回の訓練の中でいろいろ考えていただきたい。それはもう気持ちとしては、おっしゃるように、情報を集めて、機能的にこうやってこうやればできるはずだが、災害の直後はそういかないだろうと思っています。

新潟の地震やそのほかを見ても、大体24時間とか36時間ぐらいはもうほとんどパニック状態だという話を聞いています。ですから、そここのところを、地域の方たちと一緒にどうやってそこをしのいでいくかと言うことが、今回の伊豆市でやる総合防災訓練と地域の方たちもぜひ考えて、また、行政としてもどういう場合どこまでできるかということを考えながら訓練をしていただきたいと思います。

どうするのかというのは、なかなかチャートに描いてこうやればいいよと言えばできるけれども、多分そのとおりに行かないと思います。かといって、だからつからないというものかどうか。非常に悩ましいところありますけれども、そんなことを論議する、話し合う機会に総合防災訓練を使って、その地域の防災力をアップしていただけたらと思います。

回答になっていないかもしれないですけども、以上でございます。

議長（堀江昭二君） 遠藤議員。

25番（遠藤正寿君） せっかくの防災訓練ですから、そういう情報の伝達事項をメインテーマにも一つ入れてもらいたいなと思っています。

ありがとうございます。

議長（堀江昭二君） これで遠藤議員の質問を終了します。

杉 山 誠 君

議長（堀江昭二君） 次に1番、杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、乳幼児医療費助成制度の拡大について伺います。今月6日発表された厚生労働省の人口動態統計によると、一人の女性が生涯に産む子供の数の推計値である合計特殊出生率が昨年は1.32となり、2005年度を0.06上回ったことがわかりました。

前年に比べて上昇したのは、2000年以来6年ぶり、1.3台に回復したのは4年ぶりです。出生率は2005年度まで5年連続で過去最低を更新していましたが、1967年に前年と比べて0.65上昇して以来、39年ぶりに高い上げ幅を記録しました。これまで出生率の下降が続いてきた我が国は、2005年には過去初めて人口が自然減となり、大きな社会問題とされていただけに、大変明るい話題であります。公明党は出生率の上昇に向けて児童手当の拡充を初め、少子化対策に全力を挙げてまいりましたが、こうした国を挙げての取り組みが出生率上昇に功を奏しているものと思います。

今後、今の人口を減らさないためには、出生率を2.1以上に引き上げることが必要で、国はもちろんのこと、各自治体は出生率アップへさまざまな施策を展開していく必要があります。子供を産み、育てやすい環境づくりを進める子供未来財団の調査によると、全国約3,400ある自治体のうち、1990年から出生率が上昇したと推定される自治体が約1割の330あったとのことで、さまざまな要因があるにしても、自治体による取り組みいかんで出生率の地域格差が広がっていることは確かであります。

伊豆市における出生数は急激に減少しており、その対策に力を入れることは喫緊の課題であると思いますが、現在の政策が近隣の他市町の後追いとの感が免れず、何らかの独自政策が強く望まれます。

さて、子供にかかる医療費ですが、その軽減を図り、安心して医療機関で受診できるように乳幼児医療費の助成制度が実施されていますが、さらなる少子化対策・子育て支援が求められる中で、各自治体独自で医療費の完全無料化や、対象年齢の引き上げの動きが強まっております。

伊豆市においても、助成制度の拡大を望む声が多く聞かれます。財政の厳しい中ではありますが、医療制度改革により2008年4月より、患者負担2割となる対象が、現行の3歳未満からおおむね6歳以下の小学校入学前まで拡大されることから、本市においても助成対象年齢の引き上げが可能ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

2点目に、グリーン購入の推進について伺います。

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え環

境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

循環型社会の形成のためには再生品等の供給面の取り組みに加え、需要面からの取り組みが重要であるという観点から、平成12年5月に、循環型社会形成推進基本法の個別法の一つとして、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律として、グリーン購入法が制定されました。この法律では、国や省庁などに対して調達方法を年度ごとに決めて購入することを義務づけておりますが、地方自治体は努力義務になっているため、取り組みがおくれているのが現状です。

しかし、地方公共団体によるグリーン購入の推進は、市場に供給される製品・サービスなどに環境配慮を組み込み、社会に浸透させ、持続可能な循環型社会を形成する上で重要な役割を果たしており、さらには地域住民が直接行政サービスを受ける接点であることから、その影響は極めて大きなものがあります。

環境問題を発生原因から解決することにつながる、このグリーン購入に伊豆市はどのように取り組んでいるのでしょうか。現状と今後の計画を伺います。

最後に、入札制度改革と市内業者の育成について伺います。

昨年来、県知事逮捕や農林水産省所管の独立行政法人による林道談合など、官製談合の摘発が相次いでいます。官製談合は公共工事発注の入札に際し、公務員らが事前に入札価格を受注業者に漏らし、業者間の談合に関与する行為で天下り先など見返りを期待する官が行と癒着し、税金を食い物にしてきました。

2007年7月に官製談合防止法が制定され、さらにことし3月からは、罰則規定等を加えた官製談合防止法がスタートしました。これにより抑止力が強化され、談合は危険で割りに合わない犯罪になることが期待されています。

また国の入札制度改革に伴い、地方自治体においてもその改革が進められていますが、各自治体によりさまざまな条件が違う中で、伊豆市に適した制度としていく必要があります。入札の透明性、公正な競争性を担保する制度改革をどのように進めていく計画でしょうか。

また、市内には多くの建設関係の業者が存在しています。それらの事業所は、人口減少が続く伊豆市において貴重な雇用の場を提供しており、災害時における対応や地震対策、さらには、奉仕作業など地域に密着した産業として定着しています。

しかし、近年の公共工事の減少で各社とも非常に苦しい経営を迫られているのが現状です。繰り返しになりますが、雇用の確保や災害対応そして地域経済の活性化のためにも、市の発注する事業において、市内業者の受注を優先する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上、ご答弁をよろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの杉山議員の質問に対し答弁を求めます。市長。

市長（大城伸彦君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

まず、乳幼児医療費補助制度についてでございますが、出生率が少し上がったということ

で、いいニュースだと思いますけれども、上がった原因が何なのかなと今私は思っています。いくつかの政策が効いてこうなったのかな。また、若いカップルがそういうニュース等を見て頑張ったのかなと、そんなこともちょっと思っていますが、いずれにいたしましても、この乳幼児の医療費補助制度は、乳幼児の疾病を早期に発見し、適切な治療と慢性化の予防を促し、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に県の補助事業として実施しております。

県では、平成16年12月より対象年齢を未就学児に引き上げました。同時に、伊豆市では、県補助事業による所得制限を撤廃し、就学前の児童全員を対象に医療費を助成するよういたしました。自己負担をなくすことや、年齢の引き上げを望む声もありますが、財政的にも厳しい伊豆市が、先行してやるということはちょっと難しいなという状況と考えています。

これは、時間をかけて、検討、議論をしていきたいなと思います。財政が十分あれば、私もしたいと思いますが、ご承知のように大変厳しい状況でございます。ご理解いただきたいと思います。

次に、グリーン購入の推進についてでございますが、環境に配慮した循環型社会形成は、重要な課題であります。

現在、市においては、用紙を再生紙入り、アールマーク製品を通年の単価契約により購入しており、その他事務用品は既にメーカーのカatalog等で各課ともエコマーク等の製品を購入するよう努めているところであります。しかしながら、単価的な課題もあります。

今後は、さらにグリーン購入に際して、エコマーク商品のメーカーカatalogや環境ラベリング制度のマーク等の表示を参考に、事務用品、OA機器、車両等調達時において前向きに取り組んでいきたいと考えます。

続きまして3点目の、入札制度改革と市内業者の育成につきましては、入札の公正な執行のための制度改革をどのように進めていくかとのご質問ですが、県では、談合の発生を教訓として、入札制度のより透明化を確保し、公正な競争の促進を図るよう、一般競争入札対象金額を拡大する制度改革がなされました。

伊豆市においても、平成19年度より従来の指名競争入札のみではなく、設計金額が5,000万円未満の土木工事、建築工事、電気工事及び管工事については、受注工事希望型指名競争入札を導入いたしました。5,000万円以上の大規模な工事につきましては、制限付き一般競争入札を実施することいたしました。

次に、市内業者の受注を優先すべきとのご指摘ですが、現状の受注工事希望型指名競争入札においては、経営事項審査点数や地域性といった条件を設定し、談合を防ぐ目的で業者を選定することにいたしました。しかし、全国の自治体においても、一般競争入札を推進する取り組みが増えております。伊豆市としても段階的に取り組んでいきたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 再質問、杉山議員。

1番（杉山 誠君） 再質問いたします。

最初の乳幼児医療費の補助制度ですけれども、財政の厳しい中でという理由でございます

けれども、質問でも述べましたように、来年4月から医療制度の改革によりまして、一般医療費3割負担のところを2割になる対象が、現行の3歳未満から小学校入学前まで拡大されるということをご存知だと思うんですけども、その制度により、市の財政負担は減ると思うんです。財政負担が減った中で、そのような実施を検討されるということは、決して無理をお願いしているわけではございませんので、実際に現状の県の補助として実施されている中ではありますけれども、近隣の市、長泉を筆頭に伊豆の国においても、現行の制度の中でも完全無料化されております、通院時の自己負担、入院時の自己負担、それから入院時の食事療養費まで完全無料ということで、財政の関係もあるかと思っておりますけれども、そのような状況にかんがみますと、伊豆市だけが県に横並びというか、無理のない中でということをつまでも続けていくことも、やはり住民の理解というか、賛同は得られないと思います。

また保護者の方も、非常にその声を、拡大を望む声も聞かれるわけですので、今から検討を始めれば、来年の4月に間に合うかと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 財政のことについて、その部分だけを考えれば議員おっしゃるとおりですが、それから、伊豆の国、長泉等の例がありましたけれども、伊豆の国・長泉は残念ながらといいますか、私どもよりも財政はいいわけです。長泉にとっては財政力1.いくつでございます。そういうのと直接比較されるのはいかがかなと思います。

もう一つ申し上げますと、ことしの3月の本年度の予算審議の中で、ことしは、前年度と比べて一般会計3億7,000万の予算を削減したわけです。来年度も大体そのぐらいまでやっていかなければならないと私は考えております。全体の中でどういう予算になるか、やってみなければわからないですけども、厳しいんじゃないかと思っております。

何回も申し上げますが、できるようになればいいなど。その分、ここの、その部分だけやれば、県から補助してもらえますから、市としては浮くわけで、そこへ回せばいいじゃないかと。そこだけ考えればその通りです。けれど市全体も考えなければいけませんねということで、そこで考えさせていただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） もう一度伺います。市長のお考えもよくわかります。

しかし、先ほど申しました中にありました、財団法人子供未来財団の調査、研究の発表によりますと、出生率上昇に寄与する政策効果ということで、保育園や幼稚園の保育施設あるいはその経済支援、母親の働き方とかいろんな条件があるわけでございますけれども、やはり経済支援ということが子育て支援に最も効果的だということが、うたわれております。

この経済支援の中でも児童手当とかいろいろございますけれども、乳幼児医療費の助成、なぜかと言いますと、現行の小学校入学前まで1回500円4回まで、以降無料という制度でございまして、その制度の中で子育てをしている保護者の方が、小学校入学と同時に3割負担をもちに負担しなければならなくなるわけでございます。そうすると、小学校上が

ると教育費とかもろもろかかってまいります。それに加えて、医療費の負担が重くのしかかってくるわけでございますので、無料ということにつきましては、やはりある程度の受益者負担ということで、私は500円の負担はいたし方ないかなと思いますけれども、対象年齢を上げるということは必要じゃないかなと思うんです。その市の負担が減ったのを全部乳幼児医療費の助成に充てるわけにはいかないとおっしゃられますけれども、しかし、今の伊豆市の状況を見ますと、子育て支援ということに、余りにも他にちょっと使い過ぎるという言い方はおかしいんですけれども、やっぱり力が注がれていないということを非常に感じております。また、そういう意見もございます。

やはり伊豆市の将来を担う子供たちを育成していくわけですので、ぜひ力を入れて、4月に向けてぜひ検討を進めていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） はい。

議員おっしゃることはよくわかりますが、いずれにいたしましても、その財政ということがついて回るわけです。その辺を十分検討していかないといかんなと思います。

おっしゃるように、諸外国を見ると、財政的な大きな補助をすれば出生率は上がるというデータが出ております。けれど、それがすべてかなというのはあります。と同時に、これは税制の問題にも絡んでくるわけで、我々がここでその部分は議論するものではないと思います。

来年に向けてどのようなことができるか、健康福祉部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 私どもの部といたしましては、ぜひそういう政策を進めたいという意思是十分ございます。

しかしながら、ただ今、市長が申し上げたとおりでございますして、確かに3歳未満から就学前児童ということになりましたけれども、これ補助金が一方で3分の1ついているわけでございますして、市だけの部分の負担というものはですね、約600万円前後の財源が浮くだけなんです。それで今度各学年を上げていくということになりますと、それはもろに市の財政負担になると。だいたいの試算でいきますと、1学年800万円前後1,000万円弱くらい市の負担が増えてきますので、そこでどこまで財政の方が負担できるかという、そういう問題の折衝になっていくのかなと思っておりますけれども、たった1年生までというわけにはいかないでしょうから、私も努力はいたしますけれども、添うかどうかはわかりません。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） はい、ぜひ努力していただきたいと思います。

次にグリーン購入のことにに関して再質問させていただきます。

現状、取り決めをしているということでございますけれども、この購入に際しては、やは

り全庁をあげて取り組む必要があると思います。用紙とかマークの付いた商品を選んで購入を勧めているということもございますけども、やはり取り組みをちゅうちょさせる理由の一つに、価格が高いということが言われております。しかし、現在ではグリーン購入の意識が高まってまいりまして、価格もだいぶ供給側の努力によって抑えられております。そして何よりもランニングコストで考えますと、消費電力の少ないものあるいは燃費の少ないものそういうものを購入することによって、長期的に経済的になるということがあるわけでございますので、ぜひ、全庁的に計画的に進めていきたいと思うんですけれども、現在のところグリーン購入の推進に当たって担当部署とか、そういう全庁を挙げての取り組みの計画的な策定はされていないでしょうか。

その辺を伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。全庁でそういう取り組みをやっている部署があるのかということですが、それを専門にやっている部署はございません。それぞれの部署が購入をやっているということでございます。そして、購入伺いを出すところの担当で、予算を見ながらそのグリーン購入の方向でやっているという意識でございます。徹底するにはですね、やはり購入部門を一本化する必要があると思います。購買課とかですね、財政の購買課とかそういうところでフィルターをかけないと徹底はしにくいなと思っています。これをさらに見ますと、ISO14000が行政がとって、そういうものを掲げてやらないと、今度は業者からとってもしないで、なぜそんな難しいこと言うんだというようなことも言われかねないと思われま。

いずれにしても、環境ということにつきましては、先般、前のアメリカの副大統領ゴアのレポートがありますように、将来に対して大変な問題になってくるんだということで、環境、省エネ等については、やはりさらに意識を高めるような努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

1番（杉山 誠君） ぜひ市長のお考えを進めていただきたいと思います。

ちょっと具体的なことになるんですけれども、現在使われております、市長の公用車というのは、市長専用じゃないかもしれないですけれども、公用車買いかえのときに、低公害車を購入する自治体がふえております。ご存知のように低公害車というのは、かなり値段が高いわけでございますけれども、一たん購入してしまえば、燃費とか、環境配慮の面でも非常に効果があるということで、これは非常に有効であると思うんですけれども、まだ買いかえの時期はきていないかもしれないですけれども、具体的に市民に見える形でそういう取り組みを進めていく必要性もあると思いますので、その辺のお考えはいかがでしょうか。

市長（大城伸彦君） 現在、専用ではないですけれども、私が公用車として県とかその他へ出かける時に乗っている車はトヨタの車でございまして、10年ぐらいもう使っていると思います。個人的にはそういう車に変えたいなと思っていますが、先ほどのところで申し上げま

したとおり、やはり去年も購入あるいはリースで低公害車でワンボックスで、職員と一緒に会議をしながら移動できるというようなことができないかと提案いたしましたけども、これは今の伊豆市ではちょっとまだ買えませんから、今のに乗っていてくださいということをやっています。なるべく車を使わないようにしたいと思っています。

県下の市長さんでもって、電車を使って行きますという方も何人かおるようですし、自分で運転をするという宣言をされた市長さんもおいでのようにですけども、ちょっと自分では自信ないですね。考えながら運転して事故でも起こしたらかえって迷惑をかけてしまうと思っていますので、ちょっとそういうことは自分ではやらないのがいいと思っています。今の乗っている車でもう少し、少なくとも私の今回の任期まではそれでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

次回、再購入するときには、やはり地球環境にやさしい車なるべく安いものにしたいと個人的には思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。

最後に、入札制度のことに入らせていただきます。今、答弁をいただきました伊豆市の入札制度の改正でございますけれども、談合防止を目的として、改正をしたということで、大変結構ではございますけれども、その実施に当たって、今、非常に現場から混乱の声が上がっているわけでございまして、現状、どの程度把握しているのかなということで疑問を感じております。この受注工事希望型制度を導入するにあたりまして、やはり参考となるものがあつたと思うんでございますけれど、どのようなところを参考にして決めたのかお答えいただきたいんですけれども。

あと私が後半の方で申しました、地元業者の育成ということでございます。伊豆市は、非常に建設業に関係する方が多くおられます。先般、NHKの番組でもやっていましたように、日本という国が非常に建設業に関係している人が多いということで、おおむね10人に1人が関係しているそうでございます。地方ほどその比率が高いということで、地方の経済にとって非常に建設業の役割というのは重要だということをおっしゃっていただきました。

今までは公共事業がかなり地方にもありましたので、地方の経済波及効果も大きかったわけでございますけれども、近年のこの公共事業の減少に伴って、やはり建設業関係の方も非常に苦しい経営を迫られている。何度も申しますように、単価の下落とか受注量の減少で労働環境も非常に悪化している。そういった中で労働単価の減少により、技術者の意欲というものがそがれている現状があると思います。

建設業というのは、非常に天候にも左右されますし、きつい仕事でございますので、やはり今までその中で頑張ってきたということは、ある程度の所得が得られるということも一つの要因ではなかったかと思えます。

それで今、談合防止あるいは公正性ということで、入札制を度変えてきたわけですが、すけれども、この中で、市内業者の育成ということでもありますけれども、やはり工事の内容によっては、市内の業者では対象者がいないということもあるのも事実でございますけれども、市内で受注できる能力がある業者というのは、優秀な業者がかなりいるということで認識しております。そういった方がいるわけでございますので、やはり伊豆市の現状から、経済の活性化あるいは災害対応あるいは雇用の確保ということで、市内業者を優先的に受注させるような方式をより高めてもいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 入札制度についての再質問でございます。

なかなか微妙なところがありますので、企画部長から答えさせます。

企画部長（渡邊玉次君） 2点ほどご意見あったかと思いますが、まず、参考にした方法です。これにつきましては、県の資料等を参考にしまして、いわゆる希望型の競争入札の方法をとったわけですが、これはひとつには、官製談合を防ぎたいという目的がございました。というのは、直接業者を指名する形を取りませんので、何点から何点の間、いわゆる経営事項審査、我々は経審と言っているわけですが、客観的評価の段階でそういった業者名が表されない段階で業者が希望してくれば受け入れますよという制度ですので、直接業者に我々指名委員さんが感知しないということが、官製談合のひとつの防御の方法として考えられたものと聞いております。

そういった中で、地元業者の育成についてでございますが、これにつきましては、我々も地元業者を優先したいという気持ちは十分あります。今回の改正に伴いましては、A・Bランクと我々言うておりますが、そういったところについては点数を下げたりということもしました。それから、実際の運用の中では、C・Dランクについては、金額を下げた。下げたというのは、実際に受注している状況をかながみて、そういった人たちの受注量がおおむねそのくらいのランクであったということから、C・Dランクの業者の上限額を下げたというような努力もさせていただきました。

いずれにしましても、相対的に公共事業が減っているというのが実情かと思えます。ではこれからそういった地元の建設業の方がどうやって生きていくか。民間の仕事を取るであるとか、あくまでも一般競争入札にシフトしていくとなりますと、かなり業者さん方も競争原理に基づいて努力していただくというのが基本的な考え方だと思っています。相反する部分がございますが、現状の中で談合防止であるとかいうことを踏まえますと、どうしてもそういう方向に行かざるを得ないのかなという気がしております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 再々質問をします。

やはり大きな目的は談合防止ということでございますようですけども、以前、市長は談合はないということを答弁されたことを私記憶しております。現状ないからといって、その制度を、談合防止策を講じないということは不備でございますけれども、やはり将来にわたって談合をなくすということで必要であると思えます。

しかし、先ほども申しましたように、伊豆市の現状というのは、非常に業者も多く、また受注単価の減少とかいろいろな問題を抱えております。公平に入札に参加していただくという観点から、1点だけ質問したいのですけれども、この経営事項審査のことですけれども、入札要綱の中にあります経営事項審査結果通知書の完成工事高の平均額がゼロである建設業者は対象としないということでありましてけれども、経営事項審査というのは、今まで行ってきた仕事に対する結果、そういう審査の項目があると思うんですけれども、完成工事高の項目ですけれども、土木一式とかいろいろあると思うんですけれども、今回のその対象に入らないということで、そういう同じ仕事を今までやってきていながら、入札の指名業者に入っていないながら、結果通知の項目により外れてしまったという方もおられると伺っております。

このような制度を改革するにあたって、受注をされる方々への説明というか、そういうことが十分になされてこなかったんじゃないかなと思います。非常に混乱をしている声を多く聞くわけですけれども、その説明に理解をされなかったということもあるかもしれないですけれども、やはり業者というのは1つの仕事を受注することによって、自分たちの会社経営を継続していくわけですので、今まで受けていた仕事の対象にならないということで受けられなくなったということは、死活問題にもつながるわけでございますので、そういう激変緩和といいますか、特例措置そういったことも必要ではないかと思うんです。

一律に県の制度にならうといいましても、やはり伊豆市は伊豆市で今まで行ってきた制度があるわけですので、急激な改革というのは非常に混乱を招くということで、状況に合った対応、一つ一つの特例というか救済というか、そういうことも必要ではないかと思うんですけれども、現状をどうとらえておいででしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 杉山議員さんのご質問の中の、対象業者のいわゆる実施要綱にあります、第3条のことかと思えます。このゼロというのは実は経営審査、県に建設業関係の人が審査事項として申請するわけですが、その際に基本的には実績額がゼロという表示をされる場合があります。そうしますと、経営事項というのはトータルで判断されますので、実績がなくても点数は出ます。そうしたときに、我々が今度入札参加申請というのを受け付けるわけですが、その段階においてチェックをさせていただきます。そうすると実績額がゼロという数字が出ていますと、実際こういった時代になりまして、工事の評価とかそういったものにおいて実績額がないものに対して工事発注というものは非常に不安がございます。そういった手続き上の問題の中でそういったことが生じているのではないかと思います。ですから、それらについてそういった業者の方からご相談があれば、例えば、ある事業を実際は

したのだけれど下請けであったと。下請けであっても実績はあるわけですので、そういった数字をなぜ入れていなかったかということ、我々は逆に考えます。ですからある意味では業者さん方もこういった部分について少し検討されたらどうかなというように考えます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで杉山議員の質問を終了します。

それでは11時05分まで休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

木内一郎君

議長（堀江昭二君） 次に17番、木内一郎議員。

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

市有財産の有効活用について、市長にお伺いします。

市有財産の有効活用について検討する余地があると思われる土地を拾い出すと、約44件、これ約で、ちょっと読み違いがあるかもしれませんが。その取得価格は、修善寺地区だけでも約5億1,800万円になる。他の中伊豆、天城、土肥地区を加えれば、推定ではあるが、約10億円にはなると思われる。

3月2日付けの静岡新聞によれば、塩川元財務相の浜松で行われた講演で、日本経済発展のために、今後実施すべき行財政改革の対象の一つに、国の財産処理が挙げられていた。

当市においても、行財政改革を推進していくには市有財産の有効活用は、欠くことのできない重要な対策の一つと考えられるが、市長のお考えをお聞きしたい。以上。

議長（堀江昭二君） ただいまの木内議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 木内議員の市有財産の有効活用についてお答えいたします。

公共用地取得特別会計で保有する土地について、修善寺地区においては、議員おっしゃるように、取得時価格で約5億円、44筆、また、土地開発基金により取得した天城湯ヶ島地区は、約1億3,000万円、8筆となっております。これらは事業用地域あるいは、事業代替用地として先行取得したもので、今後、公共事業用の目的で取得した代替用地として、または、有効活用が見込まれない場合は、民間への売却処分を進めることが、行財政改革の推進につながると思います。

また、中伊豆地区及び土肥地区においては、旧国民宿舎用地のように行政財産の用途を廃止した土地や、教員住宅・警察官舎・森林管理署官舎等の貸付用地においても19年度中に建

物を解体し、市に用地を返却するとの申し出もあることから、これらの公共利用が見込まれなければ、同様に処分を推進したいと考えます。

どこか購入してくれるいいところがあれば、ぜひご紹介いただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

木内議員。

17番（木内一郎君） 再質問をお願いします。

他の機関や県とのいろいろな絡みもあるとは思いますが、私は公共用地の積極的な取り組みと管理、そういったものが重要じゃないかなと考えるわけですが、公共用施設の借地を考えると、これが369件あるんですね。だからこれらを合わせて考えると、私は専門の職員を一人置いて、そして有効活用を考えた方がいいのではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 専門職員を置いて検討したらということですが、その点については担当の企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 専門職員を置いてということについては、ちょっとコメントを控えさせていただきたいと思いますが、いずれにしましても、公共用地の処分については、将来を見据えた利活用がどうなのか、それから土地利用要求の確認であるとか境界確定であるとかそういったようなことをすべて処理しまして、不動産鑑定なども行いまして、一般競争入札において売却するということが、ある意味では非常に伊豆市としても必要なことではないかなと思っております。

ただ、先ほど来言っておりますように、利用目的が将来見込まれる、例えば代替用地ですね、こういったようなところについては、それらを踏まえて検討せざるを得ないのかなというように思います。いずれにしましても、不要とっては語弊があるかもしれませんが、そういったような土地については、極力早く処分する必要性は考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

17番（木内一郎君） こういった土地は差し迫ってこうだということがないとなかなか動き出せないものですが、やはり私は、積極的な活用というか、外には常に目を向けている必要があるなど。

もう一つは、こういった管理地が案外草ぼうぼうで、景観を妨げている。こういう点も私は確かにあると思うんですね。先日、中伊豆の警察の職員官舎に、また2度目に行ってみたのですが、あそこはきれいに刈ってあってよかったなと思ったんですが、全般的にこういった管理地の管理をしっかりしないと、伊豆市の景観を妨げる。特に私は公共用地がその見本

にならなくてはいけないなと考えておりますので、そういった取り組みを今後、さらにお願
いして、私の質問を終わります。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） これで木内議員の質問を終了します。

小 野 忠 宏 君

議長（堀江昭二君） 次に20番、小野忠宏議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野忠宏です。

市役所職員の削減ということで、市長にお伺いさせていただきます。こんな質問というの
は、本来は不本位ですが、伊豆市の将来に向けてとすることを考えて、ご容赦をいただきた
いと思います。

自治体の議会議員は減らすべきというような全国的な流れだとか、市民感情を考慮しよう
というような、多くの議員の皆さんの意見の一致のもと、市議会議員の定数見直し削減を検
討しておるわけでございますが、市役所の職員数に関しても、同様なことが市民の耳からい
っぱい聞かれてくるというようなことでございます。今まで自然減だけを考えてきておった
ようでございますが、それでは、甘いのではないか、そういう意見を本当に頻繁に耳にいた
します。

だからといって、生活権を奪うような、そんなやり方は到底問題外で除外しなければいけ
ないのですが、何か別の自然減だけではなくて、何らかの積極策ということを、何か案がな
いかどうか、そんなことを考えていることはないかどうか。考えるべきではないかというよ
うなことで、質問をいたします。何か方法がありましたらということで、市長の所見をお伺
いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの小野議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員のご質問にお答えいたします。

市役所職員の削減についてということでございますが、現在職員数につきましては、特別
職と教育長を除きまして、平成19年4月1日現在で、474人となっております。これは合併
時の平成16年4月1日時点と比較いたしますと、3年間で46人の減少となっております。

議員のご質問は、自然減以外の方法で職員数の削減を検討すべきとのことでございますが、
現在、職員数の削減につきましては、第一に退職者数をふやすこと、さらに、退職者の補充
を控える方法により削減を実施しております。この方法は、単に自然減ということではなく、
積極的な定年前の早期退職の勧奨と、希望退職を募ることで、職員数の削減を推進しており
ます。

なお、過去3年間の退職事由の内訳は、退職者総数64人のうち、定年退職者数は14人、自

己都合の退職者数は27人、早期退職の勧奨等による退職者数は23人となっております。今後、退職勧奨の実施や希望退職を募って、職員数の削減を図ってまいりたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

小野議員。

20番（小野忠宏君） 再質問させていただきます。

今、市長の答えは、退職の勧奨とかいわゆる肩をたたくみたいなことになるんでしょうけれども、そういう事で減らしていくという話しなんです、私はどちらかと言いますと、同じ人間社会の中ですから、やはり組織として積極的な組織、そういうようなことを目指していった方がいいなどということを感じております。

それで、少数精鋭とよく言いますが、優秀な人間を選んで少数にするんだとか、こういう意味じゃなくて、少数にすれば自然に精鋭になるよと、こういうふうに私は解釈をしております。

それで、例えばですね、民間会社と連携をとりまして、民間の方に出向してもらおう。例えば、民間に出向してもらって。これも肩をたたいてやるのではなくて、手を挙げてもらうんですね。どうですか、みなさん行きたい方いますか、勉強に行ってきますか、そんなことで例えば30万円の給料をもらっている人が民間で30万円で雇ってくれなんてことじゃなくて、15万円でいいんだよと。残りの15万円は今まで通り、税金から出すと。こうすると、今まで30万円全部が税金から出ていたのが、15万円だけ出せばいいと。そして民間から15万円出してもらう。こういうことができますと、人数は減って、少数精鋭が自然のうちにできくんじゃないだろうか。それでしかも財政的には楽になると。こういうようなことで、より積極的な組織ができてきやしないだろうか。

さらに、そういうことを3年間なら3年間、そういった民間に出て頑張って民間の厳しさを味わってきた人は、次の役職には、早く引き上げていくと。そういう積極的な人間を早く引き上げていくと、こういうような、ただ削減ということを最初に言いましたけれども、目的は全体をもっと活気のあるものにしなければいけないと、こういう意味でもって私は話をさせていただいておるわけです。

こういうことが可能なかどうかですね、検討できましたら、市長、このあたりに関して、お答えをいただきたいと思えます。

市長（大城伸彦君） なかなかグッドアイデアかなと思っています。しかし、前にも申し上げましたように、合併いたしまして市の職員が多いよと、しばらく新規採用をとめたらどうかというご意見等もありましたけれども、やはりそういうことをすると、後でそのところが穴があいちゃうと、その年代の人がいなくなっちゃうよということで、こういう方法をとっております。

民間へ出向した場合に、期待できるところはだいたいわかりましたけれども、公務員の法

制度がいろいろありまして、どういうふうにしたらいいのかなと、帰ってきたときの処遇なども、どこまで一緒といいますか、公務員制度の中で処遇ができるのかなと、そういうことができないと、なかなか難しいのかなとっております。その辺の制度的にどうなのか、総務部長から若干答えさせます。

総務部長（平田秀人君） 制度的なことということでございますので、結論を先に申し上げますと、一般的な株式会社とか民間会社への職員の派遣、これは行うことができないということに、現制度ではなっております。研修派遣という形で、いわゆる給料はこちらでもって、研修というような形で行くことはできます。

また、広域法人等の法律というのがございまして、広域法人いわゆる社団法人とかですね、そういうものに対しては派遣できる。その給与についても、それは相手方でもできるし、議員さんおっしゃられる2分の1という形ではできますが、一般会社等を想定した場合には、今の制度の中では難しいというようになっております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 質問を続けさせていただきます。

民間企業には出向はできないというようなお話しなんですけれども、なんでかなというふうな、どの法律のどういう条文にそういったことがあるんですかと、私は疑問が有るんですけれども、それは後の問題として。

私以前、経済特区構想と言うようなことを私は一般質問させていただいたことがあります。経済特区というのは何でもある。中には、下水道経済特区だとかですね、そんなのもありますね、現実に調べていきますと。それで、これを取り入れまして、例えば行政、民間企業連携特区。言葉が適当かどうかわかりませんが、行政民間企業連携特区、こういうものを申請しましてね、それで、この我々伊豆市ではこういうことをやるんだと、だからこういう法律の規制があるけれども、これはちょっと取り除いてくれというようなことが私は、特区というものはもともとそういうものでございますので、可能なのかなというふうに思ったりするわけですよ。そんなことを私は思います。

これで私は終わりますけれども、注釈を入れていただいて私の質問を終わります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 職員削減から特区の話にいきましたけれども、ちょっとそういうことが可能なのかなのか、もう少し勉強させてもらいたいと思います。全体的には、議員おっしゃるように、伊豆市は3万7,000人の人口からすると、職員は多いという認識を私は持っております。どうやったら理想的な格好に早くなるかということを考えなければならぬと思っております。

そういう特区のことについて勉強不足で申し訳ありません。勉強させていただきます。

議長（堀江昭二君） これにて小野議員の質問を終了します。
暫時休憩とします。

休憩 午前 11時 27分

再開 午前 11時 28分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

内 田 勝 行 君

議長（堀江昭二君） 4番、内田勝行議員。

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。

通告に従い、1件質問をいたします。

市長と語る会、地区懇談会の継続実施を。市長と語る会の実施を、平成17年6月定例議会の一般質問で提案をさせていただきました。その後、日程を調整し実施したことについては一定の評価をしております。しかし、それ以降実施をしておりません。地区懇談会は、市民との情報交換の場でもあり、継続を望む声も多々聞きます。少なくとも年1回の実施をしてほしいと思いますが、いかがですか。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの内田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 内田議員のご質問にお答えいたします。

市長と語る会「地区懇談会」の継続実施についてでございますが、地区懇談会につきましては、平成17年8月から10月にかけて、市内12箇所の小学校区単位で実施いたしました。また、11月1日には、市内各種団体を中心とした伊豆市サミットというのを開催したところであります。今後、この伊豆市サミットの対象者を若者や女性などに向けながら開催を計画していきたいと考えております。

地区懇談会については、今年度は考えておりません。市民の方々の、ご意見ご要望は、各支所並びに総務課で受付けております。建設的なご意見を積極的に出していただきたいと思っております。以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問、内田勝行議員。

4番（内田勝行君） 再質問をいたします。

今、市長の方から、伊豆市サミットを計画していると言いましたが、ちょっと私は内容がよくわからないものですから、説明を願いたいのですが。

その前に、市長とひざを交えての市民との意見交換、通常では多くの市民には無縁なわけですね。しかし、そのような場が定期的に設けられるとしましたら、大変画期的なことだと

思います。市にとっても不特定の市民の声が聞けるわけですから、数少ない良い機会だとこのように思います。市民の中にはですね、意見交換をする場を作るのは当然のことで、実施しない方がおかしいと、このような意見も聞きます。市民の側から見れば、懇談会というのは市長に直接ものを申すいいチャンスでもあるわけであります。この時とばかりに批判的な意見、あるいは要望ですね。このようなことが主体になって、また約束しないまでも頭が痛い問題が発生する、そういうこともあるかもしれませんが、耳を傾けたりあるいは聞くこともトップにかせられた仕事の一つだとこのように認識します。仮に反対に貴重な意見というものも、当然たくさん出てくると思います。

ぜひ前向きな考えを示していただきたいと思うのですが、結論を今、先に言われましたので、今年中は、実施しないと言われたので、これ以上ちょっと突っ込みができないのですが、再度、来年あるいは再来年継続の考えがあるか、その辺を伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 地区懇談会ということですが、過去やってみたのですが、先ほど申し上げましたように12回やりました。夜分でありましてですね、たった12回かと思えますけれども、相当体力と知力とエネルギーが要ります。今おっしゃられるように、いろいろな要望やご意見が出ました。

しかしながら、これらはそういう場でなければできないのかということを考えておりました、旧町でしたら、小学校3つか4つですから、3日か4日頑張ればいかなということになるわけですが、12日という、半月近くなるわけですよ。だからやらないというわけではないですが、地区要望というのは、情報を上げるのには区長さんがおります。区長さんが120くらいありまして、区長さんとも年2回ないし3回ミーティングをしております。区長さんからの要望書も出てきます。まとめていただければなあという気持ちがあります。それぞれが直に話し合うのもいいわけですが、全部出てくると、それだけ全体が薄まってしまわないかなという思いがあります。毎年ではなくて、2年に1回とか何年に1回とか、そのときの首長の姿勢によって変わってくるのかなと思います。

いずれにいたしましても、私1回やらせていただいて、大変失礼な言い方ですが、それだけやってどういう成果があったのかなということも思って、むしろ伊豆市サミットと言っていますけれども、これはいろいろな団体の方とフリーに話し合いました。観光協会、旅館組合、それから若い人たちもいました、いろいろな活動をしてくれる方たちと、どんなふうに伊豆市をやっていくか、フリーに話し合いましたということでやりました。一昨年やりまして、去年はやろうと思ったんですが日程の都合でできませんでした。今年は、先ほど申し上げましたように、秋にかかると総合防災訓練等で、訓練は1日か2日ですが、事前が結構かかるわけです。そういうことで今年はちょっと予定していないということでご理解をいただきたいと思います。来年度以降は、また来年になってから考えさせていただきます。

議長（堀江昭二君） これで内田議員の質問を終了します。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。

1時まで休憩とします。

休憩 午前 11時37分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

森 良 雄 君

議長（堀江昭二君） 10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

質問に入る前に、私はこの議会だよりナンバー12に大変疑問を感じております。私の考えが間違いなら、議長はぜひこれを事務局に調べさせてもらいたい。このようなことを防ぐためにも、議長はこの議会で質問したことに対しこの議会で、この議会で答えさせていただきたい。当局はこの議会で私が質問したことに対し、この議会で答えていただきたいと思いますのでよろしく願いたい。

9番目の質問では、仕事をしてくださいというような質問をします。大変抽象的で、答えに困ると思いますが、どのように答えていただけるか期待しております。私のこの一般質問、これ自体が仕事に対する問題を指摘していると理解していただきたい。すでに市長は虹の郷の遊具の維持管理では、ギブアップしているというように見受けられますが、市長は職員に仕事をさせるのは仕事ではないでしょうか。

天城湯ヶ島支所では、6月1日に職員による行政違反の集会が開かれている。どうも伊豆市がおかしくなっている。

真剣な答えがいただけるよう期待して、質問させていただきます。

横瀬駐車場。市長、横瀬駐車場の利用状況はいかがですか。月極めの利用がどのくらいありますか。時間、日貸しの利用状況はいかがですか。日貸しの管理は大変でしょうが、管理方法はどのようにしていますか。夜間や休日はどのようにしていますか。この駐車場の用地を取得した目的は何ですか。伺いたい。

ごみ焼却場、これは新しく予定しているごみ焼却場についてです。市長、進展状況はいかがですか。一部事務組合の設立はどのようになっていますか。進行状況を伺いたい。地元との交渉状況はいかがですか。準備委員会ではどのような審議がされていますか。環境調査はいかがですか。進行状況を伺いたい。

電子入札。3月議会では、電子入札を20年度から導入する考えを伺いました。それに違いはありませんね。県のシステムに参加するのですね。確認したい。電子入札導入のための準

備状況を伺いたい。入札参加者への説明と参加者への準備はいかがですか。県のシステムに参加するためには相応の負担が必要です。19年度の負担を考えていませんか。私はこの6月議会に補正が上程されるかなと期待しておりましたので、大変失望しています。ぜひ良い返事をいただきたい。

パソコン問題。データはありませんか。昨年1月に市の職員が市のパソコンから競輪投票サイトにアクセスしていた問題がありました。5人の職員に対し、1ヶ月10%の減給処分をいたしました。新聞発表では全容の解明を進めるとありました。残念ながらいまだにその全容が発表されていません。職員によるパソコンの不正使用について市長に伺いたい。

全容は解明しましたか。全容を発表しませんか。3月議会ではデータがないと説明がありました。データがないというのは手元にデータがないということですか。データがないということは、サーバーの中にもデータがないということですか。サーバーのデータはどうなったんですか。新聞では全容を解明すると発表しました。そのとおりですね。その時点でデータの保存はしなかったのですか。平成18年2月のデータもありませんか。

データを故意に削除したのではありませんか。この時期にサーバーの内部の発信記録のシステムが変更されたようですが、いつどのような変更がされたのか。詳しく説明していただきたい。電子記録の粉失、削除は市民に対する重大な背信行為と考えるが、市長はどう考えているか。電子記録の保存は、当局の重要な責任と考えるが、重要な行政上のデータでも粉失することがあるのですか。

市長の考えを述べてください。

湯川橋。市長、伊豆市誕生以来、幾つかの橋の架け替え、改良が行われていますが、架け替えられた橋は幾つありますか。どこでしょうか。湯川橋は市役所の入り口にあります。わざわざ観光のために立ち寄る方もおります。多くの観光客は、その姿に失望しています。観光施設としても架け替えが必要ではないでしょうか。多くの歩行者、車の往来があります。市長は湯川橋を徒歩で通ったことがありますか。湯川橋はなぜ架け替えられないのでしょうか。架け替えまたは拡幅、歩道橋の設置などの改良は考えられないのでしょうか。伺いたい。

熊坂保育園。市長、熊坂保育園の耐震化工事の進捗状況を伺いたい。この保育園は過去に、水につかったことがありますね。そのときの状況を伺いたい。出水に対する対策はいかがですか。伺いたい。

水銀の検出について。市長。新聞の報道によると、伊豆市清掃センターの尿汚泥肥料から水銀が検出されたとあります。状況を伺いたい。清掃センターでの定期検査の状況を伺いたい。汚泥の検査はしていますか。排水、廃水の検査はしていますか。尿汚泥の検査はしていますか。これらの検査は外部への委託ですか。委託状況、検査状況を説明してください。詳しく説明してください。伊豆市で独自に検査する考えはありませんか。過去のデータはどのような数値ですか、伺いたい。水銀の状況を伺いたい。原因、対策状況を伺いたい。

選挙事務の改善、開票時間の短縮。選挙管理委員長及市長、選挙における開票事務の迅速

性が話題になっています。多くの自治体が開票事務の合理化短縮に取り組んでいます。3月議会の質問時よりも、選挙の開票時間のスピードアップに取り組む自治体は増えています。残念ながら市長にも職員にも開票作業のスピードアップと取り組もうとする姿勢も意思も感じられません。開票事務を市長は選挙管理委員会の仕事だと言っています。仕方なく選挙管理委員長に登場していただくことになりました。ご容赦のほどお願いします。

多くの自治体で、もちろん正確な開票作業を前提として、作業に当たる職員の削減、時間の削減ができています。選挙管理委員会の知恵と意識が試されています。正確性公平性と同時に迅速な開票作業が求められています。間もなく選挙が行われます。参議院議員の選挙が行われます。開票事務の改善、開票時間の短縮についての取り組みはいかがですか。選挙管理委員会の考えを伺いたい。公平で正確な開票、そして迅速な開票を進める考えはいかがか。市長の考えは変わりませんか。選挙は選挙管理委員会の仕事ですか。選挙の開票について開票作業の改善について、市長のあずかり知らぬことでしょうか。選挙開票作業の正確で迅速な作業の改善は考えられませんか。市長の考えを伺いたい。

仕事をしてください。市長、仕事をしない職員が多すぎます。できない職員が多過ぎます。市道の維持管理は市の責任です。仕事ができないのですか。市民に対する対応、電話の対応のできない職員がいます。市長はしっかり仕事をさせてください。

職員の対応。市長、職員の対応の悪さは目に余るものがあります。議員としても至るところで唾然とさせられています。手の施しようがないと考えます。証拠を示せという方もいますが、そもそもそういう考えが職員全般に浸透しています。反省しようという考えはないようです。

清掃センターにおける市民に対する対応について。5月20日から24日にわたり、インターネット上で発信されておりました。市長へメールしたとの内容でした。届いていますか。内容について調査しましたか。調査したようなら調査内容を伺いたい。事実ならどのように対処したか。お話しを伺いたい。

修善寺総合会館改修工事。仕様書が差し変えられていませんか。市長、私はここで課長補佐をお願いしておりますけれども、どうも消えておりますね。修善寺総合会館改修工事では、工事終了後の現在でも、外壁、内壁に亀裂が見えます。ご覧になった方もいるようです。市民からは、あれでは詐欺だと言ってきた方もおります。

さて、3月議会での質問では、私は議長に休憩をとって仕様書を読んでください、設計書を読んでくださいと求めましたが、議長は無視したことを指摘しておきます。さて3月議会の議事録109ページの上から12行目で、観光経済部参事、伊郷哲郎君は次のように述べています。「それではお答えいたします。内部で補修したところにつきましては、2階の踊り場の部分の壁面、これにつきましては外部からの雨水の流入といたしますか、あったものですから、壁が剥離したというようなことで内部はしてございますが、それ以外については、内部はしてございません。」と述べています。現在の特記仕様書はどのように記載されています

か、伺いたい。特記仕様書をここで読み上げていただきたい。

議長（堀江昭二君） ただいまの森議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長（大城伸彦君） 森議員のご質問にお答えいたします。

だいぶ項目がたくさんでございます。なるべく端的に、明瞭にお答えしたいと思います。

まず、横瀬駐車場。月極めの利用はどのくらいありますか。18年度は中途の貸付を含み、月貸で10台分使用料収入50万8,000円となっております。

2番目で、時間、日貸の利用状況はいかがですか。日貸の設定はございますが、これまで日貸使用の申し込み者はおりません。したがって3番、4番はお答えがありません。

5番目、用地の目的。取得した目的ですが、用地の取得目的が、道路改良用地として先行取得しており、事業用地を一部貸付運用としております。

大きな2点目、ごみ焼却場。

まず1番目の進捗状況。その後、現在のところ進展はしておりません。

2番目、一部事務組合の設立はどのようになっていますか。進捗状況を伺いたいということですが、一部事務組合の設立については、18年7月議会において、19年度立ち上げを予定していると報告いたしましたが、建設候補地にかかわる取り組みが進んでいない状況となっておりますので、一部事務組合の設立はとまっております。

3番目の地元との交渉状況はいかがですか、進捗状況を伺いたい。地元との交渉状況については、建設候補地である堀切地区と信頼関係の醸成を図るため、さきの議会全員協議会に報告した、2市広域一般廃棄物処理施設基本構想等を当地区のごみ焼却特別委員会に説明しました。が、当地区の特別委員会並びに区では、建設計画白紙撤回の理由から、区民への説明は行えないとの返答がありました。したがいまして、地元との交渉は、進展しておりません。

次に準備委員会ではどのような審議がされていますかということですが、当準備会は平成17年9月に2市の廃棄物処理施設の整備及び管理に関する一部事務組合の円滑な立ち上げのために設置したものであり、この準備会の審議状況は平成18年度までに14回の会議を開催し、施設整備に関する建設候補地の選定及びこの説明会の開催、また、施設基本構想の策定等にかかわる取り組みなどについて検討、協議をしております。

次の環境調査の進行状況ですが、建設候補地の住民合意形成が得られていない状況から、この実施に向けた具体的な取り組みは進んでおりません。

次に3点目の電子入札につきましては、平成20年度から導入を考えております。また県のシステムに参加したいと考えております。県は公共事業の発注手続の効率化や透明性の向上などを目的として導入を進めております。

次に入札参加者への説明ですが、参加者の準備についてのご質問ですが、入札参加者への事前説明会は、今年度中に開催し、周知を図っていきたいと考えてます。

平成19年度には、費用負担は考えておりません。平成20年度当初予算に計上するつもりで

います。

続きまして4点目のパソコン問題について。これも丸が12ほどありますが、 、 、 に つきましては、これまでの議会定例会で申し上げたとおりでございます。

、 、 、 、 の質問についてお答えいたします。インターネットのアクセス記録は平成18年1月から取得しており、それ以前の記録はありません。なお、業務として必要なデータは当然サーバに保存しております。

の質問ですが、業務上必要なデータは保存しております。

のご質問は、平成18年1月からコンピュータシステムの障害、事故等の原因究明に対応するためのセキュリティソフトを導入しております。その中でインターネットのアクセス記録も取得しております。

、 のご質問は、行政運営に必要な電子データの紛失・削除はあってはならないことです。伊豆市ではそのようなことがないように万全を期しているつもりでございます。

続きまして大きな5点目の湯川橋についてお答えいたします。

まず初めに、伊豆市誕生以来、幾つの橋を架け替え、改良が行われているかのご質問ですが、架け替えられた橋はございません。

次に湯川橋の質問ですが、架け替え計画は両側歩道で平成10年度より道路概略検討及び小立野区及び横瀬区と調整をとりながら計画を進めてまいりました。計画を進める中で国道136号線の交差点部分は公安委員会と協議を進めてきましたが、交差点部分は修善寺橋の交差点に近く、信号機が付かないことから、横瀬区及び静岡県と協議をした結果、事故も多く歩行者の安全を考えた場合、現在の修善寺橋の交差点を4叉路に改良し、市役所に行く道路を取り付けたほうが良いのではないかと案が出され、国道、県道、市道の交差点のため、修善寺橋の架け替え計画及び国道135号線のつけかえ計画の見直しを余儀なくされています。この計画は大きな計画のため、関係機関と協議をしながら進めていきたいと考えております。

続きまして6点目の熊坂保育園につきましては、保育園の耐震化工事に関して、4月に実施設計の入札を行い、現在は設計の段階に入っています。9月から工事に入り、12月中に完成を目指しております。保育園は過去に水につかったことがありますね、そのときの状況を伺いたいということですが、平成16年の22号台風で床上浸水がありました。開園以来、浸水はこの1回のみです。このときは災害マニュアルにしたがって、園児の安全を最優先とし、事前に保護者に引き渡しをいたしました。

続きまして、水銀の検出についてですが、まず1点目の汚泥の検査は事前検査を行っておりません。

次に排水の検査については、毎月水質汚濁防止法に基づく当該項目の水質検査を実施し、基準値以下で処理をしています。

次に、汚泥肥料の検査については実施をしています。検査の委託状況、検査状況については、検査機関に業務委託し、年2回実施しています。伊豆市での独自検査は、衛生センター

の職員が直接検査することは考えておりません。過去のデータについては、基準値を越すようなデータの数値はありませんでした。また水銀のデータは、既に、配布したとおりであります。原因と対策状況は、農林水産省並びに独立行政法人農林水産消費安全技術センターの指導を仰ぎ、原因究明と対策に努めていきたいと考えています。

次は選挙管理委員長にお答えをお願いしたいと思いますが、私は3月議会に、議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

それから仕事をしてくださいということですが、職員に仕事をしっかりしてもらうことは当然であり、市民への対応についても、接遇などの職員の教育を徹底してまいりたいと考えます。

続きまして、10点目の職員の対応についてですが、まず、市長へのメールは届いていますかと、届いています。内容の調査は、清掃センターに調査を命じ、シルバー人材センターの会員一人一人に聞き取り調査を実施するとともに、シルバー人材センター理事長にてんまつ書の提出を求めたところであります。聞き取り調査及びてんまつ書によりますと、分別の仕方についてのやり取りはあったが、メールに記載されているような、過激な受け答えの事実はないとの回答でした。

以上が調査結果ですが、これ以上どこまでが事実か不明というのが私の正直なところで、これ以上は調べようがないと思います。事実ならばどのように対処したかということですが、メールの発信者には、調査内容を説明するとともに、市民の方から不信感や指摘を受けるような受け答えのないように職員、シルバー人材センターにも指導し、対応するよう、部長より回答をいたしました。

最後に、修善寺総合会館改修工事に対するご質問ですが、以前から説明申し上げたとおりでございます。特に3月議会の答弁では、建物本体部分に影響がないということで、工事から外れており、今回の工事以外の部分ということでしたが、施工業者と話をし、再三の補修等もあり、業者から、伊豆市に迷惑をかけたくないということで、2階のロビーの内壁の亀裂は自主的に補修を実施していただいたところであります。ご質問の仕様書の差し替えですが、あり得ないことと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（篠原陽太郎君） 私、伊豆市選挙管理委員会委員長の篠原です。よろしく申し上げます。

常日ごろ、市議会議員の皆様には、選挙管理業務について御指導御協力をいただき大変感謝申し上げます。私、こういう場で発言するのは初めてでございますので、的外れな回答になるかと思いますが、ご容赦願います。

ご質問について全般的にお答えをいたします。

選挙の開票事務は、正確、公平、迅速が原則であります。最も重要なのは正確性だと思

っております。選挙業務に間違いは許されません。私は過去7年余、旧町を含めて選挙業務に従事をしてきましたが、1度も間違いはありませんでした。それは市の職員を初め、関係従事者が真剣に取り組んでいただいた結果だと思っております。

昨今の例で、前回の県議会議員の選挙がありました。今回は初めて伊豆市が一つの選挙区として進めてきましたが、候補者も2人で、最もシンプルな選挙戦でありました。開票事務は、1時間以内をめどに置きながらと思い、いろいろな工夫を検討し、レイアウトを作り、リハーサルを進める中で、進めてきましたが、結果は55分でした。みなさんも静岡新聞でご承知かと思いますが、今回の県議選、全国市町村の投票区687の中で、伊豆市は27番目に位置をしているという報道がありましたけれども、このことは、いろいろな条件がそれぞれ違いますので、一概に喜ぶというわけにはまいりませんが、私はそれなりの成果があったものと言うふうに受け取っております。

開票内容を少し説明をいたしますと、今回の県議選、大づかみですけれども、当日の有権者数3万1,000、投票率60パーセント、投票者数、1万8,600となったわけですが、開票を進める中で、結果的に結果台の上には、両候補が9,000票ずつ示され、残り600はですね、当落を決めることはわかってきておりました。その中には、候補者の得票もあり、また無効、疑問票もあるわけですが、これらは、当然ベテランの担当職員が整理をし、立会人が認定をし、最後に私が決定をするわけですけれども、この疑問票が重要なポイントになることはですね、誰もわかっておりますし、それぞれの段階で慎重に検証をしてきました。それでも、1時間以内で終了したということは、それなりの努力があったものと思っております。どの選挙にも無効、あるいは疑問票はあるわけですけれども、有権者の皆様にも、さらに正確に記入されることを望みます。

来る参議院選挙は、全国区の開票に相当時間がかかることが予想されますけれども、レイアウトの中にいろいろ工夫を凝らし、正確に公平に迅速に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、またご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問、森議員。

10番（森 良雄君） 再質問をさせていただきます。

議長にお断りしたいと思いますが、選挙管理委員会に対する質問の順序を一番最後に回させていただきますので、多少順序が変わりますけれども、ご容赦の程お願いいたします。いいですね、順序を変えますよ。

横瀬駐車場について再質問させていただきます。案の定、日貸しや時間貸しについては全然管理していないんじゃないですか、これ。月極めならいざ知らず、時間貸しなんてできっこないんですね。市長はできると思いますか。まず1点お聞きします。

2点目、この駐車場の看板は、月決め駐車場となっているんですね。一般の方は、1日とか時間で置いていけるということを知らない。それでよいのですか。

3点目、結構駐車してるんですよ。誰が利用していると思いますか。調査しませんか。

4点目、職員も利用しているようです。伊豆市の車がとまっていることもあります。職員の利用料はどうなっていますか、伺いたい。

以上。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） やや細部にわたることなので、企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 4点ほどあったかと思えます。

まず、日貸しはできるのかどうかという問題でございますが、日貸しをしたという場合に、非常に人件費等を考えますと、果たしてそういう形を取っていいのかどうかという問題がありますので、行革を推進する中ではちょっとこの辺は疑問と考えております。いずれにしても、日貸しの状況というのは、周辺の方々に利用が前もってわかるような場合に、申請に基づいて日貸しをさせるという形で考えていきたいと思っております。

それから月極め駐車場の看板、私も見てまいりましたけど、これにつきましてはもともとそこを管理する状況になった時にあの看板をつくったと思えます。さらにもう少し、月極めの利用があるかなというところで考えたわけですが、実際にはなかったということで、あの看板はそのままの月極めという状況になったのかなと思っております。

それから調査をしたらどうかというようなお話ですが、実際、私も時々まあそこをのぞきにいきます。若干の車は止まっております。1時間あるいは半日もわかりませんが、市民の利用であるならばいいのかなというところもできますので、できればそんな程度で御了解をいただければなと思っております。ただ、そこに人を置いてやるということになると、非常にコストが上がりますので、その辺については疑問を感じますのでご了解いただきたいと思っております。

それから職員利用の件でございますけれども、情報センターが近くでございます。情報センターへ行く場合に、情報センターの前の駐車場というのは、電信電話公社の建物でございますので、そこにおいて、それから情報システム課の方へ行くというケースは聞いております。

それからあと1点は、職員が出張の際にそこにおいて行くというようなことも聞いております。なぜかと言いますと、本庁の方の駐車場は満杯状態でございますので、そこにおいて修善寺駅から電車でいくという形をとっていると聞いております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 質問を続けさせていただきます。

案の定、僕も当初から日貸しや時間貸しをやるのは無理だ、できないことを何で言うんだ、

この辺も仕事をしっかりやってくださいと言いたいところなんです。ちょっと考えればわかるんです。できっこない。ですから、看板どおり月極めにすべきだと僕は思うんですね。そして利用者、やっぱり使いたい人もいるわけですよ。そういう人にね、月極めで利用してくださいと、もっと宣伝していただきたい。はっきり言うと、ひどい時は濃紺のセダンが入り口にバーンと止まっているんですよ。トラックが入り口にバーンと止まっている。ここは俺の駐車場だというような感覚でいるんです。それを防ぐために、月極めの方がどこを借りているのか、ちゃんと名前を書いたらどうなんですか。Aさん、Bさんてね。ここはAさんの駐車場、Bさんの駐車場、どうですか、そういう考えはいたしませんか。

その点だけお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 宣伝してくださいというご質問がございましたけれど、これについては今後検討させていただきます。

それから、2点目の専用している車があるというお話がございました。ぜひ、森議員さんも行政の中の1人として、そういう違法的な駐車をされてる方がいらっしゃるようでしたら、ご注意をいただければと思います。当然、我々の方でもしますけれど、当然その場にはいないわけですので、森議員さん、もし気が付いたら、ぜひその辺お願いをしたいというように思います。

それから、あと一点は名前ですね。名前についてもうちの方で検討させていただきます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） はい、森議員。

10番（森 良雄君） ごみ焼却場は全然進展していないということなので、再質問は割愛させていただきます。

電子入札についてお伺いします。

電子入札、20年度からやるんですよ、県の方だって20年度に受け入れる、今から言っておかないと、準備があるんじゃないですか。私がなぜここで質問を出したかといったら、僕も県庁へ行って聞いた範囲では、どうも打ち合わせがうまくいっていないんじゃないかと。伊豆市さんから来年やりますなんて話し聞いてませんという感じでしたよ。来年やるんだったら今から申し込む必要ありませんか。そういうふうに考えませんか。向こうだって、例えば来年だって100万円近い費用がかかるわけですよ。ことしだって多少の申し込み費用、僕のあれだと20万円くらいで済むんですけどね。応分の負担が必要だと思いませんか。

伺いたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） どこにご相談なされたか私わかりませんが、来年度の負担金80万円弱でございますが、すでにその仕分けがもうきております。県の方と基本的には打ち合わせをして、事前説明会にも県の方に来ていただいて説明会をやるということですので、ど

ういう情報入手されたかわかりませんが、基本的にはやると。3月の議会でも申し上げたとおりでございますので、その辺よくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 私は5月11日に県庁行ったんですよ。その後じゃないですか、県庁行ったの。土木部の建設総室いわゆる電子入札を扱っているところです。まあそれはいいです。今のお話で、やるという決意が伝わってまいりました。確実に実施していただけるんだと思います。

それで一つだけ心配するのは、確実にやるのだったら、業者も準備する必要があるんですよ。私の調査では、やっぱりパソコン持っていない業者も何件かあるらしいんですね。早目にやるよと言う事を伝えていただきたいんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず電子入札をするには、前回の議会でも申し上げたように、ICチップ、こういったものが必要になってまいります。ほとんどの建設業関係の方々については、ICチップをもうお持ちだというふうに聞いております。それ以外の方々については、今のところ把握しておりませんが、それらを踏まえて県の方に来ていただいてですね、我々も具体的な入札方式といたしますか、やり方、手順こういったのもよくわかっていません。ですので、そういった方々に来ていただいて、説明会を開くという段取りはもうできております。ただ日程が県との調整でございますので、今の段階できちんとしておりませんが、その話し合いはできております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 電子入札については、着々と準備が進んでいるようですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

さて、パソコン問題。相変わらず、全然話が伝わってこないんですね。きょうはそうそうたる傍聴者の方もいらっしゃるんですよ。みなさん一体何を説明されているんだろうなと思っているのではないかと思うんですよ。

私はね、何万件、何十万件というアクセスがあったんじゃないかというふうに思っているんですね。ぜひこれを否定してくださいよ。あんたそれは間違いだよと。そんなことはなかったんだと。ぜひそのためにも、全容を公表していただきたいんです。パソコン問題は、今までは、地方自治法違反、職員の服務規定違反、こういう段階だったと思うんですね。職員を単に懲罰するだけでよかった。しかし、電子データがなくなっちゃったというと、これは真剣に説明していただきたいんですよ。市長もう一回ちゃんと答えてください。すべてを公表していただきたい。

2つ目、18年2月のデータはあるんですね。18年2月どうだったんですか、公表してくだ

さい。

3つ目、サーバーの中の記録がなくなったんですね。自動的に切れたんですか、故意に切ったんですか。どのように記録が消えたんですか。自動的だったら、時間的に切れるようになっているんですか、それとも容量がいっぱいになると切れるようになっているんですか、伺いたい。

4つ目、時間なら何時間で消えるんですか。容量だったらどのくらいの容量で消えるようになっているんですか。

5つ目、データが消えるということは、これはシステムを導入した時から承知しているんですか。

6つ目、このシステムはどんなシステムなんですか。ソフトの名前はどんな名前ですか。メーカーはどこですか。

7つ目、事故の後フィルターをかけましたね。どんなフィルタリングですか。ホワイトリストですか、ブラックリストですか。このぐらひは教えてください。本当だったらリストの数量も聞きたい。しかしそこまでは秘密だから答えられないということになるでしょうけれども。フィルタリングの内容によって、どのくらいの不正アクセスがあったかぐらひは判断させていただきたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず、セキュリティに関するソフトの問題でございますが、これは前から言っていますように、こういうソフトを使っているというものについては秘密的な問題もございまして、お答えできないというのは今までと同じでございます。

それから、18年1月からの記録しかないという問題でございますが、その段階でそういうソフトを導入したわけです。ですから、1月以降のものはあるわけです。それ以前のデータというのは、多くの、今行政が全部使っているデータの中の問題でございますので、何百何十億というすごい量の情報があるわけです。その中の、いわゆるそういったものでございまずので、単純にそれを引き出すというのは非常に大変な時間と労力を費やすわけです。ですので、非常に難しいということを言っているわけです。ですから、その記録自体がないということではなくて、1月以前の記録もあるわけです。ですがものすごい膨大な量だと、こういうことなんですね。それで、1月に新たなソフトを導入したことによって、そういったものが分かるような内容になったということでございます。

フィルターの問題、黒か白かというお話しでございますが、ちょっとこの辺は私もここに用意していないものですから、わかりませんので、後ほど調べましてご報告させていただきます。

議長（堀江昭二君） はい、森議員。

10番（森 良雄君） みなさん聞きました、帳簿はあるんじゃないですか。データはあり

ませんとうそだったんですか。まず、そこから聞きたい。膨大な量がある。冗談じゃないですよ。その部分だけアウトプットすることできるんでしょう。言語で書いてあるんだったら、言語で出させなさいよ。システム技術者だったら読めるはずだ。さっきも言いましたよ、何万件、何十万件というアクセスがあったはずなんです。みなさんそれ否定しているんだ。私が間違いだということをご証明しなさいよ。何でそれができないんですか。私はしてくださいと言って、議長にお願いして一般質問しているんです。議長、させてくださいよ。これ再々質問じゃないよ、さっきの続きだ。

議長（堀江昭二君） はい、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 繰り返しになるかもしれませんが、1月以降のデータはそういったソフトを導入した関係で、それを抜粋して出せるわけです。それ以前のものというのは、膨大な情報の中の一部になるわけですね。ですから、それは時間的な問題あるいは労力的な問題を踏まえますと、とても出せるものではない。要するに、ソフトが入ったことによって、わかりやすく出ますけれども、それ以前のものというのはそういう形をとっていませんので、実際に通常の業務におけるデータの中から拾い上げてくるということになります。そうするとかかなりの時間、かなりの時間というのはもう1年2年でできないかもしれませんし、それに人工がかかるという状況にあるわけです。ですから、何度も言うように1月以降の問題については新たなセキュリティをきちっとしなければいけないということから、そのソフトを入れたということをご理解いただけたと思います。

市長（大城伸彦君） このパソコンの問題については、過去ご説明いたしまして、一連の作業、処理は済んでいると私は考えております。これを今さらひっくり返して、過去のそういう職員を洗い出して、罰して、何が出てくるのかなど。人間不信を起こすだけじゃないかと、私も含めて管理者もそれなりの責任を取ったつもりでございます。ぜひこれを、一つの糧として、今後前向きに管理するということが大事であって、過去の不具合をうがり返しても何ら得るものがないのではないかと私は思いますので、その辺をぜひご理解いただきたいと思います。以上です。

〔「再々質問だよ」という人あり〕

議長（堀江昭二君） いやいや、3回目ですよ。森議員。

10番（森 良雄君） 過去と言ったって、まだ一年前ですよ。データがありません、それはうそでしょう。私が言う何万件何十万件というアクセスがあったというのは事実なんですか。

次に移りましょう、しょうがない。

湯川橋。湯川橋のあの道路の狭さ、市民は泣いていると思いませんか、市長。その点お答えいただきたい。

2点目、歩行者のための対策、拡幅とかね、別に歩道橋だけ作るとか、そういうことは考えられませんか。伺いたい。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 冒頭申し上げましたように、いろいろな機関と協議を進めながらいろいろ計画を練っていきたいと言うことでございます。

詳細については、土木部長から答えさせます。

土木部長（鈴木幸司君） それではお答えします。

拡幅の件なんですけれども、今の橋自体に問題があるということで、旧修善寺町時代に若干耐震をやった経緯があります。しかし、下部に問題がありまして、拡幅等は一切できません。

以上です。

議長（堀江昭二君） はい、森議員。

10番（森 良雄君） 土木部長の言ったとおりなんだよね。あの橋の下部は一体どのくらい潜っているのか。わかっていたらまず教えていただきたいですよ。私あれは潜ってないんじゃないかなと思うんですけどね。そんな問題の考えられる橋をね、旧修善寺町では、あそこなんとかしようと、何千万か投入していろいろ計画立てているわけです。それは今どうなっちゃってるんですか。市民はいつまで泣いていればいいんですか。私も泣いているんですよ。あそこ通るとき走らなければならない。面白いですね、橋を走って渡るなんてね。

それからもう一つ聞きたい。あの橋の周辺の土地、下流側一箇所は購入してありますね、その反対側はどうなっていますか。それから、先ほど質問した横瀬駐車場は、あそこを改良するために買った。じゃあその反対側はどうか。今一番必要なのは、あの反対側にある空地と恐らくこれあたりは必要んじゃないか。今、手をつけておかないと、家でも建てしまったらどうしようもないですね。購入しようなんて考えはありませんか。

伺いたい。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 先ほども市長が言いましたように、平成10年にやろうということで、湯川橋の手前と、先ほど言いました横瀬の駐車ですか。用地先行取得ということで特別会計で買ったという経緯があります。しかしながら、平成13年に大体の金額を出して、地方特定道路整備事業という形で一度は県に要望いたしました。平成14年に、それを取り下げたという経緯があります。どういうことかと言いますと、議員さんご存知のように渋滞緩和委員会が、どうせなら4叉路にしてくれないかということをお願いしまして、地元の意見も聞かなければしょうがないだろうということで、それで取り下げたという経緯を伺っております。横瀬道路問題委員会ということで、昨年の11月に市長に中間答申をしてあります。その内容は、先ほど市長が言いましたように、横瀬交差点の改良、4叉路に道路をつけかえて欲しいという内容でした。それに基づきまして、先ほど答弁したように、いろんな機関と協議をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） はい、森議員。

10番（森 良雄君） 熊坂保育園に移らせていただきます。

現実に床上浸水している。過去に1回だからいいだろうというお考えのようですね。熊坂保育園は、北と西ですか、2方向に水路にはさまれている。過去に1回起きている。異常気象で、これからもっと雨が降る可能性があると言われていたときに、過去に1回だから大丈夫だ。それでいいんですか。耐震化、大事なことだとは思いますが、水害対策だって大事だと思いますよ。あそこに置いておいたのでは、やはり水につかる可能性は十分にある。そう思いませんか、市長に伺いたい。

市長（大城伸彦君） 災害があるかないかを予想しようとしても、私にはできません。起きたときの被害が少なくなることを考えるのが行政の仕事だと思います。災害はコントロールできません。なんだか聞いていますと、あそこへ建てないでどこかほかへ建てると聞こえますけれども、今から用地を求めて、そういうことをやるには、まだまだ時間がかかってくると思います。その方がいいということであるならば、住民の方とよく相談したいと思いますが、いずれにいたしましても、耐震をやってまたほかへ行くということは大変な出費になるなと思っています。安全のためには変えられないじゃないかと言われるとそれまでですけれども、もうちょっと整理をしてみたいなと思います。

今のところ、移る計画は持っていませんし、ここで耐震工事をやって、より安全度を高めたいというのが現在の考えでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 水害か耐震かここで議論していてもしょうがないと思うんですけども。今、伊豆市は柏久保保育園を民営化すると。あそこが民営化できるのは、それなりの資産価値があるからですね。ここをこのまま耐震化しても、恐らくあそこにあったのでは資産価値は上がらないと。子供たちの安全をどう考えるかという選択は市長さんにお任せして、次の水銀の検出問題に移らせていただきます。

議長（堀江昭二君） 残り時間が4分です。

10番（森 良雄君） 私ね、水銀問題。これは起こるべきして起こっているんですよ。データは出してある。確かにもらいました。このデータちょっと見ただけだって、10倍以上の変動があるんですよ。環境基準2ppmだと。1ppmの検出はもう現状で起きているわけですよ、ここで。何でこれが起きたんだという検査をする必要があるのではないですか。ある上部団体にどうするか、指導をお願いしている。私ね、そんなことあり得ないんじゃないかと思うんだよね。少なくとも民間にいた限りでは、上部団体は監督官庁であり、施設の停止命令とかなんかはやってくれるけど、ああしろ、こうしろと官庁同士だとやってくれるんですかね。まず、できるだけ現状分析をする必要があるんじゃないですか。まずそれが1点。

これ農林水産省がやって、だめだと来たわけですね。それと同じ資料を検査をするつもりはありませんか。ただ農林水産省は、恐らく、JASか何かで検査していると思うんですね。東洋検査あたりだと、恐らくJISで検査しているんじゃないですか。検査方法違うと、データも変わってきますよ。健康福祉部長と私の腹回り、あっちで測ると95センチだと、僕がお医者さんで測ってもらったら81センチ。測り方一つで、このぐらいの違いも出てきちゃうんですね。その辺どうですか。

それから、まず仕事をしっかりやってくれというのと同じなのだけれど、むこうが検査に来るのわかっていたんでしょ。事前にやるなんていう才覚が起きなかったのか。まあ当然起きなかったんですね。その後、さっきの質問に入っているけれども、同じロットのものをもう1回調べようという考えが出てくるはずですよ。たまたまそのサンプルだけが6ppmだったのかね。僕らの年代はppmって懐かしい答えなんですね。今どうも出てこないんだよね、何でなのなんて……わかるこの冗談で悪いんだけどね。

まずその辺ね、排水のデータ、本当に何にも出ていないんですか。これもっと真剣に考えるべきだと思うんですよ。僕は施設の停止命令くらい可能性十分あると、そう思っているんです。全データをここへ公表してくださいよ。たったこれだけではないはずですよ。これだって十分にあり得ると僕は思います。肥料、汚泥、排水等の分析データをぜひ見せていただきたい。本当だったら、ここでみんな読み上げてもらいたいんですよ。水銀は出てこないのかどうなのか。水銀に対する認識がちょっと甘いんじゃないかと僕は思うんですね。イタイイタイ病（91ページに訂正発言あり）是水銀でしょう。カドミウムなの。熊本のあれはどうなの。四大公害の一つは水銀のはずですよ。間違っているかもしれないけど、水銀は一つあるはずですよ。カドミは富山の方じゃないんですか。

議長（堀江昭二君） 時間が終わりますよ。

10番（森 良雄君） こんな重要な問題を、時間が終わったで済むんですか、議長さん。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） それでは3点質問が出たかと思しますので、3点についてお答えいたします。

まず、その原因の調査ということでございますけども、これはすぐにやるということで国の方にも連絡したわけでございますけども、その方法について私たちが勝手にやみくもにするわけにはいきませんので、農林水産省との方法とが合致したときに実施するということがありますので、その指導を待っているということでございます。

それから2番目の検査の方法の基準ということでございますけども、技術基準に乗っ取ってやっておりますので、胴回りを測って、あの人とこの人と違うということは絶対ないわけでございます。

それから排水の基準につきましても、過去12年から実施しておりますが、12年からは肥料でございますけども、排水についてはセンターができてから実施しておりますので、それら

については、過去、一切基準値をオーバーしたデータはありませんのでご報告しておきます。
以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで森議員の質問を終了します。

ここで、選挙管理委員会委員長は退席されます。大変ご苦勞様でございました。

暫時休憩をいたします。2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

杉 山 羌 央 君

議長（堀江昭二君） 14番、杉山羌央議員。

14番（杉山羌央君） 14番、杉山羌央です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。なお、午前中、杉山誠議員の質問に對しまして、重複する部分が多々あるかと思いますので、そこに重複しないような答弁をいただければと思います。

伊豆市受注工事希望型指名競争入札の実施についてであります。平成19年3月8日付けの伊豆市告示第24号において伊豆市受注工事希望型指名競争入札の実施に当たり、その目的を適正な指名を確保し、競争性を高めるために、入札への参加意欲の高い建設業者の希望を徴するとあります。公平に競争性を高めることには、異議はありませんが、過度の競争を促すことによる地域経済の疲弊を憂慮するという観点から、次の3点についてお伺いをいたします。

1つ、地域経済の振興と地場建設業の育成についてでございますが、総量拡大の時代はあえて建設業の振興を唱える必要がなかったといえますが、総量削減が主流となった現在では、改めて振興策を実施する必要があると考えます。農林水産業、商工観光業に加えて土木建設業は、地域立脚型の産業であり、これらの振興なくして地域経済の活性化はないと思われま。農林水産、商工観光については、いろいろな振興策が国、県をはじめ市当局においても実施されているところでありますが、地場の建設業の振興はどのようにお考えか伺います。

2つ目、伊豆市に本社または委託を受けた事業所がある業者を対象とする、5,000万円未満の工事に、営業所を有する市外業者が全面的に参入する可能性ということでは、総量削減の中で競争の激化につながり、品質の確保にも影響を及ぼす事態が憂慮されます。加えて、本拠地を有する建設業者が疲弊の一途を辿る結果が危惧されます。市内建設業者の災害緊急出動や地域ボランティア活動の、地域貢献に積極的に取り組む姿勢を評価する等の配慮があつてしかるべきと考えます。これをいかががお考えか伺います。

3つ目、同日付で伊豆市告示第21号によれば、土木一式工事におけるAランク業者が経審点数800点以上とのことであり、伊豆市発注工事を適正に施工可能な市内業者が多数誕生したことになります。5,000万円未満で、市長が認めた物件と5,000万円以上の物件を、指名競争入札で執行する場合には、市内建設業者の振興と公共工事の適正執行、競争性の確保、及び品質の確保をどのように担保するかについてお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの杉山議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山美央議員の伊豆市受注工事希望型指名競争入札の実施についてお答えいたします。

地元の建設業の振興についてですが、公共工事の総量が以前に比べ、かなり減少していることも事実であります。このような状況にあつて、これからの建設業者の将来を見据えた改革が第一に取り上げられると思います。そして、行政として何ができるのかのご意見をいただき、行政施策としていくことが良策かと考えます。

2番目の、営業所を有する市外業者の参入による地元業者の疲弊についてのご質問ですが、発注工事の設計額、事業規模といった状況を踏まえると、当然それなりの建設業者を必要とします。また、多額の税金を投入するわけですから、品質管理面や技術力、さらに経営力といった、客観的に評価する経営事項審査を基準として決定することが重要と考えております。

なお、地域貢献に対する評価につきましては、本年度より県の指導を受け、1件ですが「総合評価方式」を試行導入いたします。今後、拡大して行けば落札決定をする際には、金額のみの競争ではなく、工事実績や技術員の評価とともに、地域貢献度による加点を行い、地域貢献への配慮を行うことができると考えております。

公共工事の適正執行につきましては、全国の自治体において、その対策の一環として一般競争入札を導入しているのが現状であります。伊豆市としても段階的に取り組んで行くべきものと考えております。市内の業者の方々にあつては、ご理解をいただき、その対応に御努力をお願いしたいと思います。また、市といたしましても、平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に向けた法律」に基づき、検査員、監督員等の育成を行い、品質確保の態勢を整えていきたいと考えております。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

14番（杉山美央君） 再質問をさせていただきます。

公共工事の総量削減の時代では、地場産業が疲弊しては、市行政の活力はもとより、自主財源の悪化を招き、さらには、人口減少に加速するという考え方は飛躍するのかなと思いますけども、考えられないことではないんではないかというふうに思われます。

多くの市民の声を聞いておりますが、先ほど市長の答弁の中に、入札実施要綱の一つの元

になります、主観的評価点という問題があります。国交省等の入札の実施要項、それから県の実施要綱、それから隣接の伊豆の国市の実施要綱等にも主観的評価点ということで、プラス10点というような項目がうたわれておりましたんですけども、我が伊豆市には、そういう主観的評価点はなしというふうの実施要綱に載っておりましたので、若干問題であろうと。といいますのは、先ほどもう答弁をいただいておりますから、いいわけですけども、ボランティアをやっていただいている業者、それから緊急に出動してくれている災害のときに、出動してくれている業者について何ら評価されていないということでは、非常に、これから行政としても問題であろうというふうな私の考えでありました。それを市長の答弁で、十分に考慮していくというふうなお言葉をいただきましたので、私はありがたいというふうに思っています。地場の建設業が思慮のない競争原理で淘汰されていくというのは、誠に忍びがたい状況であります。

これからも私たち議員ともども行政の職員は、一般の市民の産業によるその上に立った活力にたった税金というものをいただいて、それをもって賄っているんだというものを理念においていただければ、これは公共性と相反するものではないんではないかというふうに思いますので、ありがたい答弁をいただいたんですけども、再度市長に、その辺の決意をいただけたらというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います、市長。

市長（大城伸彦君） 総論的には杉山議員のおっしゃるとおりだと思います。

しかしながら、入札というのは、透明性、公平性を保たなければならないという一面がありまして、地元でもってボランティアであるとか、万が一災害が発生した時に協力がいただけるとか、そういう協定もしていますし、参加していただいているということを考えると、個人的にはそうしたいなと思えますけれども、やはり公平性、透明性を保つためにはどうすべきかと。また、各市がみんなそうなってしまったら、みんなそれぞれ閉鎖的なマーケットになりますから、それもなかなか難しいのではないかなということ、どの辺がいいのか、やはり入札の公正を保ちながら、地元経済の発展ということを考えていかなければならないと。部分的には矛盾するかもしれませんが、それに向かっているいろいろ話し合いもしていかなければならないと、そんなふうに思います。

議長（堀江昭二君） これで杉山弐央議員の質問を終了します。

飯 田 宣 夫 君

議長（堀江昭二君） 次に15番、飯田宣夫議員。

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私は滞納等についての一般質問をいたしますが、18年度決算もまだ済んでいないと思いますので、確定した数字でなくても結構ですので、4月1日現在の状況をお知らせくだ

さい。なお、私の所管する土木水道委員会にかかわる一部で、すでに承知している件もありますが、下記の質問事項以外にも、私が落としている件があるかと思しますので、公表できる件がありましたらお願いしたいと思います。

それでは質問に移らせていただきます。

市民が通常納めなくてはならない、税金、保険料、使用料、手数料等々の不払い、これは未払いとでも申しましょうか、滞納についてですね。現況とその対策について伺いたと思います。

市民税、固定資産税、入湯税の滞納分につきまして、その件数、金額及び割合と、どのような対処を行っているのかを伺います。

国民健康保険料、老人保健料、介護保険料につきまして、同様にご説明をお願いしたいと思います。

市営住宅、これ駐車場も含めましてですね、使用料、道路の占用料、河川使用料につきましてその件数及び金額、その内容と対策を具体的にご説明お願いいたします。

保育園保育料及び負担金、幼稚園授業料、老人ホーム入居者負担金、またちょっとここに落としてあるんですけれども、学校給食、前回木内議員さんが出してございましたけれども、最新の公表できる数字がありましたら合わせてお願いしたいと思います。

観光施設、体育施設の使用料等で不納がありましたら、具体的な説明をお願いします。

その他、市所有の施設及び借地等の使用料につきまして、滞納している件がありましたら、具体的な説明をお願いいたします。

戸籍等、諸証明や税金、保健衛生、都市計画関連の手数料などの不納なものがありましたら、ご説明をお願いいたします。

以上であります。質問内容が多岐にわたり、説明に数字などが多くなると思しますので、できれば資料をもって説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田宣夫議員の不納、滞納についてのご質問にお答えいたします。

まず、全般にわたる滞納状況であります。平成17年度においては、決算報告にてご報告申し上げておるところであります。ご承知のとおり、18年度は現在、決算の算定中でありまので、答弁は18年度の現年度決算見込みとして、また資料提出は決算報告で代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

では、ご質問の順番に従ってお答えをいたします。

まず1番、市税の18年度現年度分の滞納額は1億6,000万円となる見込みです。この内、市民税は3,800万円、固定資産税が1億1,600万円、入湯税が100万円の見込みです。収納率向上策といたしましては、臨時徴収職員の採用、市県民税の県職員との共同徴収、年2回の

集中滞納整理など行っております。

不納欠損は、納税義務者288人で7,100万円の不納欠損となり、その主な理由は、破産により支払い能力がなく、不納欠損とやむなくしたものであります。

2番目の国民健康保険税につきましては、平成18年度決算見込みで、現年度分1億500万円が滞納となっております。

対策としましては、税務課と協力し、未納者に対する納税相談を行い、分納による納税を促進するとともに、悪質の滞納者に対しましては、短期保険証や資格者証の発行により納税を促してまいります。

介護保険料の18年度現年分見込みとして、滞納額は690万円であります。過年度分を含めると、滞納額は1,976万円となる見込みであります。対応策としては、督促状、催告状の送付の他、電話による納付催促、訪問徴収を行っております。

3番、市営住宅使用料、道路占用料、河川占用料の状況ですが、まず住宅使用料は、平成19年4月末現在で380万円、駐車場が6万円の滞納となっております。使用料滞納者への対策としましては、分納計画の約束、また保証人との相談、それでも応じない方には、明渡し請求の発送等も視野に入れ、指導をしております。

続きまして、道路占用料、河川占用料については、平成18年度に、道路占用料170万円、河川占用料17万円の滞納があります。現在、単価、免除規程の見直しを検討しております。

4番、保育料の18年度滞納額は13万円です。過年度分を含めると148万円になります。対応策といたしましては、園長を現金取扱員に任命し徴収させるとともに、電話による催告、訪問徴収を行っております。

保育園私的契約児負担金、養護老人ホーム負担金についての滞納はございません。また、幼稚園授業料についても滞納はありません。

次に、観光施設、体育施設の使用料の未納分はありません。

6番目の市有財産の貸付については、使用目的として駐車場用地及び管路埋設用地等で契約件数185件、年間貸付料総額約1,900万円となっております。その内未納額は6万円となっております。旧町時代の未納分8,000円を除き、他は納入の意志の確認をしているところであります。

7番目の、戸籍等証明手数料につきましては、証明書の発行が手数料と引きかえとなっておりますので未納は発生しておりません。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 再質問をちょっとお願いしたいと思います。

今、いろいろ数字を上げていただいたんですけども、ちょっと早かったので聞き取れなかったところもありますけれど、市税については決算が出ればわかることなんですけれども、これはいわゆる繰越分が当然・・・今、繰越分を言っていたかなかったんですよ。繰越

分につきまして、トータルでいくらになるかということも1点教えていただきたいということと、学校給食についてもですね、わかったら教えていただきたいということですね。

それと、要はですね、これ当然いろんな形で徴収には市としても努力していると思われますけれども、これをゼロにするというのは不可能かなと私も思いますけれども、これをいつまでも、17年度で11億9,000万円ですね、去年の資料を見ますと。これ見ると。もう恐らく、それ以上に滞納分が市税だけでもあるということだと思ふんですね。これで保険関係を入れたりするとこれ相当数の金額になっていくわけですね。

この間、新聞にちょっと出ておりましたけれども、県とも、要するに整理機構みたいな形で滞納に取り組むということで、15日から各市町を集めて、一緒に税金の滞納について取り組むんだということも書いてありました。当然これは市税が集まらなければ県税も当然集まっていないと思いますから、これはお互いに努力していかなければいけないのかなと思います。

その辺について、市は独自に、もっとこの辺についてどういうふうに取り組んでいくか、もう少し具体的に、積極的にこういうふうにやっていくんだということを、市長でなくとも担当の部長さんでも結構です。これ民間の企業であつたら、これだけの、要は言い方は悪いんですけども、焦げ付きを作って延々といるということは大変なことだと思ふんだよね。そういった意味で、当然市民として払わなければならないものは払っていただくということについて私はいいと思ふんですね。

そういったことで、管理職として当然そういった気構えを持ってやるんだと、どうもその辺がこういうこと言っているのかわからないけれど、いい言い方をすれば、法令を順守する、一つの法令を順守し過ぎるという姿勢は、確かにそれはいいのだけれど、これからはもう少し民間的な発想で、厳しく取り組まなければいけないんじゃないかなと。市長もよく、財政が苦しいというんですけども、やはり入ってくるものがなければ払ってもらうものをきちり納めていただくということの、やはり当然やっていかなければならないかなと思います。

この1点につきまして、答弁をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、税の関係について、少し限定させていただければ、先ほどの滞納分でございますけれども、現年度分それから滞納分合わせて18年度見込みとして8億4,000万円ほどになるのかなということでございます。繰越分が6億9,000万。

滞納整理というようなことで、その取り組みをというようなことであつたかと思ひます。税につきましては、国保税、性格が似ておるというようなこともございますので、国保税と合わせた形で徴収体制をとっておりますけれども、昨年、臨時徴収員という形で、きめ細かな、いわゆる個別訪問といひますか、臨戸訪問をすることによって、徴収率を上げる対策をしております。これがかなり功を奏しているというふうには見ております。職員は、むしろ

難しい案件に対応できる時間が増えたのかなというふうに思っております。

また、議員さんおっしゃるとおり、現在広域連合で滞納整理機構ということで、県下で一つの滞納整理の機関を作ろうということで動いておりまして、これが来年度からスタートする準備を進めております。これについても、やはり各市町村ではなかなか難しい案件といたしますか、いわゆる法的差し押さえとかですね、そういう競売、差し押さえを踏まえた大口な対応といたしますか、そういうものにやっていこうと考えております。

それから、全庁的な連携といたしますか、そういう点もあろうかと思えます。小さな役場ですと、横の連携といたしますか、例えば市営住宅の滞納者は他の税の滞納者ということも多いものですから、一括してやるというような形もできたわけですが、分庁の弊害ということもありますが、横の連携を極力密にして滞納整理には当たっていきたいという考えではありません。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） お答えいたします。授業料につきましては、滞納はありません。滞納繰越分ともありません。それから給食費につきましては、本年の6月6日現在でございますが、滞納繰越分が103万2,372円となっております。滞納繰越分というよりも、現在もう18年度が滞納繰越分になっておりますので、合わせて申し上げますと、滞納繰越分が200万6,872円。保護者の数は35人、延べ人数ですと57件ということになります。現在すでに11万円ほど入っておりますので、現在の未納は189万3,000円ちょっとということになります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 私の手に、われわれの生活に一番密着している水道、下水道の資料、未納未収金といたしますかね、あるんですけれども、これ水道関係だけでも4,300万円くらいあるんですね。下水道の関係で約3,000万円。そして、温泉は一部ですけれども、温泉関係も580万円くらいあると。ここだけでも8,000万円近い未収金があるんですね。そのそれぞれが、確かに難しいんでしょうけれども、これじゃあどうしたらいただけるのかなという方法を、当然考えていかなきゃいけないと思うわけですね。これ先ほどの保険料、給食費、事務局長の話していくと、払う気のない人は鼻から全然払わないでいると。保育園ですと、2年間行けば2年間分何も払わないでそのまま出て行っちゃうと。本当にそれでいいのかなということになるわけですね。

そこで、当初のそういったことの契約という問題が、当然浮上してくると思うんですね。この水道の問題なんかも、極端に言いますと、源泉徴収みたいな、前払いするような形、それで余った分は年末に調整するよというようなやり方でもできるのなら、本当にそのぐらいのこと考えていかないと、まったくこういうのは絶対減らないんじゃないかと。基本的にこれも法律でそういうふうにしたわけですから、ある程度、条例でそういったものが可能な

ものは、1つずつやっていけば可能だと思うんですね。市営住宅の件につきましても、契約時に、当然何ヶ月払っていただかなければ出て行っていただきますよと、そういった契約になっているでしょう。それも守っていただけないと、それじゃあ守らなかった時は、誰か保証人をきちっとつけておくとか、代替していただく方をきちっとつける。それは当然保育料もろもろ、すべてをそういった形でこれから考えていかないと、どんどんどんどん増える一方な気がするんですね。

だからこれ何か条例で決めればそういった形ができるみたいですので、この辺はですね、ぜひ各担当の部長さんたちも真剣に自分たちのところのものは当然考えていただいて、条例を変えてできるものなら、ぜひやっていただきたいと思います。これ慣れだと思うんですね。結局、私たちが例えば映画見に行っ、音楽聞きに行っ、何したって、みんな後払いなんてことはないわけですよ。当然チケットを買って、見に行っ楽しんでくる。逆に言えば、先ほどの杉山誠議員の話の中の、保育料というのと市営住宅の家賃というのは、当然もう事前に支援を受けているわけですよ。所得に応じて金額が決まっているわけですので、その辺はある程度そういった形で、極端な話しね、全納くらいの形でやっていっても、それは慣れとして、それが当たり前になれば、当然それで私は通ると思うんですね。

ぜひ、この点を考えていただきたいなと。本当は来年の4月からこういうことでやるよと。これだけ言えば、どこかの課の部長さんはうちはこういうことでやりますと、条例を変えたいという話しが出てくると思うんですけれども、ぜひお願いしたいなと思います。

これは、話し違うんですけれども、先週ですか、アメリカの大使館が赤坂にあるんだと思いますけれど、9年間、大使館の借地料を日本国に滞納していると。それがこの間不動産鑑定士と一緒に出ていまして、市場鑑定によると、8億円するところを年間230万円だそうですね。230万円を9年間、アメリカは滞納しているという話をやっていました。イギリス大使館は内堀通りのこっちにあると思うんですけれども、あれは3万何平米を3,000万円、イギリス大使館は滞納していないんだそうですね。全くその一般というか民間とはかけ離れた感覚なんですね。そんなことは伊豆市においては無いと思いますけれども、もう一度その辺も合わせて、伊豆市の借地そういったもろもろですね。やはり単価というものを見直す必要があるんじゃないかというふうに思います。この点も合わせてお願いしたいなと思います。

これ弱者をいじめるような部分も一部あるかと思いますが、基本的に一つの義務ですので、いたし方ないというふうに思いますので、市の執行部の皆さんも、やはり経営者の感覚を持っていただいて、厳しくこれからは当たっていただきたいというふうに思います。

最後にその辺の統括をしていると思われ、市長に代表して意気込みを聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（堀江昭二君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） 私も納税者の1人でございまして、時々忘れて督促状をもらいます。

慌てて納めるわけですが、税ということを考えると、やはり飯田議員おっしゃるように義務でありますから、納めなければいけませんし、納めたいと思っております。

しかしながら、今度は市長として申し上げると、払えるのに払わないというのは困るなど。本当に払いたくても払えない人がどうしたらいいのかなと、常に迷っております。昔のように引っぱがして持ってきてしまうというのでもできませんし、その辺は、やり方を考えなければいけないと思います。今年になって、例のおっしゃられた学校給食、あるいは保育費の滞納ということは、何でこうなるのかなと、全く考えられませんでした。そういうことがないように、逃げどくがないようにしないといかんなと思っております。

ご提案のありました、プリペイドでうまい方法があるのかなと、法的な問題もあると思います。また先ほど申し上げましたように、県との広域連合でやるということで、今、県当局と静岡県市町会でいろいろな意見が出ています。うまく集められるのかと。経費ばかり掛かってしまって、取ってくるよりも経費の方が掛かってしまうのではないかと、そんな意見も出ています。しかしながら、やはり正しい納税をしていただいて、正しい行政をしたいとそんなふうに思います。

ぜひ、皆様方のお知恵を拝借して、どうしても払えない人はどういう判定をするのかですね。だけれど、払える人をなんとか払ってもらいたいと、そこだと私は考えております。
議長（堀江昭二君） それではこれで飯田議員の質問を終了します。

大 川 孝 君

議長（堀江昭二君） 次に21番、大川孝議員。

21番（大川 孝君） 21番、大川孝。

私は通告してあります3つの質問に対し、答弁を市長に求めるものです。

1つ目としまして、機構改革、組織の改革に関して。合併後の行政の取り組みの一つに、みずから行政改革を推進していく気構えは既知のとおりで、特に集中改革プランに行政の簡素化、合理化の推進等、行政の責任領域の関与の必要性、効率、効果等を精査し、整理合理化を推進するとうたっていますが、行政改革を今までどのように進めてきましたか。具体的な例に関して答弁を求めます。

2つ目に、災害時の提携先に関して。9月1日には、県と共催での防災訓練、きょうも何度か御説明がございました。まさに市民にとりましては、今までにないような訓練を習得する意味で、大変防災訓練はチャンスであろうかと思っておりますので、どうか数ヶ月の間までには、市民に掲示やインターネットばかりでなく、生の口で大勢の市民の御参加をいただきますようお願いもしていただきたいと思いますと思うわけでございます。取りも直さず、地震の被害を最小限に抑える、つまり減災システムをですね、急ぐ必要があるわけです。

本文に入りまして、今や世界的に地球温暖化を主原因とした自然災害が猛威を奮っていることや、異常気象は既知のとおりです。日本でも、今年3月25日能登半島を襲った大地震の

生活リスクは報道のごとく甚大です。そこで伊豆市においても、東海地震や関東直下型大地震などが想定され、事前の危機管理対策がいかに重要であるかが問われております。私は一つの方法としまして、自治体との救援物資調達に関する協定を私たち市民も頻繁に毎日御利用しております、コンビニエンスストアと協定をしておくことが大変大事であり、急務であると考えていますが、これを含め現在進めている対策の具体的事例の説明を求めます。

3つ目には、人口減少対策の取り組みでございます。合併以来、人口の減少が顕著にあらわれております。どんな対策を講じておりますか、具体的な事例の説明を求めます。

議長（堀江昭二君） ただいまの大川孝議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の機構組織の改革に関してですが、現在まで4庁舎での分庁方式と、地域の方々の利便性を考慮いたしまして、本庁、支所方式も合わせてとっておりました。したがって、業務が錯綜する部分もあって、合併4年後となると多少不都合な点が見えてきました。今後は、県の機構との整合性を取りながら見直しを図りたいと考えております。県はこの4月に機構改革をしたわけです。それとの整合性を取りたいと思っております。そこで、行革推進の中の組織改革について申し上げますと、集中改革プランにおきまして、組織のスリム化、組織のフラット化、職員削減を、組織改革の重点目標として掲げて進めております。

支所につきましては当初の3課から1課へと統合し、スリム化いたしました。フラット化につきましては、県や近隣市町の様子を参考に、検証を進めていきたいと思っております。スリム化やフラット化については、職員削減が伴うこと、職員削減による市民サービスのあり方についても同時に検討すべきと考えております。

2点目の災害時の提携先に関して、まず伊豆市の災害に関する提携、協定の状況から申し上げますと、県東部18市町が災害時に市町独自では十分な応急処置が実施できない場合、当該市町に応援を要請することができる、東部市町災害時等の相互応援に関する協定を締結しております。

次に田方消防本部管内関係機関が、相互に協力することにより、危険物等の事故を未然に防止し、事故及び災害が発生した場合、被害を最小限に食い止めること目的とした、危険物等保安対策に関する相互協定を締結しています。それから、震度5以上の地震が発生した場合、市が定めた救護所に田方医師会所属の医師を派遣していただき、負傷者の救護をしていただき、災害時における医療救護活動に関する協定を締結しております。

さらに、市が管理する道路、水道等の施設が被災した場合に、応急対策をしていただく、伊豆市建設業組合及び伊豆市管工事工業会との応急対策業務に関する協定を締結しています。また、津波襲来のおそれがあるときに、避難ビルとしての使用について定めている、土肥地区津波に対する緊急避難施設に関する協定を締結しています。災害時に市の要請に基づき、入浴や空室等の利用に関する協力体制について定める、修善寺簡易保険加入者ホームとの協

定があります。

なお、大規模災害が発生した場合には、県内外から被災地に多くの義援救援物資等が届けられることが想定されますが、地域に密着しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどと物資調達の協定を締結している自治体もありますので、今後、本市としても地域性を踏まえた中で、どのような団体にどのような内容で協力をお願いするのが有効であるかを含め、検討していきたいと考えております。

続きまして、3点目の人口減少対策の取組みにつきましては、3月議会でもお答えいたしました。地域活性化による雇用、にぎわいの創出、福祉等の少子化対策、住環境の整備等を総合的に行う必要があると考えております。地域活性化の方策としては、ウエルネス関連事業やグリーンツーリズム事業、修善寺駅周辺整備事業等の産業振興策や魅力あるまちづくりを今後も推進していかねばならないと考えます。

次に少子化対策ですが、地域での子育て支援や、子育てと仕事の両立支援等、子育てしやすい環境づくりについて、伊豆市次世代育成支援行動計画に基づいて進めていく所存であります。いずれにいたしましても、今住んでいる人にとって魅力があり、人あつたかまちいきいき自然つやつや伊豆市。になることだと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問、大川議員。

21番（大川 孝君） それでは再質問をさせていただきます。

1つ目の、行政組織の簡素化や合理化は、市長みずから改革の先頭に立って最初に表明しなければならないことは言うまでもありません。しかしながら、私が調べたところでは、支所を除く本庁では、平成16年4月1日には、9つの部、22の課、3の室でありましたが、平成19年4月1日には、9つの部と内3つの部には、2人ずつの部長さんがいるということでしょうか。26課1室というふうなことで比較しますと、いわゆる、3人の部長と2課が増えていると、こういうことになるのかと思います。つまり1つの部に2人の部長さんが存在し、課も2つふえていますということになるわけございまして、職員も減らし、組織もスリム化していくということは、今も市長が述べられたことのとおりであります。改革に逆行するような組織であっていいはずはありません。

そこで、何が目的で3年で組織がふえたのか。それらのことにつきまして、答弁を求めます。そして、簡素化していくねらいの一つには、創意工夫をして、人件費を少しでも抑制していくことが、税収に見合った改革につながるからだと思います。

2つ目としましては、行政改革推進室という、立派な部署も作りました。そこではどのような仕事をしておるのでしょうか。お伺いします。それから、競争感が増してくる自体で、少しでも自立できるような組織体制と、財政運営を真摯に受けとめ、魅力ある伊豆市の建設に、市民の声に聞く耳を持ち、意識改革をしなければ伊豆市の発展は一步も進まないことを肝に銘じて、奮闘していかねばならないと思います。そこで、このような機構組織は誰がお

決めになるのか、答弁を求めます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います、市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

行政改革というのは、言うは易く、実際はなかなか難しいですよ。前の小泉首相も結構抵抗勢力というのがありまして、私もそれを感じています。ただ、部とか課の数でものを考えるのではなくて、責任と権限というのをもっと明確化して、やはり早く業務処理をしていくということが大事だろうと思っております。

人員の削減については、先ほど申し上げましたように、徐々にかどうかですけれども、だんだん減っていく計画が立っていますし、いずれはそうなると思います。最終的にこの計画を誰が決めて誰がするのかという、最終的には私です。全て私の責任だと思えます。ただ、個々のものについては、行政改革推進室とか、総務とか全体で素案を出してもらって、それについてコメントして計画を立てているというのが現実でございます。冒頭に申し上げましたように、なかなか言うは易く行なうは難しいので、ぜひ後押しをお願いしたいと、そういうふうに思います。

行政改革推進室のことについては、総務部長から答えさせます。

総務部長（平田秀人君） まずですね、組織の数、部課の数について触れられたかと思えます。全般的に言いますれば、いわゆる管理職である部長、課長、それから課長補佐、これについては減っております。部長のポストも合併時よりも2つ減っているという状況でありますし、課長補佐についても、基本的には課長補佐への昇任はないという形でございますので、合併当初よりも管理職のポストは減っているということは言えます。

それから、合併以来、室が課になったり、新しい課ができたりというのは若干の微調整がございます。大きくは支所に課がなくなった、あるいは、生涯学習センター機能が各支所にあったのがなくなったというのが大きなことかなと思います。本年度につきましては、おっしゃられる行政改革推進室、これは課ではなくて、課の中にある室でございます。今年の機構として、集中改革プランの策定もございました。それから市長の意向もございまして、行革、これを専門に推進していく部署が必要であろうということで、行政改革推進室というのを企画課の中に設けました。また、いわゆる財産管理、契約・検査も含めた財産管理部門、これもやはり強化していかなければならないだろうということで、財政課の中に管財室ということで、管財室長は課長級という位置づけでスタッフもそろえてきたというような経過でございます。ご質問は他にありましたでしょうか。

〔「行政改革推進室というのは、日頃どういう仕事をしていますか」と言う人あり〕

総務部長（平田秀人君） まず、行政改革プランがあります。この進行、管理が一つの大きい仕事になります。それから、単に計画の管理だけではなくて、いわゆる伊豆市としての行政改革、この全体的な調整を行うところが、行政改革推進室ということでご理解いただけれ

ばと思います。以上です。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 今、総務部長の方からは、逆に16年から19年は減っていると、部が減っていると言っていますけれども、これは支所を含めた中でのことだと思いますが、本庁自身を計算していきますと、逆に私が先ほど述べたように増えていると。こういうような、一つのからくりといえますか、そんなものが見え隠れしているように私はそんな気がしてなりません。ぜひ、改革というものはその名前のごとく、ひとつそういう精神に基づいて先頭になって市長はしていただきたいと思います。

それでは2つ目の関係でございます。もう少しこの件につきまして、コンビニ関係につきまして述べてみたいと思います。現在、世界で発生する地震の約1割が、日本で起きていると言われております。大地震の発生に限ってみれば、世界の2割が日本に起きているとされております。近年の新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、宮城県沖地震などは、想定されない場所で大地震が発生しております。また最近では、能登半島や福岡地方に頻りに地震も起きております。震災対策はいかに重要かがわかります。地震は一瞬にして、一家団らんの生活を奪い去ります。

そこで、コンビニエンスストアのことを少し述べてみたいと思いますが、全国にはその数4万2,000店あるそうでございまして、いわゆる交番や駐在所は1万4,000件だそうです。交通が途絶えた場合、容易に帰宅することができない人に対し、トイレや水道水、情報等を提供してくれるわけです。防災・防犯活動、事故や急病人などに関する110番通報、少年少女の非行化の防止、女子・子供の駆け込み、保護対策ができることですね。ほとんどの店は24時間の営業で従業員がいて、地域社会の安心安全に貢献することを目指しているのが、コンビニの経営方針のようでございまして。ある大手のコンビニストアの環境をちょっと調べましたら、そこでは被災地支援の方法は大きく3つに分けているようでございまして、1つ目は、避難住民に対し無償で提供する義援物資としておるようであり、例えば平成7年に起きました阪神淡路大震災には、兵庫県内ではそのようなコンビニエンスストアは1店舗もなかったようですが、京都大阪経由で支援物資を届けているようでございまして。その義援物資は、おにぎり6万4,000個、飲料水等の供給をしたそうでございまして。平成16年の新潟中越地震には、おにぎり6,000個、カップめん2,800個、パン2,600個、バナナ1,700本、毛布1,100枚、給水車20トン2台等を無償で供給しているわけでございまして。

2つ目の経営としましては、あらかじめ自治体と協定をしまして、その物資調達の協定書に基づいて、有償で届けるものとしております。国や県あるいは市町村と、全国的に提携しているようでございまして。また、物資以外の支援協定として、災害時に寄託者に対し、トイレや水道水、道路情報の提供を可能な範囲で行う協定もしているようでございまして。

3つ目は、一般店舗の営業で、被災者住民の物資購入の拠点として可能な限りの営業を続けるとしておるようでございまして。そうした伊豆市内にもいろいろな会社のコンビニエンス

ストアがあるわけですが、そうした協定をするということも、お互いが非常に市民にとりましても、安心安全であろうかと思えます。今、市長の方からも、コンビニについての協定も今後いろいろ考えていきたいというような考えがございました。また先ほどの答弁でも、医師会とか県東部18市町との中でも協定をし、また大災害の場合には、国や県を挙げての支援体制もできていると、こういうようなことのようにございますので、ぜひこのリスク対策ですね、今後とも強力に進めていただきたいと思います。

それから3つ目の人口減少対策でございます。これらにつきましても、このままでは人口が減る一方で、市でも将来の人口推移を見ましても、減少にいくと予測しておるわけでございます。そういう中、私はいろいろの内面的、外面的な対策を講じていかなければならない、また、市の方でもそういう考えを持って進めているということの考え方はよく理解いたしましたが、一つの方法としましては、やはり、市長の諮問機関なるようなものを、市民全体の有識者の中から、そうした一つのテーブルを作ってですね、一つのプロジェクトを作って、そうしたもので一つずつこの人口減少対策をいろいろ急激に減らないようにするにはどうしたらいいかと、そうしたテーブル一つずつテーブルに上げて着実に推進していくことが大事であろうかと思えます。

もう一度、この人口減少対策につきまして、そうしたテーブルを作るようなご意思があるかどうか聞きまして質問を終わりたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。市長。

市長（大城伸彦君） 少子化対策について、正直言って私が少子化について答えるだけの能力があるかどうかというのはですね、今つぶさに思っています。といいますのは、私、子供が4人います。みんな都会の方へ行って、誰も帰ってこない状況です。長男は結婚していませんけれども、子供をできないのか作らないのか、長女はちょっと体が悪いんですけれども、1人だけ子供が、私にとっては孫ですけれども、います。長女はちょっとこっちへ帰ってくるとそういう病院がないということで、帰って来れないし、だんなの仕事の都合で。次女はまだ独身でいます。三女は結婚して子供が一人半です。今二人目を仕込み中というようなことですが、従って、誰か帰ってきてもらいたいなとも最近思っているんですけども、誰も、じゃあっていうのがいなくて困ったなという状況です。したがって、私は伊豆市の少子化について、お答えする能力がないんじゃないかと非常に恥ずかしく思っています。

この辺の取り組みについて、企画部の方で答える資格のある人に答えてもらいたいと思っています。

以上です。

企画部長（渡邊玉次君） 大変難しい問題を投げかけられましたけれども、大川議員の方から諮問機関をどうかというご質問だったと思えます。一つの方策ではあるかと思えます。

今、一番感じているのは、人口対策の中で定住人口の増、あるいは交流人口の増、こういったものを何とかしたいという考えはあります。前々より、ご質問の中にこういった問題提

起されているわけですが、その中でまず、定住人口をふやそうといった場合に、地元がどういふ意識があるのか、考え方があるのか、よくそこでもめる原因というのがあるわけです。この問題がまず1点。

それからもう一つ、当然こういう時代ですから、定住人口となりますと、かなり高齢の方がくるということが想定されます。若い人が来てくれればいいんですが、恐らく現状としてはいろんな産業、企業ありませんので、そういった年齢の方が第2の人生を送るということから入ってくる、入居してくるという可能性があります。その場合1番心配なのは、当然国保いわゆる保険ですね、医療費の問題。この辺が果たしてもともと住んでいる方々の理解が得られるかどうか。こういったもろもろの問題があるかと思えます。交流人口は観光産業とかそういった分野で、ある程度にぎわいができればこれにも提議あるでしょうけれども、そういった部分では入ってくる人は徐々にではあるとは思いますが、ふえてくるかなという気はしておりますけれど、定住人口対策というのは、よっぽど議論してかかっていかないと、今言ったような問題で途中でとんざす問題というのは十分考えられると思えます。こういった部分で、行政としても二の足を踏んでる部分はありますが、果たして一般の方々がどの程度そういったことに対して真剣に取り組んでもらえるかどうか、この辺が、我々としても考えなければならぬかなというふうに思っています。

一つの例としますと、今現在、人づくり塾というのをやっております。若い人たちがいろんな議論を交わしております。その中でも、市長はおもしろおかしくずっと話をしたと思うんですが、若い人が本当に来るのかなという議論をしているんですね。そして定住人口を果たしてふやして本当に伊豆市のためになるのかどうか、この辺の議論もしております。ですけど結果的にはなかなか結論が出ないというのが実情でございます。

いずれにしても、大川議員のおっしゃられるような諮問機関の必要性があるかないか、こういったものも踏まえまして今後検討していきたいと思えます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで大川議員の質問を終了します。

鈴木基文君

議長（堀江昭二君） 次に2番、鈴木基文議員。

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木基文です。

議案内容の事前検討が議員とできないかという問題につきまして、市長に質問いたします。

これ読み上げる前に、実は市民の方たちとですね、よく話しをする場合に、市民の方たちは非常に議員、議会の権限、簡単に言いますと、議員の仕事にですね、多くを期待しています。これは極端な例になりますけども、廃棄処理施設の候補地を決めたのも議会だし、国民健康保険の保険料を決めたのも議会だとまで思っている、実は市民の方たちもいらっしゃる。それでそのような話が出るたびにですね、議案をつくるのは行政側であって、議会はそれが

いいか悪いかを判断することしかできないんですよ。その議案がつくられる過程で議員が口を挟めるということは全くないんですよということを説明しています。その説明をしますと、ほとんどの人は非常に驚きます。今まで説明して10人の内9人以上が驚いています。そしてその次には、それはおかしいんじゃないのと言います。その裏側には、議員というのはそんなことしかやっていないのかっていうような気持ちが明らかに読み取れるわけです。

そこで質問に入りますけれども、議案が議会に上程される前に、全員協議会で説明がされていますが、議会の直前であり、修正されるのは現実的には難しい状況です。すべてとは言いませんが、幾つかの議案は、作成の段階で内容の検討を議員とすることは考えられませんか。市民の意見がより反映される行政になるために、将来正式に制度化されるべき会派などとの話し合いの場を持ち、市側と議会が一步踏み込んだ関係をつくれませんか。市長の考えをお聞きいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの鈴木議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

市民の方はそういうお考えをもっているようですけれども、どうもテレビの見すぎかなと思っております。国会は政党政治、会派の政治でやっていますけれども、地方自治はそれとは違うんですよ。やはり執行部と議員さんとのやり方で方式が違うんだということを、ぜひご理解いただきたいと思うわけでございます。したがって、どうしたらいいのかなと私自身も戸惑っているわけですが、政策立案に当たりまして、執行部から議員の皆さんのご意見を伺うこともあり、また、皆さん方からご提案をいただいて、それを議案に入れていくこともあると思います。

しかしながら、さらに踏み込んだ関係は大変結構だと思いますが、議会制民主主義の下で、行政活動と政治活動ということがありますが、私も議員の皆様も、民意を代表する立場であります。市長である私は行政の執行者であり、議員の皆さんは、執行部の監視役といえますか、そういう関係にあります。この辺がやはり国会とは違うのではないかなと思っているわけです。しかしながら、市民の意見を、行政や政治の場に反映していくことは、目的は同じところに帰着するものであります。議案のすり合わせを行う作業を制度化するということは、本来の地方自治の基本から外れるのかなと思っております。本来、議会との対立というような構図を求めているものではなく、一線を引くべきところはしっかり決めていかなければならないということでありまして、議員のご提案は運用においてどうすべきかということで、ぜひ議員活動をしていただきたいと、そういうように受けとめさせていただきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 再質問、鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 今、市長が言われたように今まで私も思っておりまして、いいか悪いかを決めることしか議会としてはできないと。提案をしても、それを行政側が取り上げてく

れなければ何もできないというふうに、実は思っていました。それをやっぱりいろんな人に聞いてみますとですね、一般の市民だけでなく、それに詳しい方たち、有識者といいますか、そういう方たちに聞きますと、いやそんなことはないよという答弁を、ほとんどの方にいただいています。

国会は議員内閣制ですから別としましても、県会がどうしているかと聞きました。県会の場合は直接県知事さんは選ばれるわけですから、市議会と同じような形だろうと。ほとんどの議案は行政側が上程したそのまま通っていますと。だけど、予算案だけに関しましては、事前にですね、会派と政務調査会という会議を開きまして、そこでかなり突っ込んだやり取りをやっていると。それによって、行政側が出してきた予算案が、かなり変わることがあると、これは県会でやられていることだと。ですから、それが市議会ですべてはいいない、できないということはないのではないかと、実は意見をいただいております。

予算案に関しましては、非常に今までも思っていたんですが、中で部分的にですね、このところはおかしいんじゃないかと思っている部分がありまして、予算案全部を否決するだけの、議会側に、それだけの気持ちがあるかといいますと、多分私も含めまして、議員は非常に心やさしい議員が多いので、これだけじゃ否決はしないで通してしまおうと賛成をしているケースが非常に多いのではないかと。でも、県会でそういうことをやっているということは、やはり、多くの県民、市の場合は市民の意見を反映させる予算案にするために、それが必要だからやっているのではないかなと思いました。ということで、そんなことが、市の中でもできないかどうか、もう一度市長お願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 予算案だけでも事前に審議ができないかということで、いきなりこういうことをやって、どういうふうになるのかなと。部分的に議会の中であるいは全協とか会派の中で議題になっているところをピックアップして検討をいただくというのはあると思いますけれども、予算案を全部やったら、会期がこんなものでは済まないと思いますね。一つ入れ替えたら全部バラバラでいきますし。

これもまさに私の個人的な考え方ですけれども、予算案というのは、行政の予算案と民間の予算案とは、言葉は同じですが、まったく違うんですね。民間ではあくまでも、いってもいかなくても、簡単に言うと目標みたいなものです。ところが行政の場合は、予算案を立てると、これを執行しなければならないということで、言葉は同じですが、中身がだいぶ違うと感じています。そのへんを、どういうふうに一般の方にご理解いただいて審議していくかということは、よく検討しなければいけませんし、いろいろなところの勉強をさせて欲しいなと思います。絶対ノーではなくて、市がよくなるため、自治法とかに整合すればやっていけるのではないかと思います。ただ、そのためにどこかの審議を長く引き延ばすようなことはすべきではないと、私は思います。

議長（堀江昭二君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 前向きな答弁ありがとうございます。

それで、議会でも議案だけの議会というのは、私は本当につまらないなと思っています。前向きな議会にするために何ができるか、あるいは職員にしても、与えられた仕事だけやって、マイナス面がなければ、それでいいんだなんていう職員ばかりになると、伊豆市はどんどん疲弊していくなというふうに思っています。ここまでやるのかというやる気だとか、資質だとかを持っている職員、議員もそうですけれども、それと、ここまでやるのかという議会側と行政側との関係がなければ、これから伊豆市は決して良くなっていかないというふうに思っています。

今、議員定数のことも議会の中で話しに上がっていますが、最初に言ったみたいな、いいか悪いかだけ、手を挙げるだけの議会だと、もし市民が理解して、そう思っていたら、議員の定数ってじゃあ何人必要なのかということをも市民に問いかけた場合に、その答えが何という答えが出てくるか非常に恐ろしく思っています。そうでなくて議員の中にも、定数の問題だけでなく、歳費、給料の問題にしても、もっと出してもいいんじゃないかと。けれども、それなりのことを議員もやってくれよという意見がありまして、その方がやっぱり地域を良くするためには本当の意見だというふうに思っています。ぜひ、今のご意見で結構です。前向きに考えていただければと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで鈴木議員の質問を終了いたします。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、あす12日午前9時30分より一般質問を再開いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時39分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

本日、25番、遠藤正寿議員より欠席の届け出がありましたので、お知らせをいたします。

ただいまから、平成19年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

発言の訂正

議長（堀江昭二君） 一般質問に入る前に、昨日の一般質問の中で、発言の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 私の質問の最後に、水俣病をイタイイタイ病とってしまいましたので、それを水俣病に訂正していただきたいと思います。

一般質問

議長（堀江昭二君） それでは前日に引き続き、一般質問を行います。

関 邦 夫 君

議長（堀江昭二君） 最初に19番、関邦夫議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

1、新エネルギー開発では、歳入増も活性化も期待できないのではないかと。

伊豆市地域新エネルギービジョンは、平成19年2月に策定されましたが、市長は活性化対策として新エネルギー開発を前から取り上げています。ビジョン策定に3年を要し、今から実現して経済効果、活性化を期待するわけですが、この方針は間違いではないかと疑問に思います。この事業は経済効果を無視しても、地球環境整備により、未来に悔いを残さない対策であり、世界規模で考えなければならない大きな問題だとは考えられます。

しかし、伊豆市で経済効果を期待する新エネルギーを開発することは不可能に近いし、成功例の模倣しかできないのではないかと考えられます。ビジョンとして掲げているものは開発でなく、成功事例の書き写しです。

質問1、伊豆市として新エネルギー開発は可能なのか。

質問2、実行に移すにつき、いつどのような規模の事業を、どのような予算で建設する予定なのか。

質問3、補助事業で建設しても、維持経費がかさみ、経済効果も活性化も期待できないのではないかと。期待できるとしたら、その根拠を伺います。

2、地産地消を掲げても活性化を促す経済効果は期待できないのではないかと。

無農薬の野菜等の地場産品を安心して消費する程度のことではありますが、地元でいくら頑張っても、特産物のほんの一部を消費するにすぎません。伊豆市の経済効果を促す特産物は、ワサビ、シイタケ、花卉、テングサ等があります。

シイタケを例にすると、料理法の研究会で消費を促し、活性化を図るとしています。ワサビも同じ考えを掲げています。地元の良質のシイタケは高価なため、他に回り、地元の旅館その他で使用しているものは、地物でなく、他所で生産された安物が多いのが現状だと思います。現実に中国の低価格のシイタケが出回っていますが、市がいろいろの面で生産者と消費者の双方の立場で、市の中にある問題を考えることは、大切なことだと思います。

しかし、伊豆市のシイタケは評判がよく、天皇賞を初め大臣賞、その他の賞を独占するほどの絶品です。地の利を生かし、長い期間をかけ信用を得て大量生産販売を可能にしたのが特産物です。グローバル時代の町おこしは、特産物を組合任せでなく、市と共同で宣伝し、ブランド品としてより高価に販売できるようにすることだと思います。

質問1、伊豆市の低迷する1次産業、ワサビ、シイタケ、花卉、テングサ等の特産物の売り上げはどのくらいか。また、今後どのように取り組むつもりか伺います。

質問2、特産物の経済効果は、料理研究等による微々たる地元の消費拡大では期待できないのではないかと、伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの関議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 関議員のご質問にお答えいたします。

伊豆市新エネルギービジョンは、平成18年度に策定委員会を設置し、作成をしたものであります。地域にあるエネルギーを活用することは、環境に与える負荷が小さく、資源制約の少ないエネルギー源として有効とされております。伊豆市においても豊富な森林資源、風力エネルギー、水資源等の自然エネルギーを利用することにより、地球温暖化ガスの削減や森林保全等地球環境保護に貢献するとともに、環境にやさしい町づくりが地域の活性につながる可能性についても期待をしております。

さて、伊豆市としての新たなエネルギー開発については、新エネルギービジョンの重点プロジェクトとして位置づけている、風力発電や木質バイオマスの熱利用がありますが、今後は課題の抽出等、事業化の可能性調査を行います。

また、市の事業実施に当たっては、大きな投資となることも考えられ、導入対象エネルギー助成制度の活用を考慮しても、財政上の課題もあり、民間企業での実施も含め、十分な事前検討が必要と考えます。

一方、実施できるものについては、試験的に実施し、普及啓発をしていきたいと考えます。本年度は、市内の学校給食からの廃食油 いわゆる、てんぷら油です の活用による、BDF、バイオディーゼル燃料を市有バスに利用いたします。新エネルギーの導入は、地球環境保護とエネルギーの安定供給の確保を達成し、持続可能な環境型社会を構築していくことが目的で、その相乗効果として、経済効果や地域の活性化が期待されます。

続きまして、2点目の地産地消とその経済効果について、ご質問1つ目の、特産物の売り上げはワサビが約8億5,000万円、シイタケが3億1,000万円、花卉が7,000万円、テングサが1億5,000万円 すべてラウンドです となっております。

また、今後の取り組みですが、若者の知恵と力が重要であると考えております。これは、各農家の後継者育成だけに頼るのではなく、県のニューファーマー養成制度の活用などが考えられると思います。ブランド化は確かに有効な手段であると考えられます。シイタケにおいては、清助どんこのブランド化は確立しているものの、まだまだその恩恵は限定的であると感じています。特産物のブランド化については、積極的に推進したいと考えております。

次に、2つ目の特産物の経済効果は地元の消費拡大で期待できるのかということですが、料理の研究等だけでは、地元の大幅な消費拡大は望めないのではないかと思います。市のホームページを使って、料理のレシピ公表や、いつでも特産物を材料として使った料理を食べられる店の紹介をするなど、地道な活動が重要と考えます。

また、ことし2月に発足した伊豆市地産地消推進協議会と連携しながら、市内最大の消費者である旅館、飲食店等での利用促進をすることで観光客への浸透を図ることが、同時に全国に情報発信していくよい機会であると考えます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

関議員。

19番（関 邦夫君） 一番の再質問をします。

市長は伊豆市の活性化について、ウエルネス・地産地消・新エネルギー開発を掲げています。新エネルギー開発による活性化を掲げていたが、どのようなことをするつもりかわかりませんでしたので、何億の歳入が期待できるのかという質問をしました。

今までは、新エネルギーの開発を掲げていましたが、新エネルギービジョン策定後は、新エネルギーの導入による環境問題等に対応しようとしているように受けとめられます。この方針については、今回のサミット主要議題でもあり、各国を挙げ推し進めなければならない大切なことですが、趣旨はわかって、問題は経済的問題が残るとされています。問題の多い原子力、石油が、まだ経済的には有利とされています。活性化対策として新エネルギー開発を掲げていますが、経済効果を期待するならこの方針は間違いだと思えるので、考え方を伺うわけです。

先進国、途上国を問わず、世界的環境整備により、未来に悔いを残さない対策で活性化に

よる経済効果を期待するのではなく、むしろ経済的には、負担増になると考えられています。経済効果があるというなら、具体的にどのようなことが期待でき、いかほどの歳入増が見込まれるのかよくわかりません。風力発電やバイオ等を掲げているが、これは伊豆市で開発したものではありませんし、資料を計算し説明しているだけのように感じます。

実現するとしたら、どのような補助により予算で行うつもりか。実際に運用しているものを模倣して行おうとしても、経済効果があるものなら電力会社でとうに実現しているのではないか。伊豆市で新たな効率のよい環境に優しい新エネルギーが開発できることは、到底考えられません。専門業者がしのぎを削って競争しているのに、伊豆市は何をどのように参入しようとしているのか。観光用、将来の理想エネルギーとして大切な事業としても、これこそ民間に任せることであり、率先して素人の伊豆市がやるべきことではないと思います。

構想は3年経ち、計画はできたが、具体的にどのようなようになるのか。今後どのような予算で行うのか。それとも構想として、理想としての計画だけなのかよくわかりません。

バイオ発電においても、ごみの減量を目指すのにごみを当てにする産業を推進するのはどうかと思われるし、ごみの減量化のため、減量のごみが集まらなくなります。インドの牛ふん発電が効果を上げているが、これも日本では当てにならない。トウモロコシと植物利用のエタノール生産が話題になっていますが、いろいろの食品の高騰が始まりました。早期に建設された、アメリカ最南端のハワイ島の風力発電所を見てきましたが、何十機も林立して建設されましたが、今は頭部が腐って落下したり、放置されています。

南アルプス仙丈ヶ岳の山小屋に燃料発電に変わり、風力発電が設置された写真が読売の一面に掲載され、その役割が大きく紹介されました。たまたま前日、仙丈ヶ岳を登山し、台風の影響で壊れるのではないかとと思われるほど、何機かの風力発電が勢い良く回っているのを見ました。

質問します。新エネルギーは、開発にしる、模倣にしる、委託に頼る伊豆市の技術力において、経済効果は当てにならないと思います。それが一つ。建設規模、予算も活性化を掲げても、市民は迷うのではないか。建設規模も予算を示さず、活性化を掲げても、市民は何をどのようにやるのか迷うのではないか。

2番の質問です。地域差、資源の問題で、他地域に優る建設施設は期待できないのではないか。伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 新エネルギービジョンとウエルネス産業の振興と地産地消は、活性化にならないのではないかという、大きなご質問ですけれども、その考え方が、直接にそこだけ考えたら、おっしゃるとおりかもしれません。一時的な効果ですね。

ただ、私が申し上げているのは、この3つはですね、我が市の観光と大きな関係があるのではないですかと。ウエルネス、地産地消それから環境にやさしいエネルギー開発というこ

とは、観光資源になり得るのではないかというふうに考えております。ですから、ワンクッションではなくて、ツークッション、スリークッションで、やはり活性化につながるのではないかと。効果が急激に出るようなものではないと思っています。地道に長くやる必要があるということで、ちょっと関議員さんとは私は視点が違うように思います。いくら投資していくら利益が上がってくるかという直接的なことではなくて、まさにそういう間接的なものこそ、行政が主導的な立場をとって、民間を引き込んでやっていくことが重要であると、そういうように考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 今市長のおっしゃったことはよくわかります。

しかしですね、今まで市長さんが言われたことは、伊豆市の活性化はこのウエルネスだとか新エネルギーだとか、地産地消だとかということ掲げていたもので、それによって活性化ができるものだと考えていました。それが急激なことではなくて、長い目でやるということだったらよく理解できます。

私は、伊豆市のエネルギー開発ではどう考えても活性化や経済効果は期待できないと思う。採算的には問題があっても、ごみ焼却等の建設に当たり、日本中の人々が感心するような工夫されたエネルギーの有効利用で、地域に効力が十分還元できるようにし、安全が確約できれば、反対も少なく多くのところで誘致はむしろ歓迎されると思われま。

遠くても年中風の得られる付近や、エタノールの組み合わせができるとか、熱の還元利用が画期的に行われるようなことができれば、ごみ問題等の反対運動も変わってくるのではないかと思います。

もう1回質問させてもらいます。新エネルギー開発は、先ほど市長が言ったように、経済効果や活性化でなく、このように行われるならば、私は理解できます。どう考えますか、伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、今の時点で風力であるとかバイオであるとか、ほかの発電だけで見ますと、水力とか火力とか原子力とか比べると、効率が悪いのはもうわかっています。

しかしながらですね、これはやはり、火力は石化燃料を使います、原子力はいわゆるプルトニウムを燃やします。建設費、安全に相当かかると。もっと自然にやさしいエネルギー開発をしましょうということで、その損得勘定をみたら、関議員の言うとおりですよ。

しかし、自然エネルギーを使うことによって、伊豆市は自然に留意していますと、自然環境を保護しようとしていますよと、それが観光につながるのではないですかと言っているのです。それで、観光客がそういうことについて、じゃあ伊豆市へ行ってみようか、伊豆市へ

行ってお風呂へ入ってみようか、ワサビの料理、シイタケの料理、テングサの料理食べてみようかということになったら活性化になるのではないですか。考え方の相違だと思いますけれども、私はそういうふうに考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） これ2番に行かなければいけませんね。

2番の再質問をさせていただきます。

地産地消という造語は1984年頃できた言葉で、農村では栄養、健康増進のため不足しがちな栄養素を含む農産物の受給拡大事業が実施された。他地域から不足栄養素を含む農産物を買求めるより、地元でそのような農産物をつくろうということで、地産地消という言葉が発生したとされています。

国内農産物より安価な輸入農産物が市場にあふれるようになり、日本の食糧の遠地遠消を促進し、日本食に必要な食材の大部分が輸入に頼るようになっていきます。県内の農産物を地産地消扱いとし、それ以外を国産扱いで、国内の生産者は地産地消という言葉によって付加価値がつけられています。

地域農産物を手軽に手に入れる農産物直売所があります。主要道路沿いに道の駅が設置され、地域産品の総合販売をして脚光を浴び、主要施設として農産物直売場も見直されています。

国内で遠地遠消となっているのは、適地適作をしているためで、消費地と産地が離れているためで、農産物は大都会では買ったたかれ、地産地消のキーワードは、農家の収入増加につながっていないようです。経済力をつけた中国を初め、東アジア諸国の不郵送向けの輸出拡大を行っているのが現状です。

地産地消を進めることは、伊豆市で生産されたものを伊豆市で消費するように努力しているように、私は今まで受け取っていました。グローバル時代の地産地消を町おこし、活性化対策として掲げることは、消費者と生産者の双方の利益にならないかならないと思います。

そこで質問します。主要特産物の売り上げにおいて、専業の方の年収はどれくらいあるのか。シイタケ、ワサビ、テングサ、花卉について。また、料理などの研究でどれほど増収が見込まれるのか。専業事業者は後継者問題、所得の面で、今後どのようにしていくのか伺います。

2つ目、膨大の量の特産品は、よりよい価格で販売するには、多くの問題があります。市はどのように関わり、今後どのようにしていくつもりか伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 生産者がどのくらい作っているかということ、ちょっとデータ持っていないですけど、あるかどうか後で答弁させますけども、基本的に、先ほど冒頭の新エネルギーの時に申し上げたように、地産地消というのはですね、私はやはり伊豆市の特産物

といいますが、ワサビ、シイタケあるいは白ピワとかテングサ、花卉も含まれるかもしれない。そういうものをつくって、地元でも食べていただきたい。

地産地消というのは、自分でつくったものを自分で食べると。極論すれば、それは海外の大量生産して、例えば農薬を使ったようなものを食べるよりも、健康にいいですよというようなことを言われているので、地産地消という言葉ができたというふうに理解していますし、生産者が食べないものが、特産物になるわけないと私は思っています。

ぜひ、伊豆市の人達がこういうものを消費して、そうすることによっていろんなメディアに載って、テレビとか新聞とかそういうものに載って、先ほど申し上げますように、観光客が来てくれると言うことが、伊豆市の活性化につながる一番早い手じゃないのかなと思っています。なかなかいくら投資して、いくら上がるのかと。それから行政と実際に生産者と、どういう役割分担するんだということが、きちっと……工場で作るのとちょっと違うと思うんですね。

そういうことをみんなで話し合っ、伊豆市を盛り上げていきましょうよと言うことが、私の考えであります。データがないようですから、ちょっとその辺だけ教えてください。

〔「なければいいです」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） もしどうしても必要ならまた聞きに行ってください。

関議員。

19番（関 邦夫君） 考え方が違うようで申し訳ないですけども、もう一回質問させてもらいます。

土肥において、農協の青果市場がありますが、伊豆中央青果市場は最近なくなりました。みんな困っているそうです。土肥の花時計のところで、日曜朝市があり、また、地場産品を組合組織で販売しています。他の地域でも、小規模の同じようなことが行われ、これらのことを、市で支援するのは大切なことだと思いますが、他町村でも行われている、ごく当たり前のことです。

一昨日の日曜日、土肥の朝市を見に行ってきましたら、軽トラックにホ口をかけて、土砂降りの中で、超安値で営業していました。雨対策を土肥町時代から要望していますが、聞き入れてもらえないということでした。安値で短時間少量商いでは、利益は薄く、ボランティア感覚で行っている商いだと思います。買いに来る人も同じような人が楽しみにしているようなことです。

まず地元で消費できなければ、よそへは売れないというような市長の考え方ですが、このようなことを地産地消として考えているようですが、地産地消を掲げて3年過ぎても伊豆市の活性化対策にはなっていない。急にはならないと言いますが、活性化対策にならないような経済効果もならないようなことを、主要ビジョンとして掲げていたことはどういうことかと、私は疑問に思うので質問したわけです。

ビジョンとして、この3つのことで活性化、経済効果を求めるならば、もう3年も経って、

その効果が出てこなければ、私はそのようなビジョンは間違いではないかと疑問に思うもので、質問したわけです。このことについてどう考えるか伺います。

市長（大城伸彦君） 土肥のみなさんが、そういう生産物を持ち寄って販売していると。大平でも朝市をやっているというようなことで、その辺について伊豆市がどうやっているかということについては、後ほど観光経済部長から答えさせます。

そのビジョンが、3年も経って何もいっていないんじゃないかというご意見でございます。確かに、私自身も、もうちょっと早くいくのかなという思い入れがありましたけれども、なかなかいろんなことがあります。

一つだけ申し上げますと、ご質問の新エネルギーと地産地消。地産地消はどうなんでしょうか、いろんなところで進んでいるんじゃないかなと、私自身思ってますけども、その数字で出せと言われると、なかなか難しいなと思います。

一つだけ申し上げますのは、ウエルネス産業ということで、TO-JI博とかそういうものを、おととしからやってきました。その時だけなのかもしれませんが、ウエルネスということについては近隣の方あるいは観光客もだんだん浸透してきたなというふうに思っています。

さらに、この3つを、観光資源になるような策を取って、浸透していきたいなと思っています。3年も経って何も進んでいないと言われればそれまでです。やはりもうちょっと時間をかけて、皆さんと一緒に進めていくということが、やはり大きな力になるんじゃないかと、そういうふうに考えています。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは直売所関係につきまして、ちょっとお話しをさせていただきたいと思っておりますけれど、伊豆市内で非常にふえてきてまして24カ所直売所、朝市等が行われております。

ことしの初めですか、非常に多くの直売所があるものですから、いろんな意味で情報交換等をしながらやってまいしょうということの中で、伊豆市の直売所連絡会を設けまして、その中でいろいろ情報交換をするようになってきております。

特に市としてはですね、表示問題、食品表示の問題とかですね、農薬問題、これらJAさんにも関わっていただく中で、そういう指導なんかをしていきたいと思っておりますし、そのような形で現在動いております。結構利用者もふえてきているようでございます。

直売所についてはそんな状況でございますけども、地産地消の関係、いろいろ関係員おっしゃっているわけですけども、私なりにちょっとお話をさせていただきますけども、地産地消というのはですね、読んで字のごとく、地域の食材を地域で消費するということなんですけども、私はそれだけではないと思っております。すごい幅が広いと言いますか、私は人と人とのつながりと言いますか、要するに生産者、消費者、そこへ仲介する業者、またいろんな形のつながりができていくということが非常に重要な部分じゃないかなと思います。それ

とですね、食の教育とか食文化とかその部分にもつながってきまして、一つの地域づくりというものにつながっていくのかなと思っています。

それで、先ほど市長からも話がありましたように、特産物といっても、地域で知ってもらわないと何もならないわけですね。地域の人が何も使っていないと、いくら特産物といってもですね、地域で使っていないものが、特産物とはいえないと思うんですね。その中で、旅館とかそういうところで使ってもらうことによってですね、全国に発信もできますし、旅館自体のですね、一つのブランドにもなってくるのかなと思っています。

そういう意味で、目に見えた消費拡大へは即つながらないかもしれないけれど、地道に進めることによって広がりが出てくるのかなと思っています。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで副議長の質問を終了します。

三 須 重 治 君

議長（堀江昭二君） 次に22番、三須重治議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。通告どおり2点質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に小学校の統廃合について、市長と教育長に質問させていただきます。

学校の統廃合は、行革や地域の情緒的感情等で判断すべきではなく、あくまでも児童の立場に立った教育的見地で判断すべきだと思います。複式学級を余儀なくされている児童や保護者の声は、十分市長、教育長にも届いていると思います。また、市長、教育長の過去の発言は、統合を是としていると思います。

しかしながら、作業は全く進捗していないように見受けますが、いかがですか。子供の成長には待ったはかかりません。一日も早い対応を求め、あえて市長と教育長のお二人に質問いたします。統廃合に対する考え方と、将来プランを具体的に示してください。

次に、適正人事による業務向上について、市長にお伺いします。

本来は議員が口を出す問題ではなく、内部で作業性向上に向け検討すべきことですが、残念ながら内部では十分な改善ができず、職員の悲鳴があまりにも多く私の耳にも入ってきますので、あまり本意ではありませんが、下記のごとく質問いたします。この下に1、2と書いたものが職員の声です。

1、合併して3年になるが、職員も市全体を把握するには時間が足りず、作業性の面から、旧町の職員をバランスよく配置してもらいたいが、そのあたりの配慮が足りず作業効率を下げている。

2、人数が適正に配置されていないために部署により暇、忙しいの差が非常に多く、住民への迅速な対応ができない。特に災害時への対応が不安である。

この2つが職員の声です。組織をフル活用するには、適正な人事配置が基礎となることは

言うまでもありません。働き手である職員の現場から上がる声を、人事へ反映させることも大事であると思います。これら職員の声に対しての市長の所見をお伺いします。

議長（堀江昭二君） 三須議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員のご質問にお答えいたします。

小学校の統廃合についてですが、前に申し上げましたように、伊豆市には、小学校が12ございます。ご承知のように、人口は3万7,000人。面積は違いますが、函南町の人口は3万9,000人で、小学校が5つという状況です。そうすると、やはりおっしゃるように、通学距離の問題はありますけれども、この数字から見ると、統合していかなければいけないだろうなと思っております。具体的にどうやっていくかということは、いろいろ教育長とも話し合いをやっているわけですが、皆さん方、地域のご意見などいただきながら、どこかで構想を出していかなければいけないのではないかなと、そういうふうに思っております。この問題の詳細については、教育長から答えていただきます。

次の、適正人事による業務向上についてということですが、職員の配置に適正を欠くため、作業効率が落ちているとのご指摘ですが、合併当初の考え方としては、少しでも業務遂行上のトラブルを少なくするため、それぞれの地区や業務に精通した職員を配置してきました。一方、支所機能につきましても、地元の職員をあて、地名、地理などの不明解消に対処してまいりました。また災害時には、ふるさと配備体制を取り、初動態勢は地元の職員で対処するようにしてまいりました。

合併3年が経過し4年目となり、職員の異動や組織の一部見直しなども行ってきましたが、人員削減をしていく中、より効率的な体制づくりのために、常に見直しをしていくつもりであります。

議員のご質問の中に、職員の悲鳴があって、この1番とか2番とか、職員のご意見のようではありますが、個別にはですね、それぞれ繁忙の差は、職員としてはあると思います。皆均一にはいかないと思います。

しかしながら、長い目で見れば均一になるような施策をとっていきたいと思っておりますし、やはり、合併して4年目ということですから、若い職員にもっと頑張ってもらいたいという意味を込めてそういう人事配置をしているわけです。

組織というものは、これでいいということはありませんで、したがってですね、完全無欠な組織というのではないと思います。その状況、課題に対して、いかに対応し適合させていくかということが、大変重要だろうというふうに思っております。組織の要求する人材を、いかに育てていくか。個人の能力をいかに高めていくかということも大変伊豆市の今の状況では必要じゃないかと。今後とも必要だろうと思っております。スリムでスピーディーな自治体を目指していきたいと思っておりますし、ぜひお願いはですね、議員のところへたくさん入っているようだけれども、こういうご意見が上司と課長とか部長とかですね、上司と話し合い

がされているのかなど。そしてまた何よりも、こういう問題意識を持たれて、ご自分としてはどういう解決策を持っているのか、解決策を持ちながら、直属の上司と話し合うことが、やはり一番解決の早道じゃないかと思います。大変失礼ですが、こういう場で言われても、私は個々の場を全部承知しておりませんので、またわかりましたら、別の機会でもいろいろ教えていただければ、できるだけ対処していきたいとそんなふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、私の方から小学校の統廃合についてお答えいたします。

これまでも、何人かの議員の皆さんから学校の統廃合については、ご質問をいただきました。本市のように確かに小規模学校が多い現状を考えると、学校の統廃合は避けては通れない課題であると、これは前にもお示したとおりでございます。具体的にどこの学校を統合というところまではお話しなかったと思いますけれども、ただ、昨年、これから複式ができる3校の保護者を対象に懇談会を実施し、そして意見を聴取したというお話しは申し上げました。

本年度になりまして、実は児童の急な転出がございまして、複式学級が2つ出現した学校がございます。私もその学校に訪問いたしまして、PTAの総会や学級懇談会などで、保護者がこの少人数の学級運営をどう考えているか、意見が出ているかどうかを伺いましたところ、全くそういう問題は、親からは学校には出されていないと。もちろん、議員は私の方へも意見がきっと来ているだろうというお話をされましたけれども、私の方へも、学校統合についての意見は、そういう該当の学校からは一切入っておりません。

本年度、これらの状況を考えまして、確かに何校かの学校で10人に満たない学級が出ております。今後もそうした学級がふえる傾向にあるだろうと。先般も国での出生数が昨年比べてふえたという話題も出ていましたけれども、本市においては、全くその影響はございません。逆にどんどん減っている。参考までに申し上げますと、昨年、平成18年度の出生数は市全体で174名でございます。現状のままでいきますと、平成25年、この子どもたちが小学校へ上がる時、20人を超える生徒を持つ学校は、市内で3校しかございません。狩野小学校、修善寺南小学校、大見小学校。これ以外の学校は全部20人以下の児童数になります。

そんなことを考えますと、これは確かに児童の成長にとっては、こういう少人数の学級というのはあまり好ましくない状況が出てまいります。児童の人間関係が保育所時代から変わっていない、そういうことからゆがみを生じた場合に、それを修正できる要素が非常に少なくなってくる。こういう現状が、正直言ってございます。教育委員会としましては、現状の子どもたちの教育活動がおろそかにならないように、できる限りの支援をしておりますけれども、地域の方々にも現状を見てもらいたい、こういう希望も持っております。それから先ほどの複式学級を持つ学校につきましても、学校長にお願いをして、今度の児童参観日の時

には、ぜひ地域に案内を出して、地域の人たちに複式学級の授業はどういう形でやっているか、実際そこにどういふ問題を感じるのか、見てもらうような方策をとるようには指示してございます。

確かに、議員がおっしゃるように、作業は進捗していないというご指摘については、確かにそのとおりでございます。私どもとしては、現状の子どもたちへの配慮は十分しているつもりでございますし、先生方も余裕のない中で、小規模校であるがゆえのハンディを子どもたちには受けさせないよう、精一杯頑張ってくれてはおります。

学校というのは、基本的には開放しています。お名前を告げていただければ、訪問はいつでもできますので、ぜひ議員の皆様方にも、この学校の実情を目で見て、参観していただければというふうに思います。

なお、参考までに申し上げますと、学校の適正規模につきましては、学校教育法施行規則の中にうたっております。その中では、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。こういうふうに書いてございます。ただ、但し書きがございまして、土地の状況その他により特別な事情のあるときはこの限りではない。これは中学校にも適用される内容でございます。これに当てはめると、本市ではこの標準となる学校というのは、現在は修善寺南校1校しかございません。あとは全て小規模学校になるわけでございます。中学校で申し上げますと、中学校も修善寺中学校1校だけと、こういう現状でございます。しかし、これも特別な状況と捉えることは他の学校でもできるのかなというふうに思います。

ただ、3年前に中央教育審議会の方では、この学校の統廃合について、一応答申を出しております。参考までに申し上げますと、1つとして、教育効果と土地の実状を考慮すること。それから2つ目として、児童生徒数の増減の動向を把握すること。3点目として、慎重な態度で実施すべきものであって、住民に対する学校統合の意義や啓発について特に意を用いること。こういうふうに中央教育審議会の答申が出されております。

本市の学校は過疎地域であるほど、地域住民のコミュニティーセンター的な役割を持っていることを念頭において考慮する必要があるだろうと思っております。学校がなくなることに対する地区住民の不安は大変大きいものがございます。

このような状況のもと、統廃合については大変困難な問題ではありますが、先ほど市長が申し上げましたとおり、児童生徒の育つための教育環境の整備の必要性を詳しく説明をいたしまして、保護者や地域の方々の理解と協力が得られるような、そんな努力をしてみたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問、三須議員。

22番（三須重治君） 最初の通告の中に、行革の見地であるとか、地域の情緒的な感情で判断すべきではないと、書き出しでやっているわけですが、その中で市長の今の答弁で、函

南町の学校の数云々ですけれど、それあたりはちょっと子供の見地ではなくて、行革的な、また財政的な面から伊豆市ではちょっと多いと。これでは少しという、少し子供の見地から、教育的見地からははずれているのかなと。

もう少しそうではなくて、子供にとって伊豆市のこの小学校の体系がいいのかという、そのあたりをもう少し市長からそちらへと考え方をシフトした答弁をいただけるかと思ったわけですが、それに対してまたご答弁あるかと思いますが、教育長の答弁の中で、複式の学校からの声はまったく届いていないという声でした。

ただ、私なんかがある地域の人から聞きますと、例えばこの間、子供が小学校を卒業したばかりの親なんですけど、本当に自分で送ってもいいから大きな学校へと連れて行きたかったんだと言うくらい、やはり競争のないクラスで自分の子供を育てるという不安があるんだという、そういう声を我々は聞かせてもらったんですが、そういった声というのは教育長の先ほどの答弁の中で、小さな学校で競争がないから子供を育てるのにデメリット的な部分というのが、小さな学校のデメリットを言っていたいたわけですが、もしデメリットというものがやはりあるんでしたら、そのデメリットを解消していくように、政治というか行政が持っていくのは、やはり筋じゃないかなと思いますが、そのあたりもう少し積極的にこれを進めていくという踏み込んだ強い意思をもう少しいただきたいなと思うわけですが、市長と教育長から再度、答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

全体的には、ただいま教育長がお話ししたとおりでございますが、函南町と比べて数字的なことを若干申し上げましたけれども、やはり学童、子供さんの希望と父兄の希望と地域の希望、それから我々行政の希望というのは、やはり少しずつ違うのではないかと思います。その中で、将来を担う子供たちが甘やかされないで、しっかり生きる力を持つような教育とは何なのか、そこがポイントではないかと思います。今、言いすぎかもしれませんが、詰め込みになってしまうんですね。頭でっかちになってしまうのではないかと、そんなことを考えていますけれども。

以上です。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 確かに、例えば保育園の民営化が、柏久保あたりが先行する形で今度民営化する。同じように、小学校の統合についても、先行的にある学校をやっていくということは、これも一つの方策かなというようには思います。

この問題につきましては、教育委員会でも話題に上げておまして、ただ、委員さんの中には、ここの学校だけ統合するのではなくて、その時は一緒に、例えば3校を1つにしたら

どうかというような意見も正直出ています。ですから、そこらあたりも、教育委員さん方の考えも伺いながら、あるいは、条件整備の中で教育委員会だけではできない部分もございしますので、これも市長部局とも相談する必要もございしますし、特に跡地利用あたりは、私どもでは管轄外でございますので、地域の方がどういう意見を出すのかちょっとわかりませんが、そこらあたりも含めて、市長部局とも相談する必要があるだろうと思っております。

ただ、先ほども意見が出ていないというお話も申し上げましたけれども、これはなかなか父兄が大勢の中で、個人的に議員さんあたりにお話しすることはできるんでしょうけれども、自分の同級生の親の中で、あるいは地域の中で統合の話題を出すということは非常に抵抗があるのかなというふうには思います。ですから、そこらあたりは私どもも主導でこちらから投げかけていく必要は感じています。

議長（堀江昭二君） 三須議員。

22番（三須重治君） この問題は積極的に対応していただくということで、次に移らせていただきます。

適正人事による業務向上ですが、先ほど市長が、やはり部下が上司に言う方法という答弁あったわけですが、私もこういうことを何人も人間にはっきり言って聞かされまして、こういうところで固有名詞を出すべきではないからあれですけど、そんな中でほかの人間にも聞きました。職員に、こういうことがいろいろあるのだけれどと。そしたらあまりそれを否定する人間はいなかったですね。それで先ほど市長が言ったとおり、じゃあ自分の上に上司がいるじゃないかと。それから通じてトップへと話しを持っていくようにしたらどうかと言ったら、それができれば苦労ないということなんですよ。やはり組織というのは、よしあしというのはどこの組織でもそうだと思いますが、やはり上のでき次第だと。よく部下の責任じゃなくて上の責任だという表現されると思いますよね。

ですから、やはりその上が聞く耳を持って、いつでも下の声を聞くという体制がとれていれば、一つ一つの問題が大きくならないうちにものが解決されていくでしょうけれど、上にそういう姿勢がないと、うっ積してはけ口のないままたまっていくと。むしろ今、伊豆市の場合、そういう後者に入っているのかなと。形とすれば、大変よくないのではないかというのを感じるわけです。

ですからぜひ、こういうものは吹き出てこないように、先ほど市長が言うように、下の声が上に、上も聞いてやると。そこで解決できるようなぜひ組織体制をつくっていただきたいと。そして、円滑な業務をしていただきたいと、そんなことをお願いしまして、もし答弁がありましたら、していただいて結構ですが、これで私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） はい、市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員のお話の、上がちょっとなるかなと思いますけれども、直属の上司との人間関係というのは、人ですから、ウマが合うとかウマが合わないとかあります

けれども、ウマが合う上司とウマが合わない上司もあるかと思えます。それは、今まで仕事してきた中で何人か上司がいたはずです。あるいはまたこの方に話したら良い解決策というか、そういうインフォーマル、定形じゃない、不定形な組織というのはあるはずなんです。

そういう中で話をして、ここはこういうふうにしてみたらというアドバイスが出れば、またそこで一つ出るかもしれませんし、ただ、こういう悲鳴を上げる状態をずっと我慢していると、どこかへ吹き出しちゃうと思うんですね。ですから、どうしてもなら私の空いている時間でもいいですし、来てもらってもいいですし、どういうことなのか。

ただ、組織人ですから、ただ文句言うだけじゃなくて、自分としてはこうしたいという代替案と申しますか、案を持ってきてくれることが組織が生きるものだ、私は今まで教わってきましたし、そう思っていますので、ぜひそういうふうにお伝えいただければありがたいと思えます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで三須議員の質問を終了します。

加 藤 章 君

議長（堀江昭二君） 次に7番、加藤章議員。

7番（加藤 章君） 7番、加藤です。

私は葬儀場建設について、市長の見解を求めます。

市長は昨年6月定例議会での一般質問の中で、葬儀場建設については、火葬場が完成した時点で建設の可否を決めたいと答弁をされました。この1年間、民間業者も関心を示したようですが、市民の要望には応える状況にはないようです。高齢化が進む中で、市民の要望は、信頼できる行政が関わって、早期に利便性を考慮して、火葬場近くにとの声が日増しに高まっています。市民生活向上の観点からも、PFI方式等採用による建設も視野に、前向きに取り組むことを期待します。

以上、市長の答弁を求めます。

議長（堀江昭二君） 加藤議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

葬儀場を建設、いわゆるセレモニーでございますね。

新火葬場の建設につきましては、関係各位のご理解とご協力により、順調に事業が推進していますことをまず御礼申し上げます。

さて、ご質問の葬儀場建設は、議員ご承知のとおり、昨年6月定例会で三須議員からのご質問でお答えしたとおりでありまして、新火葬場隣接の旧修善寺地域は、市街化調整区域及び農用地区域として指定されており、当該地域への建設は、行政が公共施設として位置づけ整備する場合、または、PFI方式を導入し民間による建設及び運営等ができる場合のみ

可能となっております。

しかしながら、行政において整備する公共施設は、火葬場であるとの方針は今現在変わっておりません。また、現在、民間の事業者及びこの活力により、当地以外の場所にこの計画が進められているとも伺っております。

したがいまして、この民間による取り組みを見守るとともに、この建設が早期に進められることを期待しております。

なお、この民間による取り組みが困難であると判断をした場合には、その時点で改めまして公共施設として建設すべきかどうかの議論、検討をお願いしたいと考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

加藤議員。

7番（加藤 章君） 今答弁をいただいたのですが、確か平成16年8月3日の日に、市長が我々の公民館にまいりまして、佐野地区の地権者と日向地区の地権者、並びに区の役員を集めまして、いわゆる火葬場の建設についての協力の依頼を受けました。

その時に、市長は、うちの区長だったかと思いますが、火葬場がもし建設が可能になったのならば、葬儀場も一緒に作れませんかという質問をしたところ、市長はそのときっぱりと、葬儀場については民間がやることですよというようにきっぱり答弁されたと、僕は記憶しております。

それからですね、ただいま私が質問したように、昨年この6月に、定例議会での質問で、市長はやや考えが変わったのかと、あるいは続投を考えておられて、考えが変わったのかなと、これは私の認識ですから、それはご勘弁願いたいと思いますけれど、そういうことでやや軟化してきたなど、私は思ったわけです。

それで今、市長が言われましたように、恐らく農協は柏久保の営農センターを考えていると思いますが、ご存知のように、私もいろいろなことをいろいろな人から聞きましたけれども、あそこはとにかく伊東修善寺線、いわゆる県道12号と言うんですか、非常に交通のアクセスが、例えば中伊豆にある伊豆ホールに比べて道路へのアクセスが非常に難しいと。それと、周りにすぐ側に民家があるということと、今現実には、焼却場があって、すぐにというわけにはいかないと言うことを考えて、そういう意見がありますので。

我々の年代になりますと、人生の最後の旅立ち、自宅で告別式やお通夜をやって、菩提寺でやるかどちらかが一番いいと思うのですが、現在の若い人たちは価値観の違いか、家の間取りの違いかわかりませんが、もう農協も恐らく柏久保の営農センターだと思うのですが、新火葬場のところも2、3カ所絞ったみたいですが、結局だめになりましたようです。

ですからここは、もう市長のリーダーシップで葬儀場を建てていただくというのが一番いいじゃないかと思って質問したわけです。ご答弁お願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います、市長。

市長（大城伸彦君） ちょうど1年位前に自宅葬というのに参加いたしまして、議員おっしゃるように、それなりのやはり昔からの仏教のしきたりといいますか、趣、重さがあるなど感じました。

しかしながら、近所の方の手間っていうのは大変なんですよ。会社を休んでもらったり、仕事を休んで葬儀をやってもらうというようなことで、自宅でやるのはなかなかいいけれども大変だなというのが私の感想でございます。

したがって、おっしゃるように葬儀場っていいですか、セレモニーでやるケースが多くなってきている。特に大都会から段々こちらへ葬儀場が来ていると。それから、特にことしに入ってから3月、4月頃ですか、お亡くなりになる方がずいぶん多かったように思ひまして、葬儀場が大変込んでいっているというお話を伺いました。そういうことで、今伊豆市にはご承知のように、葬儀場というのは1箇所です。近くには隣の伊豆の国市でありまして、そこを主に使っておられるなというふうに認識しております。

火葬場を建設するのは、ご承知のように合併特例債を使ってやろうということで、特に土肥地区の方にもご理解をいただいて、地元の方のご理解をいただいてあそこに建設が進んでいるわけです。葬儀場ということになりますと、やはり土肥の方たちもいずれそうなるのかなと。お寺さんとか自宅でやられている場合が多いようですが、そういう葬儀場を使うケースも多くなるのかなと。それから天城の方たちもそういうふうになってくるのかなと。とすると今のロケーションから見ると、火葬場の近く、建設している近くでもう1つあったほうがいいな。できればもうちょっとその土肥に近いっていいですか、天城に近い方がいいのかなというふうに個人的に思っております。

もう1つは、伊豆市の方々がご利用されている葬儀場というのは、民間が1社、それからいわゆるJAです。これ民間というか半官半民みたいな感じですけども、行政は直接タッチしないでやっています。

ということで、おっしゃるように行政が全面的にやる事には、私はっきり言ってノーです。民間の力でもう1つくらいあったほうがいいのかなと思っています。したがって、民の動きを見ているというのが現状でございます、そういう状況によってできれば民間にやってもらいたいという気持ちは変わっておりません。

しかしどうしてもできないということになりますれば、どういう方策があるか、その時点で考えたいということでございます。今ここでやるとかやらないとかの返答はご容赦いただきたいとそんなふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 加藤議員。

7番（加藤 章君） ただいまご答弁いただいたわけですが、先ほど質問でも述べましたが、1年間農協あるいは民間業者が動いたようですが、らちが明かないということなんです。ここはやはり伊豆市がリーダーシップをとって、一番力があるのは伊豆市の大城市長ですから、

それで伊豆市のシンクタンクを結集して、ここでは今明解な回答はできないというご答弁でしたので、ぜひ前向きに考えていただくということで私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで加藤議員の質問を終了します。

それでは55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

酒 井 勲 一 君

議長（堀江昭二君） 16番、酒井勲一議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、議会で市長、教育長が答弁したことが、その後どうなっているのか、非常に情報が少ないと感じております。経過がどうなっているか、本日は答弁できることはお願いしたいと思っております。

小学校の統合について。教育長は統合対象としての小学校3校を考えておられるようですが、進捗状況はどうなっていますか。また、中学校の統合、小中一貫教育、それから幼保一元化の問題はどうなっていますか。

小学校の統合のことについては、先ほど三須議員の方から質問がございましたものですが、答弁は結構でございます。あとのことについてよろしく申し上げます。

集中改革プランについて。いろいろたくさんありますが、ここでは次の5つについて伺います。

経営計画の策定について、公共施設への広告の掲示、市債の発行、人事評価システムの導入、指定管理制度を導入した施設への市の関与の見直し等です。

3番目として、ごみ焼却場施設建設について。候補地では反対の看板が立っておりますが、調査したところ、当局側の話も聞いてみたいというような市民もいるようですが、市長はどのようにお考えですか。

もう一つ、コンピューター空港について。本件におきましては、田方地区と賀茂地区の商工会が非常に熱心であるようです。場所につきましては、南伊豆地区が非常に熱心なものですから、ちょっとリードされているのかなということを思います。私は、空港は空のバス停であると思っております。ライフラインの一つと考えていますので、当市にとって観光産業へよい影響が出てくると思います。市長はどのようにお考えでしょうか。ご答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの酒井議員の質問に対し、答弁を求めます。

最初に教育長。

教育長（室野純司君） それでは小中学校の統合及び幼保一元化について、お答えをいたします。

先ほど、進捗状況につきましては三須議員の質問でもお答えしましたとおりでございます。伊豆市の学校の適切な規模、これを考えますと、土肥、天城、中伊豆地区の小学校では、それぞれ1校になっても本当に小規模校になってしまうというのが現状でございます。修善寺地区でも平成25年には1学年が80人になります。そう考えますと、現在の6年生と比べますと、児童数が約半数になってしまいます。やっぱり複式ができる学校の統合を考えるだけでなく、長期的なプラン、これを作成する必要を今現在感じております。

中学校につきましては、人数的には本当に1校でもいいくらいの規模になると考えられますけれども、伊豆市の状況ではやっぱり通学距離も長くなりますし、通学にかかる経済的あるいは時間的負担が教育活動に大きな影響を及ぼすことも考えられます。

将来、土肥地区を除く3地区の統合を諸条件と合わせて可能かどうか、これを検討していく必要があるだろうというふうには思っております。

続きまして、幼保一元化につきましては、市内にご存知のとおり保育園が10園、それから幼稚園が6園運営されておりますけれども、小学校と同様、小規模な園が多いのが実状でございます。

文部科学省あるいは厚生労働省の指針のもとに、就学前の教育保育を一体的にとらえた総合施設、認定子供の園の認定の基準が条例化されました。

総合施設というのは、ご存知の通り、幼稚園と保育園の機能をあわせ持った施設でございますので、0歳から2歳児は保育園、3歳児から5歳児は午前中は幼稚園教育、午後からは希望者に保育をとということでございます。

総合施設を十分機能させるためには、保育園と幼稚園で異なる職員配置、あるいは職員の資格、施設設備、財政措置などを見直す必要がございます。伊豆市の施設で、総合施設移行には、園の統廃合も考える必要がございますし、各園とも各部屋の新設、あるいは施設整備が必要となります。

また現在、健康福祉部で進めております、保育所の民営化の動向も見ながら、幼児教育と保育行政のあり方を健康福祉部と連携を図り、検討し、伊豆市の全体計画の策定を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員の2点目、集中改革プランについてお答えいたします。

いくつかに分かれておりまして、まず1番の経営計画の策定については、集中改革プランでは、水道事業、下水道事業などの地方公営企業の経営基盤の強化や、会計間相互の負担の

明確化を図るための、経営計画の策定について実施することとなっておりますが、現在、まだ策定までに至っておりません。早急に策定するよう指示しておりますが、水道や下水道事業については、面的整備を優先しているのが現状であります。

次に、公共施設への広告の掲示のご質問ですが、これは有料広告による収入の確保のため、狩野川公園や天城ドームなどの施設に、有料広告を掲出して、少しでも収入を確保したいと考えております。今年度中に検討、実施をしていきたいと考えています。

続きまして、市債の発行についてのご質問ですが、プランでは市債残高の上限170億円とし、毎年度の返済能力を考慮した上で、市債の発行を行っていくつもりであります。

なお、ご質問のありました、ご当地ファンドについては、現在のところ考えておりません。

次に、人事評価システムの導入についてのご質問ですが、現在、公正かつ客観的な人事評価システムを構築し、職員一人一人の資質の向上を図り、市職員全体の生産性向上につなげるため、今年度中に試行も含め検討、実施をしていきたいと考えています。

次に、指定管理者制度を導入した施設への市の関与の見直しについてのご質問ですが、本来、この指定管理者制度は公の施設の公正な管理を確保しつつ民間等の能力を活用して、住民サービスの向上や行政コストの削減を図るために導入された制度であります。設置者として責任を果たす立場から、公の施設の目的に沿った利用のチェックのため、市の関与は必要なものと考えます。したがって、このチェック体制として、公の施設の指定管理者の手続条例の一部改正及び審査会の設置条例を本議会に上程をし、管理評価を行っていききたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大きな3番目の、ごみ焼却施設建設についてでございますが、伊豆の国市との共同によるごみ焼却場の建設候補地の取り組みにつきましては、以前から地元に対して、基本構想ができ次第説明会を開催したい旨を伝えておりました。この度、先にご案内の基本構想が完成いたしましたので、説明会開催の申し入れをいたしました。区民全体の説明会を行わない旨の返答がございました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、事務局側の説明を聞きたいという方もおいでになるということでございますので、準備会といたしましても、要望には積極的に応えてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな4番目のコムーター空港についてお答えいたします。

コムーター空港の整備については、現在、伊豆市として具体的な活動は行っておりません。この空港に関して、石川県知事の知事出馬表明の中で、伊豆の観光力を高めるには、小型飛行機が離発着できる飛行場が不可欠であるとのコメントが始まりと聞いております。

コムーター空港は、乗客数が100席、または最大離陸重量が50トン以下の航空機、または、ヘリコプターで定期的に旅客輸送を行うものとされ、現在のコムーター空港路線は、平成16年6月現在で45路線、10社が運行されていると聞いております。また、飛行場の整備にあたっては、この条件として、空港空白地域のうちでも既存空港へのアクセスに長時間を

要する地域が第一条件と言われております。

静岡空港の建設により、県内に空港が新設されることを考えると、厳しい状況にあるのかなと感じておりますし、さらにコンピューター空港の目的である、乗降客の利用はどうかのかなと、あるのかなとも考えております。

そうしますと、空港の利活用は、遊覧飛行による観光客の利用、あるいは予想される東海地震などの大規模災害に対応した航空利用や、救急医療との連携による患者輸送、地形調査や、航空写真撮影を目的とした空港なら可能性があるのかなと考えます。

そして、建設費用の面でも、空港整備において、1キロメートル当たり60億円と言われております。さらにアクセス道路等の整備費用がプラスされることを考えますと、その実現には、地元の熱意が集結できるかどうか鍵になるものと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問、酒井議員。

16番（酒井勲一君） 教育長に対し、再質問をいたします。

教育改革については、国の方でも重要な改革の一つということであげており、新しい法律ができたり法律が改正されたり、先生方の指導のシステムが変わったり、今非常に変わろうとしているわけですが、しかし、地方では、先ほど教育長のお話して私も感じましたけれども、非常に慎重ですね。わかりますが、今一歩進んでいくのが遅いなというふうに感じる一人でございますが、最近では、マスコミを見ていると、教育委員会不要論が出ていますよね。これはご承知のことだと思いますが、当市の教育委員会も、動きが非常に私は遅いように感じますが、これは正解だったのかどうかというのは非常に難しいことですし、まずやってみてだめだったら元に戻ればいいじゃないかと、そういうふうを考えれば私はいいと思うんですけども、やってみなければ絶対解答は私はわからないと思いますからね。

ぜひ、改革などをする動きが、もっと早くスピードアップしないと、私は平成26年問題といっていますけれども、特例期間が過ぎた後、どうカバーするのか。これは、今、我々議員、幹部が考えないと、26年はすぐそこですから、全然困ってくるじゃないかということが予想されるわけです。ぜひスピードアップされて、真剣に取り組んで、何か一つぜひやって欲しいということです。以上です。答弁は結構でございます。

次に、市長に再質問をいたします。

改革プランでございますが、この5つは、数ある本年度実施という中から、5つだけ選びました。予測されたような解答があったなと考えております。

やっぱりこれも、もう今年度3ヶ月経っているわけですから、非常にスピードが遅いなというふうを感じるわけです。これも教育長と同じように、皆様方も、市の幹部としてですね、平成26年はすぐそこです。今議論しなければ、26年は良いスタートが切れないじゃないかなと思うわけですが、これは私ども議員にしても同じだと思いますが、ぜひそこをみんなで議論して、よい街にしていきたいなというふうに思っております。

特にこの5項目におきましては、もう既存の市で、ご近所の市でもやっているところが結構あるわけです。人事評価システムにしてもですね、三島市ではもう4月からスタートすると言っていましたし、ソフトも開発したようです。そういうこともやっているわけですから、お手本はあるわけですから、ぜひやっていただきたいなと思っております。

特にこの進捗状況ですけれども、改革プランにおきましても、ホームページに掲載すると書いてありますが、私も検索の仕方が悪いのか、再々見るけれどちっとも出てこないです。どうなっているのかなということで、こういう質問になったわけですが、早くホームページに載せていただいて、一般市民にもすぐわかるようにしてほしいと思っております。これもまたお願いですが、市長お考えをお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） はい、お答えいたします。

遅いというお言葉をいただきました。なるべく早くやりたいと思います。また、ホームページに載っていないということで、これも大変申しわけないなと思っております。

全体としては、いろいろ調整することがありまして、なかなか自分自身ももうちょっと早くやりたいなと思っておりますけれども、いろいろ調整がありまして、遅れているということでございます。ご指摘のことを踏まえて、早く進めるようにやっていきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 次に、ごみの焼却施設建設について再質問をさせていただきます。

昨日の答弁の中で、市長が、その後進展はないとおっしゃったと思っておりますが、私はそのようには思っておりません。堀切地区、熊坂地区を連日訪問しておりますが、どうしてもそのように感じる事ができないことが、私の気持ちです。

一人一人、30人くらい面接して調査しましたが、反対の看板が立ち、非常に反対がクローズアップされてますが、一人一人あたってみますと、家族の中でも、お年寄り夫婦と若夫婦の意見が違ったり、あるいは賛成ではないと思うんですけれども、グレーですね、要するに、話しを聞いてみたいという方もかなりおると私は感じております。

また反対の中にも、ああいうふうにみんなに言われるからとか、そういう雰囲気でも反対していらっしゃるような方もいるように感じられました。

特に、先週ですかね、総務委員会さんが視察した、地元と会合をした熊坂小かどこかでもったようですけれども、私は知らなかったんですけれども、その後、そういうところへ出席された方をみましても、反対には違いなかったんですけれども、非常に私が前に面談したときよりも、だいぶご意見がやわらかくてですね、そういう雰囲気を感じました。

もっと総務委員会さんに、議会の代表として、現在は調査という形のようなのですが、伊豆市3万8,000人、伊豆の国5万人の市民のことを考えますと、私は最近では、もう建設しかないと、堀切の皆様をお願いするしかないというふうに考えておりますので、ぜひみんなでお願ひしに行こうという気持ちが最近では強くなりました。これからは伊豆市、伊豆の国市の

議会はもとより、伊豆の国市の市民の方にもご協力を求めようではありませんか。

先日、柏久保地区に旧3町の組合の施設があるわけですが、柏久保にお願いした当時の議員さんに会うことができましたので、その当時のこと聞いてみましたが、やっぱりその当時も、町長さん議員の皆様で、みんなでお願いして非常に大変だったということを知っています。

私どもは、大変だけではなくて、これは2市の市民のことだということで、メリット、デメリットもちろんありますが、もうお願いするしかないということを私は感じました。だから特に2つの市の市民にご協力を求めまして、みんなで粘り強くお願いするしかないと思います。

陳情書の白紙撤回という、撤回した3つの理由を見ても、伊豆の国市の市民、伊豆市の市民にとっても、あの反対の理由では、私は理解が得られないと思うんですね。これはもう全国的にどこでも言われているようなことですので、あれで場所を変更したり、そういうことが起こったならば、どこへ行っても成功しないような気がします。

ぜひ市民の皆様をお願いしまして、みんなで堀切へ行ってお願ひすることしかないのではないかなと私は思っておりますので、ぜひ、市長自ら、私も一緒に行きますので、一緒に行っていていいかどうかそれも問題ですけれども、ぜひ市長も行っていただいて、市長と一緒に頭を下げるしかないというふうに僕は考えていますので、ぜひよろしくお願ひします。市長のご意見をお願ひします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 昨日、また、その前の全協でもこの廃棄物処理場のことについてはお話ししたように、これは市民全体の問題として行政と一緒に解決しないと、いわゆるごみ問題というのは、一つも進展しないという状況を理解していただきまして、地元に対して耳を傾けていただけることがあるならば、私どもは出向いてご説明しますし、全体計画についてもご説明をしたいとそんなふうに思います。何回も申し上げますけれども、これは一緒になって問題解決しないと絶対前へ進めない問題だということでございます。市民の皆さん方が納得できる施設建設に向けて進めたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 次にコムーター空港の件ですけれども、伊豆コムーター空港に関してはですね、静岡県では、19年度の予算に調査費が付いたということは私は伺っておりますが、そういう中で、知事の講演を聞く機会がありました。講演の中で、知事は南伊豆が今大運動をしてくれていると。でも、伊豆半島の真ん中の衆は、初めは景気がよかったですけど、静かになっちゃったねというようなことを私は聞き取りました。ということは、知事は言われなかったですが、伊豆半島の真ん中にできればと思っているのかなというようなことを察しました。

財政を考えますと、すぐに考えるというのはどうかなと思ったりするわけですが、お金がなくてもですね、作るという知恵を探せばいいじゃないかと私は思うわけです。もともとこういう発想はですね、探して、いろいろホームページをのぞいて見ますと、静岡県には、500メートルしか距離がない飛行場があるんですね。それで狭くて困っているという噂は聞いております。まだどことは言いませんが。

情報を私一生懸命取っていますけれども、そういうときに、例えばその飛行場がどうだとかということを考えますと、何かできるのかなと簡単に私は思ってしまうわけで、情報が集まりましたら、ぜひ市長に言いますので、よろしくをお願いします。

これで私の質問は終わりますが、改革プランにしても、非常にゆっくりだなと思っておりますが、先ごろ、2、3日前ですが、これは通告にないのですが、私は非常に怒りを覚えましたものですから、市長に一言文句を言うつもりで言います。

頑張る地方応援プログラムというのがあったんですね、ニュースで。これは僕は当然伊豆市も何かが出ているんだと思っておりまして、あれは審査があったのか、出したけど、否決されたのか私はよくわかりませんが、近所の市や町はほとんど非常によい補助交付金の制度ですから、使いかってもいいようですので、これはもしかしたら選挙対策かなと思ったりするわけですが、ただ私どもの市が出ていなかったというのが、非常に私は何をしているのかなというふうに思ったわけです、これは私の価値観ですけれども、市長はどのような考えでやめたのか、あるいは出したけど否決されたのか、熱意を教えてください。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長（大城伸彦君） コミューター空港についてはですね、おっしゃるように私個人としては、航空機というのはまだまだ発達するんじゃないかと。

昨日ですか、三菱重工が何十年振りかに国産飛行機をつくるんだということがありますので、あればいいなと思っています。実際には県とか市とかでどういう分担でどういうふうになるのか、まだバックとしてわかりませんが、そういうチャンスが来たら積極的に進めたいなと思います。

それから、頑張る地方応援プログラムについては、ちょっと通告外ですので、調査を調べてありませんので、後ほどこれは企画部が担当ですから、企画部と話し合ってくださいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで酒井議員の質問を終了します。

木 村 建 一 君

議長（堀江昭二君） 次に26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） 前議会に続いて、4点。主題は同じです。お尋ねします。

第1点目、一般廃棄物処理計画は、本当に住民の声を反映しているのでしょうか。5つお尋

ねします。

1つ目は、私が3月議会の一般質問の中で提案した、ごみ問題をより多くの市民が参加する組織をつくることに対して、市長は一般廃棄物処理施設組合設立準備会で検討、研究をすると答弁しましたが、その検討内容とその結果についてお答えください。

2つ目です。一般廃棄物処理基本計画が示されましたが、その計画に、住民の意見反映を丁寧に保障する機会をつくったのか疑問です。ごみ問題は全市民の問題という市長の立場を反映した、計画にしたという認識でしょうか。

3つ目、ごみ排出量を平成17年度に対して平成25年度までに削減目標5%以上にするんだということですが、その根拠を示してください。また、災害ごみ1日1.3トン。これを燃やすんだと、焼却するんだという計画です。そうしますと、それは3年に1度の災害を根拠にしているということで私は思うので、甚だ疑問です。全体の処理量をどうするのかということを含めて、市民とともに検討すべきではありませんか。

4つ目、ごみ焼却場建設予定地の堀切地区を初め、修善寺ニュータウン自治会さらには熊坂地区、いわゆる関係住民と言われるすべての自治体の方々がこぞって白紙撤回の要求を書面で市長に提出しました。この要求を受け入れる考えはありませんか。住民の合意のために、今後の解決策をどのように考えているのかお答え願いたい。

5つ目です。候補地選定の公表について、前議会でこんなことを言っていました。堀切が一番いいんだと。市民はそれを疑っているのかということでしたが、疑っているということはどういうことでしょうか。

大きな2点目、柏久保保育園の民営化について。市長は、保護者の民営化への不安や疑問を解消されたという認識でしょうか。4つお尋ねします。

1つ目は、民営法人選定は保護者の理解のもとで進めると市長は述べていました。市長が保護者が理解したものと受けとめた根拠の一つに、保護者からの質問に市が回答したが、保護者から意見がなかった。

もう一つの根拠として、民営法人選定委員会で、保護者の意見を聞く場を持ったということでしたが、これで民営化に対する保護者の不安や疑問は解消されたと、こういうふうに理解されたということでしょうか。

2つ目、民営化で、市全体の保育の向上につながるということですが、民営化される柏久保では延長保育などは可能性があるにしても、公立保育園では実施しません。したがって、延長保育など限られた子供しか利用できません。今後予定している2つの保育園が民営化され、延長保育などの多様な保育は広がるでしょうが、なぜ市全体の保育の向上につながるのかがわかりません。具体的なご答弁を求めます。

3つ目です。多様な保育は、公立ではなぜできないのでしょうか。

4つ目です。保育の質について、保護者個々によって求める質が違うんだということを述べておられました。お聞きします。

平成15年度に内閣府が示した保育の質というのがありますが、それをどう評価しますか。市全体の保育の質、別の言い方をすれば、保護者が子育てに信頼される保育園運営をするために、どのような方針を持っているのでしょうか。

大きな3点目です。職員の勤務評価の基準はつくられましたか。まだ検討するというお話でしたが、これは去年もう1年半ぐらいになりますが、勤務評価導入のための給与の変更が行われました。もう1年半たっている。

そして、3月議会では、今年から、この職員の勤務評価導入に向けて進めていきたいんだということをお話しなされました。それからまた3ヶ月間たちました。でもまだ検討しているということですが、内容をお聞きしたいということですが、ないでしょうけれども、なぜこんなに遅れるのかお尋ねします。

最後です。特殊勤務手当の廃止によって減額された金額を、給与でいくら補償したのでしょうか。特殊勤務手当の廃止による減額は、給与の是正で調整したと述べていましたが、職員の生活費をどのように補償したのでしょうか。市の資料では、極めて不十分ではないかと思いましたが、特殊勤務手当が廃止された金額いくらに対して、給与でいくら上乘せしたのか、すなわち、是正、調整したのか内容を示してください。明確な答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの木村議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の一般廃棄物処理計画は住民の声を反映していますかということについてですが、その中でまたいくつか分かれておりまして、1番目のごみ問題に関する検討内容とその結果につきましては、一般廃棄物処理基本計画内容につき、先の議会全員協議会でご案内したとおり、住民や事業者の代表などによる、伊豆市一般廃棄物処理対策委員会にご意見を聞き、策定をいたしました。

また、本年度予定している2市共同の施設基本計画の策定などについては、施設整備で最も重要な建設候補地に関する取り組みが進展せず、この計画策定等の取り組み予定ができないことから、現在のところ、この組織づくりには検討・研究が進められておりません。

したがって、今後、この建設候補地に係る取り組みの進捗状況に合わせて、改めて、これらの組織づくりについての検討・研究並びに協議をしてまいりたいと考えます。

2番目のごみ問題は全市民の問題については、ご指摘のとおり、当初計画策定に関する住民意見の反映方法等について、住民への周知や聴取する期間が短かったことなど、反省すべき点はあったかと思えます。

しかし、このような状況の中で、貴重なご意見を下さった市民の方や、先にお話しをした対策委員さんからのご意見等を反映し、また国・県の諸計画にも呼応した形の処理基本計画ができたと考えております。

なお、この計画の実施につきましては、当然ながら、ごみを排出する市民や事業者の皆さま

んのご理解と協力なしに、このごみの排出量削減等の目標達成は困難であると認識しております。

したがって、近々、この基本及び実施計画について、市広報等で市民の皆様にお知らせするとともに、この目標達成に係る諸施策の取り組みについて、ご理解とご協力をお願いする所存でございます。

3番目のごみ焼却量削減目標については、まず1つ目の、5%削減目標の根拠は、2市の広域一般廃棄物処理施設基本構想では、各市の一般廃棄物処理基本計画にあるごみ総排出量の合計を、平成17年度実績に対し、平成25年度には5%以上削減することを目標としています。

なお、この各市のごみ総排出量につきましては、上位計画との整合性に留意し、過去の人口やごみ量の推移、また各市が今後取り組む発生・排出抑制の施策などを踏まえ、推計方法は、ごみ分類に応じ、「ごみ処理施設構造指針解説」に基づく推計によって予測したものであります。

次に、災害ごみの焼却量について、本来、災害ごみについては交付金の対象外となっておりますが、東海地震や台風などの万が一を考えることも必要であることから、この発生ごみを自力で処理する想定をするにあたり、直近の平成16年度の台風22号による被害のごみ量を用い、また、阪神淡路大震災等に災害ごみを3年間かけて焼却したことなどを踏まえ、計画処理量として推定したものであります。

なお、これはあくまでも、万が一のための計画処理量に含めたものであり、今後、処理対象物、処理対象量を精査する中で、最終的な施設規模は決定されるものと認識しております。

4番目の堀切区、修善寺ニュータウン自治会の白紙撤回要求を受け入れる考えについては、1つ目の、白紙撤回の要求を受け入れるかについて、先の12月議会でお答えしたとおり、当方の十分な説明や、関係地区との十分な意見交換ができていないこと、また、関係地区からの白紙撤回の理由が明確にわからないことなどから、これを受け入れることは今のところ考えておりません。

したがって、早期施設整備が喫緊の状況にある中で、今後、この関係地区との取り組みについては、改めて準備会で検討・協議をしてまいりたいと考えております。

2つ目の、解決策については、先にご案内の施設基本構想の説明や、これに対する意見交換などにより、積極的にこの関係地区等とコミュニケーションを図る努力をし、この取り組みの中で、関係地区との合意形成を進めることができると考えております。現在の焼却施設や周辺地区の状況、または当施設整備の必要性や安全性並びに現在の焼却技術の動向等について、ご認識ください、当施設の早期整備についてご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

5番目の候補地選定の公表については、建設候補地の選定については、先にご案内のとおり、一般的に行われている手法及び選定基準等を用い評価・選定いたしました。この手法

や基準については、法律または規則等の定めがないことから、この選定に対しさまざまな見解がされ、また、他地域において混乱なども懸念されることから、公表を控えたものであります。

当然ながら、この評価・選定につきましては、準備会において適正・公平また真摯に取り組んだ結果でありますので、改めて議員を始め、関係地区のご理解とご協力をお願いいたします。このあたりがご質問のご理解いただきたいというところでございます。

続きまして、2点目の柏久保保育園の民営化につきましては、飯田議員のご質問にもお答えしたとおり、保護者の一応のご理解がいただけたものと判断し、公募いたしました。3つの法人から応募がありました。今後法人を絞り込み、民営化を進めてまいります。

幾つかまたご質問がございます。1についてお答えいたします。

4月に新たに入園した児童がおりますので、重ねて保育者説明会を実施しました。説明会の折には、選定委員さんにもご出席いただき、行政と保護者の中間の立場から、保護者から出たいいくつかの質問に答えていただきました。話し合いを進める中で、子供たちにとって、よりよい保育園をつくってほしいという雰囲気になってきました。このことから、保護者の理解は深まったものと理解をしております。

2について、民営化して特別保育が実施されることは、民営化のメリットの一つであります。特別保育に限らず、あらゆる面で公立と私立の良いところを互いに認め合うことにより、市全体の保育の向上につながるものと考えております。

3番目の多様な保育については、民営の保育所では、特別保育を実施するとき一定の基準を満たせば、補助金が交付されますが、公立保育園では交付がされません。

また、公立の保育所では、一律実施が原則となりますので、保育士を大幅に増員する必要があります。

このようなことから、公立保育園での実施は困難であると考えております。

4番目、保育所の保育内容については、保育所保育指針で細かく定められ、それを遵守しなければなりません。保護者が安心して子供を預けられ、希望するサービスを受けられることを目指す手段の一つが民営化であると考えております。

続きまして、大きな3点目につきましては、平成18年4月の給与構造改革の実施により、人事考課に配慮した給与体系となりました。これは人事考課制度をよく理解し、公平で納得のいく透明性のあるシステムを構築する必要があります。

ご質問の勤務評価基準の策定状況ですが、現在ではできておりません。多少進捗が遅れ気味であります。

先にも述べましたが、重要なことは、評価者も被評価者も人事考課制度をよく理解することが必要であると思います。自治体の業務は定型的な事務処理や専門的な業務、税等の徴収業務など、多種多様な業務を職員が分担していることから、計数的な評価にとどまらず、プロセスの評価も必要であると思います。評価基準の作成は、次年度にずれ込みそうです。職

員の人材育成や適正配置、昇任、昇格に反映していきたいと考えます。本年度は管理職や職員の人事考課制度の目的や意義について講習や研修会を開催し、まずは評価者としての能力を培うことを進めております。

続きまして、大きな4点目。平成17年度で廃止した特殊勤務手当について、その調整方法についてお答えします。

施設従事手当の支給対象職員は、清掃センターに勤務する現業職員で、手当支給の対象業務は、ごみ収集、し尿処理業務、施設の管理業務等であります。これらの業務に対して支給されていた特殊勤務手当を平成18年度より廃止するに当たり、支給対象職員が受けていた手当の種類、金額に応じて、基本給である給料月額を1ないし3号級の間で昇給させる調整を行いました。平成17年度決算で見ますと、清掃センター関連の特殊勤務手当総額は、586万5,000円であります。平成18年度においては、これらの支出はありませんでしたが、特殊勤務手当を廃止することにより、対象職員の給料月額を引き上げたことから、給料月額はもちろん、これを基礎とする期末勤勉手当の支給額に反映することとなります。

調整対象となった職員で比較しますと、平成17年度特殊勤務手当支給総額513万7,000円に對しまして、平成18年度の給与月額の引き上げ分と、期末勤勉手当への反映分を合計しますと、127万5,000円となります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問、木村君。

26番（木村建一君） ごみを出さない人はいないんですね。私はだからこそ、多くの市民の参加と工夫でごみ減量化に取り組む必要があるのではないですかという提案をしました。そうしたところ、お答えが、そのごみ減量化の対策委員会というか、そこで話し合いをしたんだということですけども、10人でしょ。その意見を、よせとはいいいませんよ、でも、みんながどういうふうにごみ減量化をするのか。それから、後ほどお話しする焼却場をどうするのかということは、これは全市民的な課題だと。今、市長は、このごみ問題、焼却場を含めて、行政と市民が一緒になってやらなきゃなりません、解決しなきゃなりませんと言いました。でも、一緒ってどういう意味ですか。今度の計画もごみ処理場建設の問題について一緒じゃないでしょう。提案をして、じゃあそれについて市民と一緒に煮詰めていって、そうしてできあがったんだったら初めて市民と行政が一緒になって作りましたということなんですよ。

でも、今、市長がやられていることは、私たちが計画を作りました。ぜひそれを実行してください。理解してくださいということではないですか。これでは、市民との協力という意味では何にもならないです。

そして、その具体的な例として、どういうふうにも市民との協働というのを考えているのかなど。その一たんは前の議会の中で答弁の中で出たのかなと思うのは、市民一人一人に聞くのはさも民主主義のようだが、市民の代表で決めていかないと物事が決まらないということ

を言ったんですよね。

それではお尋ねします。計画ができました、処理場計画の問題もちらちら出ています。まだそれは市民には公表していませんからね。ただ予定候補地だと。決まっていなからまたそれやると大変な問題になるんだけれども。具体的にお尋ねします。

1つ目。今、ごみ減量化計画をつくりましたということで、議会には出されました。これらの取り組みをどういうふうに取り組もうとしているのか。市民は知っているんですか。市民全体の問題だと言って、ごみ問題が市民全体ということになっているのかどうか。

それからもう一つ。ごみをどう処理するのかの基本計画つくって皆さんのご意見を聞かせてくださいということで、私、今日回覧板をコピーして持ってきていますけど。不十分だったというお話をしていました。反省すべき点があると。多いに反省してもらわなければ困る。何故か、12日間の回覧ですよ。具体的にいうと私のところに来たのが21日です。中身もよくわからない。ただ現状がこうなっていますよという話。

それからもう一つの手段としてインターネットで公表します。何人の人がインターネットを世帯で持っているのか。そしてインターネットを持っていてもそのアクセスしないと見れませんよね。アクセスしてもその伊豆市の中でまたそのごみ処理場計画というのを気づかない人は分からないんですよ。じゃ具体的にインターネット、インターネットすごく広くやられているような感じがするんだけれども、そういういくつもの越えなくちゃならない、見るためにはあるわけでしょ。首を傾げていますけども。

では、お尋ねしますけども、今、伊豆市でインターネット何世帯ありますか。ここまで聞きたくなかったけど、首を傾げていますから聞きます。そして、アクセスした人は何人ですか。分かりますか。そういう集計をやっていますか。そしてこれで市民の意見を聴きましたということでしょう。

私はそこにも市長の政治姿勢が出ているんですよ。市民代表だと。今回のそのごみ処理対策委員会。では、誰が選びました。市長でしょ。私が言っているのはみんながごみを出すんだから、皆で考えてもらわない限りはこの問題は解決しないんじゃないかと言っているんですよ。市民の知恵を出してもらおう。そこをしない限り絶対に物事は解決しない。

それからもう一つ、重要な課題となっている候補地の問題です。だいたい、疑問だと思っのがよくわからない。いわゆる準備会で公正・公立にやったんだから、それを疑うとはけしからんと言っている。でも市民はわからないですよ。特に候補地を選定されたとしてやった堀切を始め周辺のニュータウンの方や熊坂地区。なぜ、私のところに来たのということをしきりに聞いているじゃないですか。それに対してこういうと混乱する。

では、具体的にお尋ねします。繰り返しこれも言っているのは、焼却場は、新しい施設だから安全だと言っているんですよ。そうでしょ。最新式だから安全なんですと。ダイオキシンが出て、最初出ないと言ったんだけれどもトーンダウンして、ダイオキシンは出るけれども基準値以下です。健康には被害がありませんと言っているではありませんか。もしそ

ういうふうに主張するんだったらば、公表したって構わないんじゃないですか。安全な施設をこことこここに造りたいと思うんですが、皆さんいかがですかということなぜやらないんですか。安全な施設なんでしょう。どこにいったっていいじゃないですか。そんなに安全だというんなら。

具体的に本当に安全なのかどうか。私は、焼却炉の建設には、行政にとってみるんなら20数年とかそのくらい長いスパンの中で一大事業ですよ。そうすると日々繰り返される業務の知識の蓄積がないわけですよ。私もなかった。一生懸命勉強をさせてもらった。修善寺図書館へ行っていろいろな情報を得たりしてやったんですが。だから、結論から言いますと、安全安心を語るコンサルタント会社焼却場メーカーの言い分だけを聞いてそうしてやるというんでは不手際がある。

なぜかという、ここに陳情書を持ってきていますけどもいろんな意見を述べている。これで白紙撤回の意味わからないというのは、何でかなと思うのは、例えば候補地先にありきでしょう。おかしいのではないです。いっしょにやりましょうと言っているのに、先に候補地ありきというのはおかしいじゃないですかとこう言っているのではないですか。

それから、前にダイオキシンが24時間発生するのに安全だというだけの説明だけでは納得できないと言いました。具体的に言いましょ。では今、ダイオキシン濃度はどう測っています。今現在、280日ぐらい稼働しますよね。今度は連続運転だから、365日ですよ。今の国のあくまでも法律ですよ。法律の基準だとその約8000時間ぐらいですよ。365日で24時間やると約8000時間ですよ。その内の4時間サンプリングしましょうと言うことでしょう。それでオーケーですよ。

でも、ごみの蘇生ってそんなに簡単なものではないでしょう。ごみの量によって質によって水分によって変動していくんですよ。ごみ量というのは。焼却メーカーはそう言っています。私ここに焼却メーカーの3冊ぐらい本を持っているけど、安全な施設です。最新施設と言っているけれども、こういうところに疑問がある。だから私は焼却メーカー、コンサルタントに批判的な学者もいます。団体もあります。そういう意見もきっちと取り入れて、皆さんにお話する。そうしない限り、絶対に物事は解決しない。

今までのお話を聞いていますと、本当にもうダイオキシンは基準値以下で大丈夫です。じゃ、より具体的に今度話し合いをしたいと言うんだから。ダイオキシンは今言った方法で測っています。8000時間の内の4時間測って、大丈夫なんですよ皆さん、ということで説明会に望んでください。もっとダイオキシンそれから他の重金属も含めて常に変動するんですよ。焼却炉というのは一定の温度ですずっと保てるという条件ではないでしょう。焼却メーカーはそう言っていますよ。でも、他の批判的な学者はそういうように見てないんです。だからその辺をもっと検討して、もっと連続的にダイオキシン濃度、それからほかのいろんな有機の重金属。危ないものが出ているから、その辺も測ったらどうかと提案している学者もいます。

白紙撤回の問題について。何をやるんですかね。よく民主主義といえますね。ここに持つ

てきた陳情書。これは市長も、私たち議員も全員配られましたが、いわゆる関係住民と言われている堀切、熊坂、ニュータウン。全ての自治会の方が、区長がかってに、検討委員が勝手に白紙撤回を求めているわけではないじゃないですか。皆の意見を聴いて、代表して、皆の意見ですよということで白紙撤回をしてくださいと。もう一回出直してくれませんか。焼却場をどこにも造るなどは一言も言っていないですよ。どうですか。出直す、具体的に言いますと、私は解決の糸口は話し合いたい話し合いたいと言っても、相手が拒否している。じゃなんで拒否しているかもわからないで話し合いにいったって同じですよ。

私は、解決の糸口を示しているではないですか。住民もそうですね。この陳情書を読む限り。住民が今回の特に焼却場建設については蚊帳の外に置かれているから、候補地先に有りきでは駄目ですよ。安全、安全と言っていたんでは不安ですよ。その点はどうなんですかということ、安全への配慮を優先してやって欲しいと要求しているんですよ。だから、ごみを出す住民、事業者も当然この中にありますけれども、行政と一緒に、焼却場を含めて、今後のごみ処理どうしようかということを考えるべきではないですか。それが解決の糸口ではないですかと言っているんだけど。どうも全国のどこの行政もそうですけれども、こういう方針を決めたらビクとも動かないと。何を言われようが。住民の皆さんが皆の問題ですよ。だから皆で考えたい。そういう組織を作ってくれ。市当局が作った計画を、はいこれをのんでください、これについて一緒にやってくださいということに納得できないということ言ってるではないですか。

ごみ排出量についてもそうですよ。なぜ削減目標を5%にするのかよくわからない。説明を聞いてさっぱりわからない。市民が何をしているのか、今の答弁を聞いてわからないですよ。それでたまたま、時間の関係で災害ごみだけ言います。交付金対象だと。でも、万が一、今後施設規模を考えても、どうも90トンとか85トンが先にあるような感じ。

最後に、具体的にごみ減量化の問題について、ちょっとお話をしておきましょう。計画は、剪定枝も今度は燃やしますということですよ。沼津市は今まで燃やしていたのを、回収先でチップ化するという新聞報道がありました。逆の道を歩んでいるんですよ。伊豆市は燃すんだ。こっちは燃やさないで地球温暖化が叫ばれているときに、CO₂をいかに出さないかということの一環かなと思ったんです。伊豆市、伊豆の国市も含めてなのかな、今度新しい施設。何でも燃しましよという方針だと、温暖化に私はちょっと違う道を歩もうとしているのかなと思います。

最後のところは答弁は要りません。後でゆっくりお話したいと思います。

市長（大城伸彦君） 大分いくつか細かい点が、ご質問がありましたが、基本的に木村議員にご理解いただけたのは、市民と行政と一緒にやると。案を出さないと検討できないでしょう。じゃ私が市民の皆さん柏久保のごみ処理場がもう老朽化していますからどうしましよかと言ったら検討していただけますか。やっぱり行政としてはある案を出さなければいかん。

それから、その候補地についてもいろいろご指摘がありましたけれども、やはり、我々は、

我々の持っている知恵とコンサルの力を借りて幾つかの候補地から絞り込んだわけです。それで最終的に堀切地区が良いよと。良いと言う理由は、地理的に良いよと。排出されるごみは住宅の密集のところから出ますよと。それから運搬費用、運転費用なんかも考えると、将来的にこの辺が良いんじゃないでしょうかと。それでそういう説明をしました。したところ、候補地を全部出せと。全部出してまとまると思いますが。私は候補地を全部出してまとまらないと思う。見解の相違だと思います。

ですから、一つの案を出しました。そこをもっと徹底的に検討をしていただいて、はっきりだれが見てもこれはだめだよということなら、次のところへ行く可能性はありますけれども、今のところ、ただ、その最初に候補地ありき。選定した理由がわからない。それから、ダイオキシンが出る。ダイオキシンは出ます。出ますけれども、その規定値よりも十分低い値です。ぎりぎりではないですよ。ですから余裕があるわけですよ。4時間どうか。お金をかければずっと測る方法もあるかもしれません。もっともっと頻繁に、もちろん経費がかかりますよ。ダイオキシンについては何回も言っています。柏久保のところでも古い施設ですがダイオキシンを管理しています。どうなんですか、もう20年もやっているんです。ダイオキシンの被害って出たんでしょうか。はっきりした。そういうところもやはり実績をですねご理解いただきたいなと思っております。

私はいくつか言われたんで全部メモしてなかったんで答えられません。補足がありましたら市民環境部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 市長の言ったとおりでありますので、私の方からは特に補足はないわけでございますけれども、一つ具体的におっしゃっておりますので、どうするかということでございますが、一つには、ダイオキシンが4時間だけ測って、それで地元に行ってこいというお話しでございますが、それはそれといたしまして、毎日測れということであるならば、測定ですので測れますので測ります。しかし、2億からかかります。365日の運転ではありませんので、24時間フル運転というのは国で定めてあるところの280日でございますから、それを毎日測ればダイオキシンは測れます。1億8,200万円から2億円かかりますので。

だけでも、どこでも測ってないという現実があります。全く無意味だからです。測ることがナンセンスだから測らないということで、他は測っているところは一切ありません。もしこれに変わるもので測るとするならば、その中で一番ダイオキシンに影響するところの一酸化炭素濃度等については、その玄関先でメーターを毎日市民がそこを通過するときにいつでも見れるというような施設もありますので、そういう方策はこれから市民とのお話の中で考えられるということをご理解を願いたいと思います。

したがって、ダイオキシンを毎日計るといようなことは、考えていないと。しかし、どうしても測れということであるならば、その毎年2億円をつぎ込んで、まったく無駄だと私

はと思いますが、そういうことも可能ということの道はあろうかと思います。

それから、白紙撤回のお話ですがいろいろある中で、木村議員もご指摘のありましたところのダイオキシンが24時間発生するのに安全だという説明だけでは納得できません。だと思います。私たちが説明しているんですから。私たちのことは納得できないと思われま。だからこそ、だからこそです、ここからが問題ですが、だからこそアセスメントやれば、アセスメントをやればダイオキシンがどこに最大着地点があるかということまで出てきます。その最大着地点が、どういう濃度で出てくるかということもあります。出てきます。そういうことは、今の衛生センターでもやっておりますので、常識的にやりますので、それまでやらせていただければ、どこにその最大着地点が現れるかということでございます。それでその最大着地点の濃度がダイオキシンの濃度が私たちの体にどう影響を与えるかということまでご説明またお示しができます。それを判断していただきたいというふうに申しているところでございますので、ぜひ木村さんがそこまで言うのであれば、そこまでやらせていただきたい。そうすれば、その中で白紙撤回ということであればそれはそれで、皆さんも十分ご理解していただけると。

ちなみにこれも余計ごとではございますが、木村さんにもご説明してあるかと思いますが、市長もお話したように、衛生センターの中でそういう調査をしております。今、私たちがこの会場にいるのも0.034から0.04のダイオキシン濃度を皆さん全員が吸っているわけです。これは日本国の平均値でございます。ですから日本の平均値ですから、ここで私たちが息を吸っているときにも、0.04ピコグラムのダイオキシンを皆さんが吸っております。私たちがこれからつくる施設のダイオキシン濃度がどれくらいかと言いますと、これは現実の測定値でありますけれども、伊豆市内の中で一番先端ではありませんが、伊豆市内の一番新しいところの土肥・戸田衛生センターのところが、ダイオキシンが煙突から吐き出される濃度が、0.001ナノグラムでございます。それが、地上に降りてくるときには26万分の1で降ってきますから、それが0.0000001です。

もう一つ話をしますと、それはナノグラムからピコグラムに変わっておりますので1兆分の1になるということは理解していただきたいと思います。基準値はいくつかというと0.06ピコグラムでございます。皆さんが吸っているのが0.03から0.04ピコグラムでございます。

もう一度繰り返しますが、衛生センターで地上に降ってくるであろうという想定がされるところについては、0.000001ピコグラムでございます。基準値が0.06ですから、それだけ離れているわけです。従って、そういうようなものの安全が確保されておりますので、どこの衛生センターでも市長が言うように安全に操業がされているということになりますのでご理解をいただければと思います。まだもう少しありますけれども、これで終わります。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） いろいろとお話されましたが、数字的なことをずーっと言うとなかなか市民の皆さん理解できないし、少ないからいいんだという基準値以下、それよりさらに

少ないんだということなんです、繰り返しますけれども、私は毎日測れとか言っているのではないんです。具体的に、今、提起しているのは今度稼働する予定のダイオキシンの測定は365日、約8000時間の内の4時間を測定して大丈夫だという結論を出しますので、ぜひ住民の皆さんご理解をいただきたい。その測定も結局は、その測った結果としての時間の4時間測った結果として公表しているわけでしょう。その点は、住民の合意を得られるのかどうかということを含めて。

それから、最後にどうもわからないのが、私は修善寺図書館に行って、両方の意見の本を読ましてもらって、聞いてきました。こういうものもあります。風向きの問題。今言われた、煙突から風が流れた、ずっとやりますよと。これも一つの資料として市民の皆さんにご提示していただきたい。

伊豆市地域新エネルギービジョンというのがあります。この中で、風の速さ、年平均速度。これは絶対危ないとか危なくないとか言うのではなくて、それを市民がまた判断する一つの材料を提供してください。一番風が吹かないところ、年平均30メートル基準やっていますけどもね。これデータ出ているんだけど、今風が一番吹かないところが建設候補地なんです。市長あとで見てください。それが良いかどうかということは、もっと専門的に考えてください。でもここは一番風が吹かないところです。今言われたダイオキシンが出て、ずっと滞留していると時間当たりとか云々ということでは基準値以下でしょう。一つ考えなければならぬことは、ダイオキシンというのは蓄積してくるんです。そのダイオキシンが半減するのに、何十年もかかるということでしょう。

だから、私は最後に質問します。その点はいいです。安全だという根拠というのは、どこから得た知識ですか。環境省ですか、コンサルですか、ごみ焼却場のメーカーですか。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 安全だという根拠でございますが、先ほどもいいましたようにそういうような数値、それから私たちが操業しているところの衛生センター、それからもう一つ、土肥・戸田の一組の操業等の今までの過去のデータ等を見ますと、全て安全性がクリアされていると。

もう一つは、今の最新のデータからいくと、先ほどご説明したようなデータになるというように、それを国の指針に照らし合わせてみて見ますと、そういう結論に達しているわけでございますが、さて、その掘切についてまた周辺地について、なお安全策を考えなければなりませんので、アセスメントをしてどこが危険であるのかないのかという結論をしていきたいと思っているところでございます。

それからもう一つ、私はそのデータを知りませんが、風がない無風な地帯だから危ないということは全くの逆でございます。私が素人的に言いますので、専門的にはもっと調べていただきたいですが、煙は風がなければどんどん上がっていくわけですよ。煙は風があれば横になびきますよ。風がなければ上に行きます。そうすると拡散の面積が多くなるわけ

です。上に行けば行くほど拡散の面積が多くなる。横になびけば拡散の面積は少なくなるわけでしょう。だから、拡散の26万分の1に薄まるのはそういう風のないところが一番安全だということでございますので、ご理解をいただけたらと思います。よろしいでしょうか。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 柏久保保育園、理解されたと思いましたがということですね。根拠は何も示されていないじゃないですか。

で、4月入園時に説明したと。その前の方はどうしましたか。7割の方がわからないです、もっと話し合いをしてください。それでも民営法人選定すれば、そうやれば一步前に進むんです。そして民営法人選定に移りました、民営法人選定委員会に出席してくださいということていくつかの保護者に、何人かの保護者に依頼しました。

確認します、7割の方が民営化を待ってくださいよと、繰り返すけれども、反対とは言っていないでしょう。それがよくなったという確認は、市長はどこでしましたか。ここまで事実ですね。みんなの意見が7割だよと、いやというか、ちょっと待ってくださいと。

次に問題なのは、民営法人選定委員会に出席された肩書は、父母の会会長だったんですが、この方はこう言ってますよ。私、保護者の一見解の立場でお話しします。そして、文章でもそういうことを言っている。なぜか。民営法人選定の中身をどうするか、保護者のみんなの意見を聞かないで行ったんですから、市はそれをどういうふう解釈したか。違いますと、一個人であっても、今までずっと保護者代表としてやっていたから、保護者代表と見ました。だから保護者の意見を聞いたんです。それはあなた方の勝手な解釈です。

もう一度言います。民営賛成ですか、反対ですか、わかりませんと。7割とったところまでは、保護者の父母の会会長、みんなの総意に基づいて市長に出したんです。それ以降は個人的見解です。何も取ってない。それでもあなた方は民営法人を進めていった。そういう理解でいいですね。

その次に、民営化によって市全体の保育の向上が上がるのかということをお尋ねします。

一つ、民間のメリットで市は保護者に、市立保育園では保育士の割合が高くて、より活動的な保育が可能となりますということを説明しています。公立の保育園では、保育士の退職者を補充しないで新規採用も控える、もしくは採用しないということていいですね。

そうすると、公設の若い保育士は年月が経つにつれ、段々段々いなくなってしまうでしょ。そうすると、若い保育士がいなくなるんだから、活動的な保育士がいなくなっちゃうんですよ。メリットの中に。だから、私は全体の伊豆市全体の、民間も含めてですよ、どうしてもやりたいというのだから、伊豆市全体の保育をどうするのかという方針がありますかと。そこをつくっていかないと、民営がいいんだとか悪いんだとかならないでしょう。

それから、ちょっとこれプラスして話します。財政問題が少し出ましたから、昨日の一般質問でこんなこと言っていましたね、財政問題について、市の資料による報告では、民営化

すると1,400万円削減できます。

昨日の一般質問の中で、乳幼児の医療費の自己負担の軽減措置の問題が少し議論になりましたけれども、このときに、全体の財政を考えて欲しいと。確かに、乳幼児医療費の自己負担の年齢を引き上げることに、自己負担の年齢を引き上げることによって、市の財政負担は減るのだけれども、そうは言っていない。市全体の財政を見ていただきたいということでしたが、片方では財政が厳しいからと言っているんですね。

片方では、民営化すると1,400万円削減になりますよと、自分の都合で使い分けしているのかなと。市民に対して。どうでしょう。

それからもう一つ、保育指針に基づいてと言っていますけれども、15年度に内閣府が示した保育の質がありますね、それについてどう評価しているか、明確なお答えを願いたい。そうしないと、いわゆる時間的な問題だけで、保育がいいだとか悪いだとかになるんですよ。やるのは保育士でしょう。人間がやるんですよ。人が子供を育てていく。あなた方がこの民営化について一番足りないのは、子供たちをどうするのか。子供たちと保護者の気持ちに沿ってやる、当事者である保護者の意見を聞いて検討するという姿勢が、残念ながら全くないんです。だから不安がっているんですよ。

6月に法人決定すると言っていますが、もう一度保護者の話し合いをして、市当局の都合ではないですよ、保護者の都合を聞いて、きちっと話し合いをするという場を持ちませんか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 一応の理解をしたということを含めて、健康福祉部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

答弁は簡潔にお願いします。

健康福祉部長（内田政廣君） 何点があったと思いますけれども、最初の点につきましてはですね、3月の議会でご説明申し上げましたように、一個人として出席というお話でございますけれども、確かにその場で本人はおっしゃっていましたが、皆さん方のアンケートを集計して、その中の個人の意見ではなくてそのアンケートの中の意見をおっしゃっていただいたので、そのことも含めて、個人だけの意見ではないと、そのように解釈をしたところでございます。

そして、その先ほど市長が申し上げました、一応の理解ができたという部分でございますが、4月になって新たに入園された方と従前のもので、1歳年が上がって園に残られた方も含めての中での話し合いの中で、おおむねの理解が得られたと、そのように解釈しております。

実際、保護者の方々も、よい保育園をつくっていこうという、そういうことでの新しくア

ンケートを、反対ではなくて、よい保育園をつくっていきましょうというアンケートを取っているという事実もございます。

それから公立とです、民営化することによって、市全体の保育の質が上がるかということでございますけれども、私は上がると思いますか、向上すると思います。と申しますのは、保育園というものはですね、ほとんどその保育士との関わりの中でのこと、これが一番重要でございます、公立の市の職員、市の保育士と、それから私立の保育士がですね、新たにそこに私立の保育園ができることによって、かなりの刺激が起きてまいります。この前の民営化の関係の中でも、今回の民営化計画の中で、公立の園長たちの意識も随分そういう点で変わってきております。そういった点でも、民営化を一つつくるということは、全体での保育の向上にはつながると、そのように思います。

それから経費の削減の問題でございますが、柏久保保育園で試算しますと、約1,400万円の、財政的に補助金が入ったり、それから職員の削減の問題の中で、軽減ができるというお話をしましたけれども、短期の場合ですね、来年とか再来年とかは確かに、1,400万円すぐに浮いてくるというお話ではございません。少し長いスパンの中で、そういう軽減の状況になっていくということでございます。

それから内閣府が示した、アポイントサービス上の現状と課題ということでの報告書でございますが、これはですね、昨年、第3回の保育所民営化懇話会の折に、一つの勉強材料として、題材として討議をいたしました。1回かけてこの中で討議をして、話し合いを持ちまして、それでやはりこれは民営化がいいという結論になった次第でございます、懇話会の中でも勉強させていただいた課題でございます。

それから、保護者との場と申しますか、そういうものについてでございますが、再々申し上げましているように、法人が、ちょっとその資質が落ちるといふか、そういう場合でしたら市長が、民営化しないと言っているわけでございます。幸い、今3つの法人が手を挙げていただきましたが、いずれの法人も非常に優秀な法人でございます、一安心しているところでございます。

保護者の方に、最終的に市長が判断する前に、経過の説明の機会と申しますか、選定の委員さんからの答申後に、市長が決定する前に、経過的な説明をする機会を持ちたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） より活動的な保育が可能となりますというのだけれど、それはどうなんですか、だから市全体の保育の全体像を示すべきでしょうということを言っているんですが。保育の方針。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） ちょっと木村さんの言っていることの意味がわからないので

すけれども、伊豆市全体の保育の方針ですか。

〔「そうです、あるんですか」と言う人あり〕

〔「高齢化……」と言う人あり〕

健康福祉部長（内田政廣君） 高齢化ですか。

市長が飯田議員のときに答えておりますようにですね、一遍にすべて民営化するわけではございませんし、今の伊豆市の保育士の状況もですね、それほど年寄りばかりございませんので、そういう意味で、急に年寄りばかり伊豆市の公立の保育園があるという、それはちょっと。

そして、今、非常勤の保育士が、ほぼ半分近く入っております。二十数名の非常勤の保育士が入っております、ここらのこととのバランスも考える中で、それほど高齢になるとは思いません。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 後1分。まとめてください。木村議員。

26番（木村建一君） 自分がメリットとして書いた、メリットとしてうたいあげた法人をきちっと理解してくださいよ。急に歳食うとか、僕は何も言っていないよ。若い保育士の割合が高くなるんですよと言っているんだから、公立だとどうなるんですかと聞いているんですよ。民営だとそうなると言っているんでしょ。

勤務評価について、まだ決めていないと、なんだろうなと思う。私は、結論から言います。無理です。人事評価やるというのは、なぜか。前も言いましたが、市民サービス、たくさんの分野で仕事をしているんです。これをどうやって評価するんですか。この高い評価って何ですか。極めて大きな経費削減、収入の確保に極めて大きく貢献することが高い評価になりますと。

最後に、特殊勤務手当の件について、いろいろ計算しました。一人当たりになると、結果として、ごみ処理職員は、プラスマイナス20万円減額、し尿処理職員は11万7,000円減額ですね。資料によると。これがあなた方がいう、調整したという中身でしょうか。

しかしながら、給与は他の職員も上がっているんでしょ。同じ職員でありながら、こんなに給料が下がった職員はいますか。1割ですよ。これだけ減って、生活にどう影響するのか、私は考えるべきだと。本当に現場の職員の生活をきちっと見ていくという立場で調整したのか。これだけ差が出ても、調整したというのかどうか。いいならいいと言ってください。これで調整したと。1割も減った、20万円。12万から20万円減っても調整したということで理解していいですね。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 総務部長から答えさせます。

総務部長（平田秀人君） おっしゃるとおりでございますが、給与への反映が、全くイコー

ルで手当での廃止分が給与に反映されていないという分はあろうかと思えます。

昨年の、いわゆる特殊勤務手当の制度の廃止の中で、本来支給すべきでなかったという手当についての見直しを行ったという形でございますので、全く生活給をそのまま保証する調整とはならなかったという点でご理解いただきたいと思えます。

26番（木村建一君） 勤務評価、高い評価ってどういうことですか。2つ挙げましたが、こういう方針に基づいて評価します。高い評価とは何ですかと聞きました。極めて大きな経費削減、収入の確保に極めて大きく貢献すること、これが高い評価になるんですかというお尋ねです。市長どうでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 高い評価という意味ですが、やはり、その仕事に対してまず成果が上がった方、それから前向きに取り組む方、それから努力する方、そういうことをやはり評価すべきだと、私は考えています。

そして、その評価の仕方ですが、これは民間会社やいろんなところで評価基準を作っております。そういうことを参考にすれば、行政でも私は十分できていると思っています。そうすることが、やはり少ない人数で充実した行政をやる基本になると考えております。それが高い評価という意味だとございます。

議長（堀江昭二君） これで木村議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月21日午前9時30分より再開いたします。この席より告知いたします。

本日はご苦労様でした。

散会 午後 0時33分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第46号～議案第48号の質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第46号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）、日程第2、議案第47号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第2回）、日程第3、議案第48号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）の3議案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

議長（堀江昭二君） 質疑の通告がありますのでこれを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第46号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について質問させていただきます。

合併市町村地域資源活用事業補助金500万円、地域資源活用事業補助金500万円。特にこれは対になっているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

狩野川記念公園グラウンド管理事業25万円。どこを修繕するのかお聞きしたい。

以上、事業内容の説明を伺いたい。

議案第47号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第2回）償還金の説明をしてください。

議案第48号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）、修繕料、減額100万円。ボイラー取替工事440万円、管理状況、使用場所、目的、メーカー等説明を求む。説明をしてください。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁を願います。

議案第46号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） 森議員さんのご質問にお答えいたします。

この件につきましては、初日の議案提案の段階でご説明したとおりでございます。基本的には、この合併市町村地域資源活用事業補助金並びに地域資源活用事業については対になっているということでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山本準次君登壇〕

教育委員会事務局長（山本準次君） はい。

狩野川記念公園の西側の外灯が5箇所ございます。この外灯の配線が樹木でこすれて不具合となっております。これは再び修理いたしましても、やはり樹木にこすれますので、フェンスに架線をして修繕をすると、こういうような工事内容でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第47号、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 資料につきましては、42ページをお願いいたします。

老人医療事業は、毎年決算の黒字だとか赤字について、次の年度で精算する仕組みとなっているところでございます。

平成18年度は、前年度に引き続き、375万3,245円の赤字決算となり、この赤字部分について不足していた国の負担分が、平成19年度に交付されるとともに、過剰となっていた社会保険診療報酬支払い基金からの交付金、県の負担分及び伊豆市負担分について返還をするものであります。

償還金の内訳につきましては、18年度に過剰となりました社会保険診療報酬支払い基金からの医療費分交付金の返還分686万7,916円及び審査支払い事務費交付金の返還分18万3,599円並びに県からの医療費負担金の返還分181万9,540円の合計となっているところでございます。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第48号について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、議案第48号についての質問にお答えいたします。

まず、修繕料100万円の減額でございますが、当初予算でボイラーそれからろ過機の修繕が見込まれておりました修繕料165万の内、100万円を工事費に振り替えるものであります。また、ボイラーの取替え工事440万円でございますが、ボイラー2基の取替え工事費です。今回、取替え工事を必要とするボイラーは、浴場のシャワーそれからカランの温泉を加熱するボイラーです。このボイラーは、当初、上水道を加熱して供給しておりましたが、現在は、温泉を加熱しております。温泉とは言いましても、加熱をしないと34度ぐらいになってしまいま

すので、ボイラーの設備は必要となります。設置場所でございますが、劇場ホールのある棟の4階の屋上に設置してございます。そのため搬入にも、駐車場から大型のクレーンを使って設置しなければなりません。

管理状況でございますが、業者にメンテナンスの委託は行っておりません。以前、業者にメンテナンスの見積を取ったところ、2基で年25万円ぐらいでございました。業者と相談いたしまして、異常や普段と違う音などが発生したときに、連絡し対応すればいいだろうというようなことで、管理を行ってまいりました。現状のボイラーのメーカーは株式会社平川ガイダムという会社で、設置業者は株式会社中部コーポレーションという藤枝市の業者でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問をさせていただきます。

議案第46号の再質問をさせていただきます。

この予算の歳入歳出は705万円ですよね。それで、基金の繰入金で1,100万円減額になっていきます。この基金というのは財政調整基金5億円だと思うんですが、まだ予算が始まったばかりなので、この財政調整基金5億円というのはあるのかなのか、その辺を確認したい。

それから、1,241万6,000円の繰入金がありますね。この繰入金と基金の繰入金を合わせると、これは基金の取り崩しと考えていいものなのかどうなのか。もう一つ、繰越金63万4,000円というものはどこから出てきたのか、まず確認をしたい。

それから、地域資源活用事業補助金。一応、先の本会議で説明はあったようには受け取りますけども、実際問題、どういうことを、どのくらいでやるのかということは、さっぱりわからない。それを詳しく説明していただきたい。項目ごとに説明をいただきたい。金額、内容もお聞きしたい。

天城温泉会館特別会計繰出金180万円。ボイラー取替えということですけども、お話では屋上であって、相当大掛かりということになりますけども。3ヶ月前の議会では修繕ということだったですね。今回は取替えだと。わずか3ヶ月でそんなに変わってしまうのかどうか。もっと違うもんだ、と言われればそれまでですけども。その辺を説明していただきたい。

それから、外灯5基、修繕。これは外灯5基と言われただけで私はわかるんですけど、どの5基なのか図面ぐらいくださいよと言ってあるんですけど、そういう気はありませんか。お伺いしたい。

議長（堀江昭二君） 議案第46号について、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 最初の基金関係についてはですね、こちらの通告書にはございませんので、お答えは控えさせていただきます。

なお、合併の地域資源活用事業につきまして、詳しく知りたいということでございます。内容的には、前回の提案したときにもご報告いたしました。まず、その大きな事業の目的

ですが、基本的に海のなかった住民とウミンチュウ、海の人ですね、の交流体験をしようと。要するに、市民を対象とした事業、ソフト事業をやろうということでございます。

まず1点目として、砂浜体験事業それから土肥の歴史散策事業、トビウオすくい体験事業、それから防潮堤の色づけ事業というような、4つのプログラムから成り立っております。事業内容のきちとした段階での収支計画はできておりませんが、大きくは、ナマコ壁の色づけ指導あるいはペンキ代、こういったものが一番大きい金額になっておりまして、概ねそれがこの事業費の半分250万程度かかるのではないかと見積もられております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次の議案第48号について、観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 当初予算では、修繕費で足りるというようなことで、当初計画しておったわけですけども、ボイラーから水が漏れるというような形になってしまいましたので、今回取替工事に変更するものでございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） まず議長さん、いいんですか。通告書にないから説明できないなんて。そんなことで。これは予算の全体構造を、今、聞いているんですよ。

その余った結果が705万円でしょう。基金の取り崩しが1,100万円あるんです。その他に収入が1,241万6,000円ある。そういう大きな資金の流れがある中で、705万円という支出が出てきているわけですね。

ちゃんと答えさせてくださいよ。

再々質問に入る。

水が漏れたから、ボイラーから水が漏れるなんてのは、日常茶飯事なんです。自分たちで止めようとする行為が全くないんだね。中には、私職員何やっているんだってよく言うんだけど、この間、下水の説明を受けた時なんかは非常に良くやっていた。ちゃんと補修用資材もそろえてある。工具もちゃんと管理している。工具の管理状況なんてものは、いわゆる最先端と同じように僕は判断している。ボイラーの水が漏れた。基本的にはネジを増し締めすれば止まるんですよ。そんなのは。やってみなさいよ、まず自分たちで。昨日あったガス爆発。やっぱり自分らでやってないからあのようなになるんですよ。100万円の修繕料でできるんですよ。

どこが100万円できると見積もったんですか。まずそれを聞きたい。

このボイラーの仕様はどうなんですか。ボイラーと言うことですので説明があったように、当然お湯を沸かすということだったと思うんですが、どのぐらいの容量のボイラーなんですか。

修繕の100万円はどこで見積を取りましたか。440万円見積をどこで取りましたか。それをお聞きしたい。

狩野川記念公園グラウンド、これは外灯はそのままなんですね。配線だけ替えるんですね。

それを伺いたい。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 3点ほど質問があったかと思えます。

これは取替工事を実施しないと、電気料だとか温泉の量に非常にロスが出てくるというようなことをごさいます。それから職員で修理をしたかどうかということをごさいます、業者にも修理ができないというのに、職員ができるわけがごさいません。見積の業者につきましては先ほど言いました、平川ガイダムという会社でございます。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 照明器具の取替ではなくて、先ほどご説明いたしました、架線と樹木がこすれてという原因になりますので、再び同じように修理いたしますと、カバーという工法もありますが、修理いたしますとまた再びなると、樹木の剪定作業にも多少は邪魔になりますので、一部、架線を埋設それからフェンスに据え付けます。そうしますと裸ではちょっと難しいわけですので、管等を通して配管すると、こういうようなことになります。照明器具も具合が悪いところがあれば、取替はいたしたいと思えますけれども、主に架線の工事であるというふうに考えていただきたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 次に議案第47号。

10番（森 良雄君） 議案第47号 平成19年伊豆市老人保健特別会計補正予算について、再質問させていただきます。

これは国から2,129万4,000円いただいていると。それで償還金886万2,000円を県に返還すると。そういうことですね。この辺の関係はどうなっているのかわからないので教えてください。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 先ほど説明しましたように、老人保健事業は毎年度の黒字、赤字について、次年度の年度で精算をする仕組みとなっているというようなことで、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） この償還金についてお聞きしたいんですけど、今年度はもうこれで終わりですか、それとも、まだ出てくる可能性があるものですか。お聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） この補正で精算するものでございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

お諮りいたします。

本3案については、会議則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議案第46号について反対討論から行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森良雄君登壇〕

10番（森良雄君） 10番、森良雄です。

議案第46号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について反対討論をさせていただきます。

まず、今の議会でありましたように、十分な説明がされたとは私は思っていない。この補正予算は、老人保健特別会計繰入金1,241万6,000円、繰越金63万4,000円、合併市町村地域資源活用事業補助金500万円、合計1,805万円の歳入があるんですね。

歳出は、地域づくり推進事業500万円、天城温泉会館のボイラーの交換に180万円、狩野川記念公園グラウンドの外灯の修繕に25万円。合計705万円の算出なんです。正直言って、狩野川記念公園の補修をやってくれるということは大変ありがたい。しかし、私は再三この補修をね、一体どこがやってくれるのか調べて、やっと1年がかりでですね、これね、そういう状況であったということを指摘しておく。

さて、地域づくり推進事業500万円。今の説明ではさっぱりわからん。もっと詳しく説明しなさい。さて、収入と歳出の差額1,100万円は何に使われるんですか。何の説明もない。何にも使われていない。この1,100万円は、財政調整基金として保全しておくべき財産ではないんですか。会計管理者、財政調整基金の5億円は今どこにあるんですか。ないんですか。地域づくり推進事業の500万円は、500万円の補助金がついたから算出されるものと思います。歳出について、しっかり説明してください。資料ぐらい出しなさい。何にも持ってこない。

ボイラーの交換の必要性。まず自分らでやってみなさい。なぜできないんですか。たった100万円の修繕料じゃないですか。100万円ぐらいの修繕ぐらい自分でやってみなさい。自分の車で100万円位の修繕を自分でやる人だっているんですよ。これは、大切な財政調整基金を使った修繕なんです。わずか3ヶ月で440万円に跳ね上がっているんですよ。未だに16年の台風22号の被災復旧もできない、我が伊豆市で、もっとも復旧をしようともしていない。到底、認められる予算ではありません。

反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、議賛成討論を行います。

25番、遠藤正寿議員。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 私は、平成19年度一般会計補正予算（第1回）について賛成討論を

行います。

ご承知のとおり、伊豆市は平成16年4月に合併をいたしまして、海のない修善寺地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区は、天城山系また達磨山山系を自然を売り物にしておりましたし、また土肥地区は駿河湾に面した海をメインにアピールしてまいりました。それぞれの地域が互いに交流があっても、海というものを身近に感じることはなかったように思います。この合併を機に、合併市町村地域資源活用事業は、海のなかった住民と土肥地区の交流体験を目的とし、合併後初めて、海の地域と山の地域の交流事業であります。3年を経過した今、旧4町が合併した喜びを再確認するこれからの伊豆市が、より一層、一体感を醸成するものと思っております。

また費用につきましても、全額、地域活性化センターからの補助金で賄われると聞いております。この財源内訳を見たとおりでございます。この事業を契機に、伊豆市の市内の交流がますます活発な地域交流が広がっていくことと思っております。

また、この補正予算第1回は、緊急性並びに平成18年度事業の精算に基づく補正を基本につくられております。老人保健会計よりの精算繰入、また天城湯ヶ島温泉会館特別会計への繰出金、狩野川記念公園等のグラウンドの防犯灯の修繕といった緊急事業に対応した補正予算でございますので、ぜひとも、皆さんのご判断で賛成していただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 次に、議案第48号について、反対討論から行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 議案第48号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）について、反対討論をさせていただきます。

この予算は本当に必要なのでしょうか。予算がついたからボイラーを取り替える。伊豆市では、市道31338号線は未だに台風で被災したままです。流されたままです。市長は災害復旧の責任を果たしていません。市民が、市民の力で復旧させたところもあります。市長は、災害復旧の責任を放棄しています。ギブアップしましたか。その一方、十分な説明がないまま、ひょっとして違法な随意契約が行われるんじゃないのでしょうか。ボイラー修理に440万円の支出を認めることはできません。これは100万円で、修理が可能なんではないんですか。

自分たちで補修できないのでしょうか。この施設の管理は、聞いたところでは、どうもしていない。この間は確か錆びたと言っていたんですね。きょうは水が漏れる。そのたびに言うことが違う。違法な随意契約が行われないことを祈って、反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に賛成討論を行います。

21番、大川孝議員。

21番（大川 孝君） 21番、大川孝。

議案第48号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）につつまし

での賛成討論を行います。

まず、340万円の補正でございますが、一般会計からの繰入金として180万円、それから前年度からの160万円、合計340万円ということでこの使い方につきましては、49ページにございますとおり、ボイラー2基分、新品の取替え工事費440万円となっております。440万円の支出だと100万円足りませんが、19年度当初予算の方の205ページで、修繕費として165万円が計上してあります。その修繕費から100万円を用意するという事です。早く取りかえないと今でも水、灯油、電気料がふえて、非常に経費が加算しているようでございます。

こうした中、この施設に当たりましては、かねがねその運営についてはいろいろと議論がございまして、メンテナンス等もですね、やはり自分たちでできる軽微なものにつきましては、体得をして、やって少しでも経費を節減するということも大事でございます。

昨今の温泉ブームで同業者も多い中、単純な温泉入浴ばかりでなく、予防医学的な温泉療養を兼ね備えた施設で、伊豆市のウエルネス産業の一翼を担う事業所として、発足間もないですが利用ファンもふえているようです。温泉入浴、運動、健康食、自然体験等通じて若い人はもちろんのこと、特に多くの中・高齢者に利用していただくことも医療費の軽減につながるものと思います。レストランも直営になりまして、メニューも健康食に気を配り工夫されているようです。

ただ、今後も懸念されることは、いかに多くのお客さんを呼ぶかということ。職員は、死に物狂いで、親方日の丸的な考えを捨て、意識改革をし、PRの仕方や抜本的営業力の見直しなど奇抜な集客方法を行うことが大事です。

お客様の行列を期待して、賛成討論とさせていただきます。

議長（堀江昭二君） 以上で、討論を終了いたします。

これより分割採決をいたします。

まず、議案第46号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第2回）を採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次、議案第48号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号の質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第4、議案第49号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議がありませんので、よって委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第49号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号、議案第51号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第5、議案第50号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてと日程第6、議案第51号 伊豆市指定管理者審査会条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本案については、本定例会の初日に上程され、総務常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 18番、塩谷です。

ただいま議長から報告を求められました、議案第50号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について及び議案第51号 伊豆市指定管理者審査会条例

の制定について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、市長より、指定管理者制度を導入し、現在良い方向へ進んでおりますが、施設は市のものであり、すなわち、市民のものでありますから、これを正しく運営するために常に監視し、修正すべきところは修正し、指定管理者に対し意見を申し述べるところは申し述べ、改善し、よりあるべき姿、市の施設としていい姿になるようにしていくことが必要であろうと考えますとのあいさつがありました。

引き続き当局からの補足説明がありました後、質疑を行いました。

当議案の審議において、質疑のありました主なものでございますが、まず、委員より審査会での審査結果は議会報告をするかとの質問に対し、この審査会は市長の諮問機関なので市長に答申する形になります。市長がその段階で、今現在の会社あるいは法人が適正であるかないか、次の時に公募するのか、公募によらないで、さらにこの事業者継続してやっていただくのか、そういった資料になります。いずれにしても、行政報告なり、何らかの形で、報告されるということになりますとの説明がありました。

次に、委員より審査会委員の選定に当たり、市長が、他に委嘱あるいは任命してある委員会の委員とダブらない方法が良いと考えるがその辺の配慮はあるのかとの質疑について、経営のことなので専門的なことが絡みますので、有識者でないと難しいと思います。今考えている市民委員というのは、商工会長さんとかそういった方をお願いしようかと思っておりますので、そういう部分では、多少ダブるかもしれませんがとの答弁がありました。

さらに委員より、指定管理者の審査は毎年行うのか。期間を定めてあるのか。との質疑について、指定管理をする場合には、協定を結んであります。その協定書の中に毎年、決算報告書とか、事業報告書等の提出義務があります。ただ、実務的に見ると、安全面のチェック体制とか、本当にサービスが良かったのか悪かったのか。そういった部分でのものはないわけでございます。指定期間は、施設により3年、5年、10年のものがあります。例えば、指定期間3年のものは2年目に評価をし、それでいいという場合は、翌年公募しなくてもいいわけですが、駄目となったときには仕事がなくなることになるので、早目にある程度の方向を出し、対応していくしかないと考えます。また、件数がたくさんあると、実際問題、担当部局の評価、あるいは幹事会の評価としても、仕事の質が下がってしまいます。極力、余裕を持ってやるということになると3年、5年のものについては、第1次、第2次の評価を行い、審査会にかけて、ご了解をいただいたほうが良いと考え、今回こういう評価体制を策定いたしました。なお、指定期間10年の地区集会場関係については、もうある程度、地区のものでございますので、その協定書に基づくチェックだけを担当部局がすればよいと考えますとの答弁がありました。

以上の審査経過を得まして、討論採決を行った結果、付託されました議案第50号及び議案第51号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第50号及び51号についての報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、総務委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出をお願いいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時17分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまから議案第50号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についてと議案第51号 伊豆市指定管理者審査会条例の制定についての質疑、討論を行います。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第50号と51号について質問をさせていただきます。

委員長の説明ですと、指定管理者について相当詳しい論議がされたと思うんですけども、施設とか管理期間等、ちょっとわからない面がありますので、どういう施設を何年ぐらいして管理させるのか、そういうのがおわかりでしたら教えていただきたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

総務委員長。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） お答えいたします。

これについては、総務委員会で資料を見せてもらいまして、皆さんご承知のとおり、議員控え室の方に指定管理者の場所とか、契約年数とかが書いたものが提示してありますので、後ほど、見てもらいたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

26番、木村建一議員。

〔 26番 木村建一君登壇 〕

26番（木村建一君） 議案第50号、51号、一括して賛成討論を行います。

一言で言って、指定管理者の制度をどういう風に変えていくんだと、改革の提案というふうに私は受け取りました。

住民と議会がチェック機能を果たすためには、直接事業者から事業執行状況を聞いたり、また、事業の実施条件についての決算資料を求めることなどが必要なんです。今現在は、委員長報告がありましたように、指定管理者の事業執行の管理は市長が行うだけということで、議会の報告ということが制度化されてない。そういうことの改善すべき点はあるんですが、議題外でございますので、感想に述べさせていただきます。

今回の提案の主な内容は、私は指定管理者審査会の役割をどういうふうにやっていくのかということに判断いたしました。市長からの提案に対する指定管理者の今までどおりの審議だけでなく、指定管理者が事業を行った結果に対する評価審査を行うという提案は、審査会の役割を前進させるものとして賛成いたします。住民の福祉の増進を目的として、そのように供すると定義されている公の施設として市民サービスの維持向上がどうなるのかということを通じて、諸経費の縮減が指定管理者の選定、さらには、評価基準にあるのだという提案として受け止めました。

以上で賛成討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 引き続き賛成討論を行います。

11番、古見梅子議員。

〔 11番 古見梅子君登壇 〕

11番（古見梅子君） 11番、古見梅子議員。

議案第50号、51号に対し、賛成の立場で討論いたします。

この条例は、指定管理者の候補者の選定をする審議会を改め、評価を加え新たに指定管理者の選定及び評価をする伊豆市指定管理者審査会条例の制定であります。今まで指定管理者の選定のみであった審議会を、指定管理者のチェック機能が必要であることから評価を加えたもので、その評価は、庁舎内の1次、2次評価を経て審査会に報告し、市長に答申することによりよい指定管理者の指定になるものと考えられます。

過日、6月8日、伊豆市振興公社事業報告を受けました。その事業内容は、年間大変な努力をされ健全な管理運営がなされていることがうかがえました。

指定管理者制度を導入し、現在よい方向に進んでいるとき、なお一層伊豆市指定管理者審査会条例の制定は、見習うべき伊豆市の指定管理者制度にしていきたいという意欲を感じます。

今後まず、利用者が安全で安心して利用できる施設であるように願い、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 以上で、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第50号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてと議案第51号 伊豆市指定管理者審査会条例の制定についてを一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第50号並びに議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号の質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第7、議案第52号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森良雄君登壇〕

10番（森良雄君） 10番、森良雄です。

議案第52号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、私の質問通告書は第14条の改正内容の説明を求めるとだけしか書いてないんですね。先ほどの企画部長のような答弁ですと大変困ります。私は直接市民環境部長に、こういう内容を答えてくれと言ってありますので、これは増税ではないのかなと、さっき言いましたね。そういうことでありますので、詳しくご説明いただきたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 資料につきましては、60ページをお願いしたいと思います。

第14条の改正について、ご説明をいたします。

国民健康保険税条例第14条の規定につきましては、一定の所得水準に満たない世帯に対する均等割額、平等割額の減額の規定であります。減額対象となった世帯におきます、課税額は第2条で算定いたしました、基礎課税額から減額される額を控除して算定しますが、この場合についても、限度額を53万円を56万円とするものでございます。

事業所得につきます損失繰越などで、事業所得額は少ないが、事業用資産に対する固定資産税額が多額な場合は、資産税額と減額後の均等割額が平等割額を合算すると、限度額を超える場合が想定されるため、第2条と同様に規定をするものでございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問をさせていただきたいんですけど、詳しく説明していただいとありがとうございますと言いたいんですけど、何が何だかさっぱりわからない。

これは確か、お隣の伊豆の国市でも同じような議案が出されて可決されたというふうに見えるんですけども。この53万円から56万円になった。いわゆるこの56万円というのは、今まで53万円でもよかった人が今度は56万円税金を払わなければならないということなのか、それとも、これに付随する何らかの健康保険税の納税額が決まってくるのか。どのぐらいの増税になるのか。その辺を聞きたい。

それと、これ各自治体と同じようなことをやっているんだったら、上位法が改正されたのかどうか。同じような算定基準が示されたのかどうか。お伺いしたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず、上位法の改正があったのかどうかということですが、私の方で当初この提案理由の中でご説明したように、平成19年2月21日に公布されて4月1日より施行されたということですので、ご理解をいただきたいと思ます。

それからもう一つ、どれぐらいの増税かということですが、増額になるかと言いますが、19年度の試算につきましては事実上無理でございますので、それはしてございません。なお、18年度ベースで見ますと、この質問にあります14条規定につきましては、該当はないと思われま。

それから、第2条関係に該当する者には、18年度には243件が該当されています。したがって、その方たちが、19年度はどういうベースで持ってくるのか、所得が変更されますので、19年度には本算定を待たないと数字が出ないということですので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 以上で通告による質疑は終わりました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めま。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

賛成討論、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第52号提案理由の中でありました、国保税の上限を53万円から

56万円に引き上げるという提案ですけども、冒頭の提案の理由の中の一つとして、幾つかありましたが、負担の公平というのが提案理由の中で述べられました。私は、負担の公平とは何かというのをしっかりとつかんでいないと、そのとらえ方によっては間違っただけに行きかねないと思います。医者にかかるのが多ければ、利益を受けているのだから払うのが当たり前という、そういう意味での負担公平はあります。いわゆる受益者負担の問題です。

応益割です。これでは、今、ニートの問題とか格差社会というのが言われておりますけれども、いわゆる金がなければ、ますます病院に行けなくなってしまう。それが本当に負担の公平なのかと思うと、私はそうじゃないと思います。税のあり方というのは、応能割が原則です。これが今、だんだんと崩されようとしていますけども、能力において払っていくという事を原則にすべきです。こういう立場から、今回の提案に賛成をいたします。

上限額を散漫にすればあくまでもこれは今、部長がお話してましたけども、まだ本算定ができてないものですから仮の状況だよということで、担当課の方に行って説明を聞きましたけども、約700万円の国保税がプラスされるということなんですけども、まだ、正式ではありません。この700万円が増えることによって、市の国保会計根本的解決には私はならないと思います。高過ぎる社会保険料の根源には、国の社会保障への責任放棄があります。国保では、20年間で1兆6,000億円も減らされた国保負担を、せめて400円に戻せば、全国民一人当たり、1万円の値下がりになるんです。市の担当職員も、ある意味では国保会計どうしようかと、収入支出のバランスをどうしようかということで、少しはその心配が和らぐのではないだろうかということを書いて、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第8、陳情第1号、日豪EPA/FTA交渉に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。

本件については、観光経済常任委員会に審査を要請してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

ただいま議長から報告を求められました、日豪EPA/FTA交渉に関する意見書の

提出を求める陳情について、6月12日、全委員出席のもとに観光経済委員会を開催し、審議した結果、その願意を妥当と認め、全会一致をもって、採択すべきものと決しましたので報告します。

議長（堀江昭二君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告の通り採決することに決しました。

発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第9、発議第5号 日豪EPA/FTA交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

鈴木基文議員。

2番（鈴木基文君） それでは日豪EPA/FTA交渉に関する意見書の説明をいたします。

まず、発議第5号伊豆市議会議長堀江昭二様。提出者といたしまして、観光経済委員会の委員全員が提出者と賛成者になっております。

内容ですけども、朗読いたします。

日豪EPA/FTA交渉に関する意見書。

本年4月から開始された日豪EPA（経済連携協定）及びFTA（自由貿易協定）交渉に対し、豪州政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられています。豪州政府の要求通り、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2兆から3兆円規模になるとされています。

また、食料自給は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くことに

なります。

また、豪州では、昨年の干ばつによって大減産となったように農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

よって、政府においては、日豪EPA/FTA交渉に当たり、下記の事項に特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、日豪EPA、FTA交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること。

2、農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月21日。

静岡県伊豆市議会。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本意見書について質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第10、発議第6号 下水道整備の促進に関する意見書の提出につ

いて議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

飯田宣夫議員。

〔 15番 飯田宣夫君登壇 〕

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

発議第6号の下水道整備の促進に関する意見書につきまして、提案理由を述べさせていただきます。

お手元の資料にありますとおり、提出者、賛成者は、お手元のとおりでございます。

提案理由を述べさせていただきます。

下水道は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、良好な水環境の回復保全を図る社会基盤整備であります。市町村の規模による下水道普及率の地域格差は大きい状況にあります。50万以上の都市と10万未満の都市との比較では半分以下であり、本市は50.8%で、大きく下回っているわけです。

現在、市町村の財政基盤の確保のため、市町村合併を推進していますが、合併後も現在の水準から大きく向上できないと推測される中で、下水道法施行令により平成19年度末まで、平成15年4月1日現在での市町村規模による主要な管渠の補助対象範囲が適用されておりますが、それ以降については定まっていないのが現状であります。そのために平成20年以降におきましても、最低限の社会資本整備を行おうとする場合には、国の市町村合併にかかわる特例措置の延長が必要となります。ちなみに、補助対象範囲ですが、一般町村の場合は、下水排除量が日5立米以上が5万人未満の一般市の場合は25立米以上ということになり、大幅な基準に変更となります。

なお、この特例措置の延長につきましては、静岡県側の提案、要望として国の方へ要望されておりますし、また平成19年2月の県議会におきましても、下水道整備の促進に関する意見書として議員決議が行われております。

よって、平成20年度予算の概算要求前までに、静岡県全体として特例措置の延長を強く国へ訴えていくためのものであります。

以上、伊豆市議会といたしましても、この辺の要望をぜひとも決議いただいて、下水道の促進を図っていきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本意見書について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、発議第6号は原案とおり可決されました。

決議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第11、決議第1号 あらゆる暴力行為の根絶に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、決議の朗読を求めます。

22番、三須重治議員。

〔22番 三須重治君登壇〕

22番（三須重治君） 日程第11、決議第1号。

一昨日、全国議長会でもこの内容で決議をされております。また、伊豆市議会も昨日、議運が開かれまして、これを本日皆さんに決議をしていただきまして、市民中心に広く暴力追放を呼びかけ、また、公安関係へもアピールをしていきたいという旨で、今日ここに決議をしたいと思っておりますので、ご賛同のほどをよろしくお願いします。

それでは趣旨書を朗読いたします。

あらゆる暴力行為の根絶に関する決議。

去る4月、伊藤一長、前長崎市市長は市長選挙の最中に凶弾に倒れた。

我々は、現職の市長が銃撃されたことに対し強い衝撃を受けるとともに、地方自治の発展と住民福祉の向上への決意を等しくするものにとって痛恨のきわみであり、衷心より哀悼の意を表する。

選挙期間中の候補者に対する暴挙は、卑劣極まりなく、民主主義の根幹を揺るがすものであり、断じて許すことはできない。また、平穏な市民生活に対する重大な脅威であって、強い憤りを覚える。

その後も銃器を使用した市民生活を脅かす凶悪事件が相次いで発生している。

我々、伊豆市議会は、違法または不法な不当要求行為、行政対象暴力に毅然として対処するとともに、今回のような事件が二度と起こらないよう、銃器犯罪などあらゆる暴力を社会から根絶し、安全・安心なまちづくりを推進し、市民の意思の体现である地方自治を守ることを、ここに誓う。

以上決議する。

平成19年6月21日。

伊豆市議会。

賛同のほどよろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） お諮りいたします。

本案については、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

決議第1号 あらゆる暴力行為の根絶に関する決議について原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、決議第1号は原案のとおり決議されました。

議員派遣について

議長（堀江昭二君） 日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります資料のように、8月21日開催の平成19年度静岡縣市町議会議員研修会場所、静岡県コンベンションアーツセンターグランシップに全議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認め、資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程の追加

議長（堀江昭二君） 次に、報告第8号並びに報告第9号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1並びに追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1並びに追加日程第2を議題とすることに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告第8号、報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 追加日程第1、報告第8号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）、追加日程第2、報告第9号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 報告第8号及び報告第9号専決処分2件に関する提案理由を申し上げます。

今回、報告するものは交通事故関係2件であり、いずれも和解及び損害賠償の額が決定したため、報告するものであります。

詳細につきましては、総務部長から説明をさせます。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますのでこれを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、事件の報告案件につきまして補足説明をいたします。

2件の交通事故、公用車の事故によります報告2件でございます。

この会期中に、相手方との和解それから損害賠償の額、これらを決定いたしまして、これを専決いたしましたので、本議会に追加議案として報告を申し上げます。

2案件とも状況が似ておりまして、公用車がいわゆる優先道路といえますか、県道または国道を直進中、わき道から出てきた車に追突された、あるいは接触事故を起こしたという状況のもの2件でございます。いわゆるもらい事故といえますか、それに係る処置になります。

まず1点目の案件でございますが、2ページ目でございます。損害賠償の額につきましては、3万4,551円ということで、これがいわゆる相手方の車の損害額17万2,757円に対する2割相当分の過失分ということの額でございます。相手方は、市内の柏久保の方で、個人でございます。事故発生場所は、柏久保の507番ということでございまして、3ページの図面の方を

まず見ていただきたいと思います。発生場所でございます。柏久保のですね、県道、紀平医院さんのやや駅側と申しますか、その三叉路の部分になります。公用車が県道を走行中に、相手車両が、わき道から出てきたところに接触したという事故でございます。過失割合として、先ほど言いました、8対2というようなことで、2割分の過失分、これについて相手方と示談が成立しまして、和解をしたというものでございます。

続きまして、5ページの案件でございます。これは損害賠償の額、7,410円ということでございます。これも相手方の損害額7万4,100円に対します1割でございます。相手方は、伊豆の国市の個人の方でございます。事故発生場所は伊豆市の横瀬、いわゆる本庁舎に入ります、横瀬駐車場と申しますか、その三叉路でございます。6ページを見ていただきまして、場所は庁舎の入り口と申しますか、横瀬の三叉路でございます。公用車が国道であります136号線を、温泉場の方に向かって直進しておりましたところ、相手側の車両が、あそこは一旦停止になっております。一旦停止を無視して出てきたところを接触したというものでございます。車が2台書いてございますが、これは前方の車を交わして左側に出ようとしたという状況でございます。これにつきましては、先ほどの過失割合と若干一旦停止を無視したというようなことで9対1と、こちらが1割の過失割合ということで、その負担分でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

以上で本件の報告は終わります。

閉会の宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成19年第2回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には長期間に渡り、慎重に審議をいただき、まことにありがとうございました。

閉会 午前10時58分